

平成 26 年

## 第 7 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 26 年 12 月 5 日

閉 会 平成 26 年 12 月 12 日

大 津 町 議 会

## 平成26年第7回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
12月 5日	金	午前10時	本会議	・ 開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	本会議終了後 全員協議会
12月 6日	土		休 会	議案等検討	
12月 7日	日		休 会	議案等検討	
12月 8日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	
12月 9日	火		休 会	議案等整理	
12月10日	水	午前10時	本会議	一般質問	
12月11日	木	午前10時	本会議	一般質問	
12月12日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	本会議終了後 議会活性化 特別委員会
会 期				8日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 大津町財政事情公表
- 専決処分の報告について（3件）
- 平成26年9月例月出納検査の結果について
- 平成26年10月例月出納検査の結果について
- 平成26年11月例月出納検査の結果について

# 平成26年第7回大津町議会定例会会議録

平成26年第7回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成26年12月5日(金曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
出席議員	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍 一 郎		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一 書 記 岩 下 潤 次		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長 上 田 ゆ かり	
	副 町 長 徳 永 保 則	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	兼 総 務 課 長 羽 熊 幸 治
	住 民 福 祉 部 長 田 中 令 児	総 務 課 長 白 石 浩 範	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	教 育 部 長 齊 藤 公 拓	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 松 永 高 春	
	兼 任 工 業 用 水 道 課 長		
	兼 長 杉 水 辰 則	農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳	
	兼 長 徳 永 太		

## 会 議 に 付 し た 事 件

承認第 5号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成26年度大津町一般会計補正予算(第5号))
議案第63号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第64号	平成26年度大津町一般会計補正予算(第6号)について
議案第65号	平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について
議案第66号	平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第67号	平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第3号)について
議案第68号	大津町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
議案第69号	大津町営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第70号	大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第71号	大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定について
議案第72号	公有財産の使用について
議案第73号	平成26年度大津町一般会計補正予算(第7号)について
議案第74号	平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第75号	平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
議案第76号	平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)について

平成26年第7回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願・陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成26年 11月20日 請 願 第 3 号	「農協改革」に関する意見書の提出を 求める請願書	菊池市旭志川辺1875 菊池地域農業協同組合 代表理事組合長 三角 修	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成26年 11月21日 陳 情 第 3 号	美咲野行政区分割に関する陳情	菊池郡大津町美咲野三丁目2番 1号 加来 純一	総 務 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 6 年 1 2 月 5 日 (金) 午前 1 0 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 各常任委員会行政調査報告について
- 日程第 5 承認第 5 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(平成 2 6 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号))
- 日程第 6 議案第 6 3 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 7 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号) について
- 日程第 8 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 3  
号) について
- 日程第 9 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)  
について
- 日程第 1 0 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 3  
号) について  
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 1 議案第 6 8 号 大津町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制  
定について
- 日程第 1 2 議案第 6 9 号 大津町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 7 0 号 大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 7 1 号 大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定について
- 日程第 1 5 議案第 7 2 号 公有財産の使用について
- 日程第 1 6 議案第 7 3 号 平成 2 6 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号) について
- 日程第 1 7 議案第 7 4 号 平成 2 6 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2  
号) について
- 日程第 1 8 議案第 7 5 号 平成 2 6 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)  
について
- 日程第 1 9 議案第 7 6 号 平成 2 6 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2  
号) について  
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 2 0 議案質疑  
議案第 6 8 号 質 疑



議案第69号	質 疑
議案第70号	質 疑
議案第71号	質 疑
議案第72号	質 疑
議案第73号	質 疑
議案第74号から議案第76号まで	一括質疑

日程第21 委員会付託

議案第68号から議案第76号まで

請願第3号

陳情第3号

午前10時09分 開会

開議

○議長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成26年第7回大津町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大塚龍一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番源川貞夫君、11番坂本典光君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、11月25日午前10時から委員会A室において、議会運営委員全員出席のもと、また大塚議長に出席を願い、平成26年第7回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の15件について、執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議いたしました。

また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

町長提出議案のうち、承認第5号から議案第67号までの6件については先に議決すべき案件でありますので、本日の議会において、質疑討論の後、表決することといたしました。

なお、一般質問については10名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2

日目が6番から10番までの順で行うことになりました。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおり本日から12日までの8日間といたしました。

以上、大塚議長に答申いたしました。これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力を、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から12月12日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの8日間に決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

### 日程第4 各常任委員会行政調査報告について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4 各常任委員会行政調査報告についてを議題とします。

各常任委員長から委員会行政調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長（永田和彦君） ただいまから経済建設常任委員会の行政調査報告を行います。

当委員会は去る10月21日から23日におきまして3日間、島根県益田川ダム視察から始まり、新山口駅ターミナルパーク整備事業について、また、空き家バンク定住支援事業について研修をしてまいりました。その内容を皆様方にご報告いたします。

まず初めに、益田川ダム視察についてであります。これは、この研修先を選んだ理由といたしましては、今我々の地元でも行われております穴あきダムの、まず国内で最初の穴あきダムを造った場所であり、どういったものが穴あきダムかなということを現地に行って視察することによって、この今進められているこの立野ダムの内情をきちんと把握できるのではないかなということが目的でありまして、その現場に行って見てまいりました。ここの益田川ダムにおいてこのダムができた経緯というのは御多分に漏れず、やはり水害であります。過去に大規模な水害がっております。ここの水害と申しますのが、やはり地形的なものというものがあまして、やはり多くの山岳地帯に包まれております。ですから、雨が降った時に急激にその河川に水が集まりやすいということで、多大なる被害が過去に起きているということが報告され、それを防ぐためにダムができた。しか

しながらダムにおきましては皆様ご承知のとおり、いろいろな問題があるんだよというご指摘があって、穴あきダムに辿り着いたということで、実際現地に行ってみますれば清閑な地域でありまして、見る限り自然を損なうことがなく、もう年数も経っておりますので自然の中に溶け込んでおりました。浮いた感じはなかったというのが感想でありまして、その現地の中で、視察の中です、いろいろな説明を受けました。

メリットといたしましては、今後もこの豪雨災害というものは予測がつかません。これに対する災害を少しでも軽減できるように被害に備えて100%とは言えないが、ある程度の備えができたというのがやはり一番のメリットであろうということでもあります。そして、また、このダムの周辺地域の整備がなされておりました。このダムの周辺地域におきましては様々な周辺整備といたしまして、やはりファミリーゾーンとか交流ふれあいゾーンとかいろいろなゾーンが定められて、我々がちょうど研修に向かった時にですね、グラウンドゴルフ場の広大なパークがありまして、そこで全国大会が開かれると、その用意で非常に賑やかでありました。そういったですね、まちづくりにも寄与ができていてというところで、その住民の生命と財産を守るプラスそういった周辺整備までできたということで非常にその地域の方々からは安心と、そしてメリットとしていろんなものが生まれたということで、それによって住民の健康維持、そういったものにも有効であろうかなということでもあります。

ただ、デメリットとするならば何だろうかということで、景観というものが相当崩れるのではないかなというものが最初行く前はあったんですが、それはあまりなかったように思います。年数が経てば、やはりそういったダムのコンクリート壁にもいろんな苔が生えたりとか色合いが自然の中に溶け込むような色合いになってきて、変な感じはなかったように思います。あとはですね、建設の費用、これがやはり多大にかかるということです。そして、また、維持管理費、これがかかるということです。しかしながら、維持管理費の面におきましては、穴あきダムということで、今の通信手段を使って管理棟あたりもほとんど人がおられないという形です、ハイテクをきちんと利用しながらカメラとかいろんな情報機器を使いながら管理されておりますので、維持費も最小限に留められていたというのが感想であります。ですから、やはりこの立野ダムと益田川ダムこれを重ねて考えた時に、やはり我々の財産と生命を守る上では非常に有効な手段であったかなというのが感想でありまして、各委員の感想の中にもそういった意見が多く含まれております。

続きまして、空き家バンク定住支援施策について、山口の萩市のほうに行ってみました。この空き家バンクと申しますのは、皆様ご承知のとおり日本は人口減であります。ということで、この萩市におきましても空き家が非常に目立ってきていると、そしてやはり人口増施策をやりたいがその空き家というものの活用の仕方というものがどうにかできないかなというところで取り組んでおられます。そしてまた、その空き家をどういうふう提供するかというのが、空き家、空き地を提供するのは宅建業協会の方々がおられますので、民業圧迫にならないように宅建業協会の方が本当に扱わない物件ですね、民業として流通や販売にのらないものに対して社団法人の山口県地建物取引協会の萩の支部の会員事業者の物件をホームページで紹介するという形で、そういった誰

も手をつけられないような、空き家になっている、誰も住んでいない、しかしどうすることも、誰の持ち主かもわからないというものをですね、自治体がそういったものをきちんと調べ上げて、そういったところを活用しませんかと、そしてそういった都市づくりに活用して、まちの活性化をまた図りたいというのが目的であります。そして、様々な支援をやっていくということでもあります。この事業に対しまして、やはりこの人口減ということが一番でありまして、ここの萩市も人口が減ってきております。ですから、人口減、そして高齢化社会この中でいかなる行動を起こすかということで取り組まれた事業ということで、我が大津町を見てみましても、やはりどこの地域もですけども、空き家、空き地というものはあります。それをきちんと活用することによって町の賑わいを取り戻していく、そしてまちづくりをしていくということが目的であったと思っております。

そういった形で行政が民業を圧迫することなくまちの形をつくっていくということに対しましては非常に有効であるかなということではありますが、デメリットといたしますれば、やはりそういった宅地宅建に対する専門の職員が必要となります。そして、先ほど申しました行政と民業のその判断ですね、そういったものをきちんとやっていかないと民業の圧迫になってしまうということでもあります。空き家対策による支出と税収会計が確立されてない打算的な施策にも感じられる点があります。そのいろんな対策をすることに税は支出されるわけですから、それによってきちんとした見返りとしてのまちの賑わい、そういったものがなければなかなか難しいかなと思う部分もありますが、やはり何もしなければまちは沈んでしまいますので、そういった形で取り組まれている点については、やはり先進地であったとそういうふう感じております。

そして、3日目におきましては、新山口駅ターミナルパーク整備事業についてであります。ここも昔は小郡駅ということでこちらのほうが皆様ご存じかと思えますけれども、ここの周辺はやはり大規模な合併があっておりまして、その合併の特例債を使いまして重点エリアの整備をするということでもあります。予算は150億円ぐらいかかるという話ではありますが、現地に行くとそれは広大は敷地の中で12ヘクタールもある一帯をいろんな形で整備をされておりました。もちろん駅が中心であります。計画の位置づけとしまして、山口市都市計画マスタープランの中に位置づけられております。そして、総合計画に上げる広域圏中央各都市の成長エンジンとしての整備計画をやっていくということで、山口小郡都市の核づくりマスタープランというものに位置づけられております。その整備の狙いと都市機能導入の考え方ということでここに示されておりますのが、「賑わい」ということ、そしてまた「個性と価値を求める」、そして「持続と可能性」、これは横文字で書いてありますけれども、そういった形ですね、拠点となるものを持つことによって、ここも人口の減少を食い止めたい、そして逆に発展につなげたいという事業でありました。しかし、今、事業費を申し上げましたとおり150億円というものは非常に多大な金額でありまして、この事業がきちんとした成長戦略に乗らないと大きな返済負担になってしまいます。企業でいうところの債務超過となってしまう可能性も否めないかなというふうには感じました。誰が負担するのかと申しますれば、そこはそこの市民の方、そしてまた国税も多大に入るわけですから、実際にこういった大規模なこれからの事業というのは返済に多くの時間が費やされますので、今後の負担を残してしまうという

ことがデメリットかなど。しかし、デメリットとは一言では言えないということです。今現在、日本全体の中では勝ち組と申しますか人口が増したところはどんどん伸びておりますが、減少の自治体がたくさんありますので、やはり勝ち組に乗せるためのこの計画のマスタープランへの位置づけということであろうかなと思いました。

我が大津町としましても、ここには全然及びませんが、駅周辺の整備がなされております。いろんな形でその有効性、どういった流れになるのか今後も注視してやはりそういった研修を生かしていきたいと。現地に赴きまして、そこの色や空気、そういったものを感じるによりまして、その事業の内容をきちんと把握できる、100%とは申しませんが、そういうことによりまして先進地研修を生かす、これを我が委員会でもきちんと今後の審議の中に生かしていき、そしてまちづくりに寄与していきたいと思っております。今回のこの行政調査におきましても非常に有効であり、今後のまちづくりに議員の活発な意見につながり、政策立案へとつながり、そしてまちづくり、まちの発展につながることを信じております。

これで、経済建設常任委員会の行政調査報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会の行政調査の報告をいたします。委員会メンバー5名と事務局1名の6名が参加をいたしました。平成26年10月の22日から24日までの2泊3日の日程で、福井県の2カ所、富山県の2カ所、この4カ所に行っていました。福井市ですけども、ここは県庁所在地でありまして、人口は26万7千余人ということで大津とは比較にももちろんなりませんけども、議員の定数は32名。テーマはですね、ここは学力テストで全国1位という実績を持っております。特に、小学生は3位、2位、1位と、数学B、それから数学A、国語とかありますけども、特に中学校はですね、国語Aは全国で2位、それから国語Bは全国1位、算数・数学Aは全国1位、算数・数学Bこれも全国1位ということで、ぜひ、どういうふうにして成績アップにつながられているのかということで研修に行っていました。全国平均から見ると、低位層が少なくですね、中位層から上が多い、高位層を伸ばす必要があるというふうに分析をされております。県の学力調査全国学力学習状況調査の結果を踏まえまして、調査研究委員会による分析・改善策の提示、それから各学校が学力向上プラン作成をしております。それから、授業づくりでですね、コアティーチャー養成、これは県の事業ですけども、伝統的な校内の体制としての教科会、これは縦もち事業ということで1年生の先生も、1年、2年、3年というふうに全学年のですね、授業を受け持つというようなことで、特に教員研修福井大との連携もとられております。

それから、地域に生きる学校づくり推進事業による支援ということで平成26年度は2千600万円を配分しております。改善策といたしまして、調査を実施した児童生徒や全学年、そして本年度中に取り組むこと、中長期的に取り組むこと、また家庭や保護者と連携して取り組む事業などを実施されております。それから、教員に対しても指導主事が学校訪問をいたしまして、全小中学校に年2回の計画訪問全員参加の教育研究会を開催されております。教育研究協議会というのはです

ね、「現場の先生が現場の先生に指導」する体制であるということで、各科ごとに、また「一人一研究」の自主的な取り組みの場も設定されております。それから、地域的なこともあると思いますけれども、全国のトップにいつも位置していることはですね、子どもたちと向き合う教員の熱意と協働態勢と家庭・地域の信頼、特に祖父母の存在があるとも思われます。世帯人数全国で2位、3世代世帯全国で2位、共働き世帯全国で1位という、それから地域の安定、転入転出が少ないというのも要因に挙げられているのではないかというふうに言われております。福井市の教育支援プラン、平成21年3月に策定されまして、これでも教職大学院との連携、特別支援教育担当主事の配置、図書館の支援員の配置、それから食育サポーターの派遣、学校給食畑、農業体験、保育園、幼稚園、小学校の交流ウィーク設定、それから保育園、幼稚園、小学校の連絡協議会の設置、中学校合同研修会、普通教室全室へのエアコン設置、これは大津のほうでも実現しておりますけれども、特に家庭・地域・学校の連携への支援というようなことが挙げられております。中学校教育には特に力を入れられておりますけれども、1校当たり年間に地域の人材活用、これは延べ人数ですけども、講演講師が13.2人、ゲストティーチャーが72.9人、事業ボランティア、これも72.5人、校外授業ボランティア85.8人と。それから家庭地域との連携といたしましては地域学校協議会3回、中学校区連絡会議3.9回、学校公開21.3回、それから保育園、幼稚園、小学校、中学校の交流、これも合同研修会13.3回、その他いろいろ他校への授業公開4.8回というふうにして、これは年間の1校当たりの回数でございます。そういう形で頑張っておられます。それから、学級ですね、少人数での学級編制も県の基準より小学校もですね、1年生は31人以上、支援員を配置しております。小学校3年は35人、それから小学校4年は40人というような形で少人数での学級編制も行われております。それから支援員等の配置もいろいろスクールカウンセラー、いきいきサポーター等、日本語指導ボランティア指導員とかいろいろされておりますけれども、平成21年の3月に策定されました福井市の教育支援プランによって重点目標を掲げ、繰り返し改善策を立てて、研修や協議会を開催し地域家庭と連携を深めて推進されております。その様子がひしひしと伝わってまいりました。幼少期から連続性に重点をおいた取り組みを意識した教育がなされている点が参考になりました。我が大津町でも実施されている項目もありますが、全国学力結果を踏まえ、学校別・学級別に公表し、お互いに競争意識を持ち、改善していくことも必要ではないかなということも思いました。

それから、公立保育園の民間移譲の事業についても研修いたしました。特にですね、平成16年度から公立保育園には必要な経費は国・県の負担が廃止になっておりますので、全額市が負担することになっております。それで、特に運営費、市立保育園に限定した負担金や補助金は平成23年度では入所児童1人当たり3万1千円程度となっております。民間移譲による国・県費の増加額を試算しますと、平成22年、23年度の合計で3億2千800万円程度となり、定員を移譲経過が完了する翌年度に当たる28年度までの累計で21億3千400万円程度の支出削減が見込まれるというふうに言われております。我が大津町におきましてはですね、公立幼稚園は1園と分園1園でございますが、将来、児童減少になってきた場合の定員の削減や、私立幼稚園と協議において参

考になると感じたものであります。10年後、20年後にこういうふうになると思います。

それから、次にですね、これも福井県の越前市ですけども、「夢ある子ども育成事業」ということで研修に行っていました。ここは人口8万3千人、議会の議員は22名でございます。越前市は福井県のほぼ中央に位置しまして、平成17年10月に武生市と今立町が合併し誕生いたしました。古くから物づくりが盛んな地域でありまして、1500年の伝統を誇る越前和紙を初め、刃物業界で初めて国の伝統工芸の指定を受けました越前刃物などがあり、国有の地域文化が培われております。近年は半導体や電子精密機器等のハイテク産業の企業が立地しており、幅広い産業が集積し、県内一の製造品出荷額を誇る産業としてあります。夢の教室の出会いというのは平成20年に全国学力学習状況調査、運動能力・運動習慣等の調査におきまして、越前市は学年において全国トップクラスの結果でございました。しかし、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が全国平均を4.4%も下回る（小学校6年生）という結果が出ました。子どもたちが変化の激しいこれからの社会をたくましく生きるために、夢を持つこと、夢に向かって努力することの素晴らしさや大切さについて考える機会を積極的に設けていくことが大人の使命だと考えまして、行政としての何か打つ手がないものかと模索していた時に、越前市長に日本サッカー協会の小倉純二副会長から、子どもたちの夢を育むことを目的に日本サッカー協会が行っている「こころのプロジェクト・夢の教室」を紹介されました。モデル事業として平成20年10月にさっそく小学校で行うようになりまして、それ以来、平成21年、22年、23年、24年、25年と、夢ある子ども育成事業をやってきたわけでございます。そして、小学生から次には中学生にいき、平成25年、26年と今度は大人のほうにもですね、この事業を広げていこうということとされております。その概要をちょっと申しますと、「夢の教室」小学校5年生を対象にしたのが32学級、中学校2年生対象が30学級、スポーツレッスン・スポーツ少年団等が対象ですけど、これが2回、ものづくりプロジェクト、ものづくりの出前講座、企業見学、体験学習等、それから中学生対象のロボットコンテスト、それから夢レベルアップチャレンジ、これは10団体、それから越前発夢先生共同事業、これには510万円組んであります。このように事前・事後のアンケートを比較いたしますと、夢を持ちたい、夢を持つことは大切である、夢の実現には人の協力が必要などどの質問項目にも数値が上がっております。小学6年生と中学3年生を対象に行っている将来の夢や目標を持っている越前市の児童生徒の割合は平成20年度から比較いたしまして、平成26年度では小学生で約14ポイント、中学生では約8ポイントも上昇し効果が数字にも明確に表れております。日本サッカー協会との協定を結んでの事業でのサッカー選手、オリンピック選手、相撲の貴乃花親方など幅広く夢先生を招いての事業、越前発夢先生共同事業は越前市のPRの目的も含んでスタートしておりまして、市内観光スポットや特産品の紹介など市のPRとイメージアップにもつながっております。現在のこの世の中の激しい変化、雇用不安や将来の職業に対しましての不安、夢を持つこと、生きがいに対しまして、子どもはもちろんのこと大人にとっても夢を持つことの大切さ、目標を掲げ努力しあきらめないことが必要であると思われまます。この越前市の取り組み、成功事業を参考にしながら我が町でも少しでも生かされたらと感じたわけでございます。

それから次にはですね、富山県小矢部市で、これは認知症の地域支援事業についてでございます。人口は3万1千人と議員の数は16名でございます。富山県の西部に位置しまして、国内外の代表的な洋風建築物をモデルにメルヘン建築物が数多く建てられているところで有名でございます。地上100メートル展望台から平野を一望できるクロスランドタワーがシンボルであります。富山県で初めて「恋人の聖地」に選定されております。一部の地元市民からは「小矢部のスカイツリー」と呼ばれております。ここは高齢者人口が9千983人と高齢化率は31.6%、ひとり暮らし、これが1千32世帯、介護保険認定者1千732名、認定率17.4%、認定者のうち認定症自立度1以上が1千204名ですね。徘徊のおそれがある高齢者94名ということでございます。認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組んでおられます。ここも出前講座、認知症サポーター養成をされておりますけども、その養成状況でございますけども、地域地区の地区長寿会、それから生き生きサロン、自治振興会、市会議員、女性消防、団地地区社協、ボランティア団体などで150回、6千206人ですね、それから職域、郵便局、銀行、JA、美容組合等、これが25回の531人、学校、小学校、中学校、高等学校、これが21回の877人、それから行政も5回市長新任職員等78名ということで、延べ受講者でございますけども、201回の7千692名という実績をされております。それから認知症を知る集い、平成26年3月、今年ですね、7回目の開催をされております。それから、徘徊見守り模擬訓練、実際に行方不明者が出たという想定で地域ボランティアで捜査を行う取り組みも実施されております。これはビデオも見せていただきました。そういうことで、我が大津町でもですね、11月30日に徘徊者への声かけ訓練、民生委員さんや区長さん等、約100人の方が参加されて初めて大津町でも行われました。なかなかこれもビデオでも見せていただきましたけども、声かけの仕方、認知症の方の見分けと言いますかね、そういうのがなかなか難しいんじゃないかなというふうにビデオでもされておりました。町全体です、認知症の方やその家族を支えることができるように「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」をスローガンに全体で広がっていくような施策を進めていく必要があるというふうに思っています。

それから、これは当委員会とは違いますけども、市民との対話を重視して新庁舎を建設されました氷見市役所に行ってまいりました。ここは人口4万8千904人、議員の数は17名でございます。富山県の西北、能登半島の東側の付け根部分に位置しております日本海有数の氷見漁港には四季を通じて156種類もの魚が水揚げされ、初夏のまぐろ、冬の寒ぶり、そして氷見いわしは広辞苑にも掲載されるほど有名であります。ここも市役所庁舎が耐震性の不足と、津波の浸水想定域にあること、また庁舎の分散や駐車場スペース等の不足、防災面とサービス面での喫緊の課題を抱えておりました。いろいろ耐震補強をするのか新築なのか、いくつものシミュレーションを繰り返す中に、学校統合で使われなくなった体育館を新庁舎として採用するという画期的な案を選択し、防災、市民サービス、そして財政負担という3つの課題を同時に解決することができたということでございます。市民との対話を重視しました市政運営を打ち出している本川市長は実施設計にもその考えが反映されております。新庁舎デザインワークショップを4回ほど開催され、新庁舎の花と緑



のデザインを考えるネットワーク会議を5回開催されております。対話とコミュニケーション、アイデアが生まれる工夫やワークショップで出された意見が随所に取り入れられておりました。これは交付税の緊急防災事業債、これは単独事業ですけれども、交付税の算入70%、7割が普通交付金に算入されております。ちょうど業務開始がですね、5月7日のゴールデンウィーク中だったということでもあります。それから、至る所に、先ほど言いましたように、今までこの改築に当たりまして、手すりとかいろんなのをですね、再利用するというようなことが進められております。我が大津町におきましてですね、今後、庁舎建設等委員会の設置をすることから始めていくこととなりますけれども、日にちがいろいろと検討され、作成された基本構想を参考に生かしていく必要があると感じたのでございます。

以上で、文教厚生常任委員会の行政調査の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） それでは総務常任委員会の行政調査につきまして報告を申し上げます。研修先は岡山県高梁市同じく真庭市同じく里庄町の3カ所であります。10月21日から23日2泊3日で研修を行いました。

最初に、高梁市役所の庁舎建設について研修を行いました。高梁市は平成16年に1市4町合併で人口約3万5千人、面積が547平方キロメートル、議会定数が20人であります。職員数が市長部局が460人、教育委員会が92人、合計で552人の職員数。現在、新庁舎がちょうど建設中であります。建て替えの理由は旧庁舎が56年経過し耐震性に問題があるということでもあります。経緯と状況であります。合併協議の中で庁舎建て替えの意見が付され、平成19年に新庁舎建設検討委員会がスタートしましたが、平成21年に新市長になり、主に場所の問題で見直しが必要とされたそうでもあります。明けて平成22年4月に新庁舎建設検討協議会、学識者外部委員を含め14人で立ち上げられました。議会は同じく11月に新庁舎建設調査特別委員会、議長・副議長以外の9名で特別委員会を立ち上げております。検討協議会が平成22年に発足し、平成25年に実施設計完成まで約4年間かかっております。実施設計からさらに完成までは2年、ですから累計では6年完成までかかっているということです。この中で市民との合意形成の問題点はないかということでお尋ねをしましたが、途中計画見直しの主な理由が場所の問題であります。現在地は駅から少し離れたところではありますが、駅がございまして駅前図書館などの複合施設として建て替えるか、そういう案が出ておりましたが、地元商店街などの意向もあり現在地のところに建て替えるということになったということです。基本設計ができあがってからパブリックコメントを募集したところ10人に留まったそうです。場所の問題も含め、事前のパブリックコメントが足りなかったとの反省が述べられました。規模事業費などにつきましては、延べ床面積が6千450平方メートル、職員数は現在、市長それから教育委員会で約550人、その他臨時職員等も含めると640人の職員数です。それに対して執務室の面積は320人対応となっている。この先、職員数が減ってくるという見込みのようでもあります。合併当時人口約4万人から、平成27年度推計で人口が3万3千人を見越しての設計であります。事業費が建築で14億4千万、設備6億4千万、合計で

20億8千万で平米単価が33万円であります。解体工事などは別途であり、当初20億円以内で計画しておりましたが、資材高騰の影響があり、合併特例債を充て、また省エネなどは当然であります。かなり節約をされた建築であるようでした。

次に、真庭市役所を研修しました。まちづくり計画書。循環型の地域づくりを通じた真庭ライフスタイルの構築と交流定住の促進、こういう計画書を作っておられます。市の概況につきましては、平成17年に9町村が合併し、人口4万8千800人、面積が828平方キロメートルで、南北が50キロ、東西が30キロある大変広大な自治体であります。議会定数が24人、本庁舎が23年完成、延べ床面積が7千353平方メートル、事業費が27億3千500万円、平米単価は37万円でした。最初に市庁舎を案内していただき、面積は広くとってありますが非常にシンプルで、また一方、エレベーターの床までヒノキの板を貼ってある。ふんだんに木材を使用しております。特に、バイオマスエネルギーではこの真庭市は全国的に有名で、庁舎の冷暖房は2台のバイオマスボイラーで全て賄っているようであります。研修には、議長、総務委員長、総合政策部5人で対応をしていただきました。真庭市は9町村合併から10年目に当たりますが、少子高齢化・人口減少が課題となっております。現状のまま、合併当時約5万2千人の人口が現在4万8千人台に減少しております。そこで、25年後を見通して今回のまちづくり計画書が作成されたということです。現状と課題であります。25年後の人口予測で2万8千人に半減しかねないということで、目標として3万4千人の人口を維持したいということです。人口減少対策として、子育て環境整備による増、それから移住者・転入者の増の施策。2番目にライフスタイルの提案。豊かな自然などを生かした暮らし方・働き方を市民や全国に発信をしていく。3番目に回る経済の確立。就業・雇用の場の創出。外部からの人・物・金が地域内の経済活動と連携し、地域内に循環的に回る経済が成立する仕組みの創出。4番目に地域資源に付加価値を生み出す仕組みづくり。5番目に生活しやすく品格ある都市。インフラ整備、文化を楽しむ快適な住環境の整備。6番目に中心市街地とネットワーク型都市づくり。公共交通環境の整備などの6つの持続可能な真庭市実現の方針が打ち出されております。特に全国的に注目されているのがバイオマス利活用であります。木質燃料や発電、間伐材活用など施設巡りツアーには年間3千人以上の方が視察に訪れております。特に銘建工業という会社が有名であります。この視察には日帰りコースで5千円、一泊コースでは9千円の費用が徴収されるということです。市内には30以上の中小製材所があり、農林業や運送販売など相当の雇用と経済効果を生み出していると思われ。さらに、家庭や事業所に対するストーブ、ボイラー設置補助などバイオ燃料の消費拡大は地域内経済効果に大きくつながっていくものと考えられます。とりわけ参考になったこととして、これらの計画から学ぶものは決して背伸びをした計画ではなく、地域の資源を活用する、暮らしやすさを前進させることによって、結果的に転出人口を減らし、外部からの移住者・定住者を増やしていくという地道な計画であると思われ。高度経済成長時代には企業誘致が盛んに行われてきましたが、これからは反対に企業が出ていきかねない状況であります。大津町も現在は若者、子どもが増えて嬉しい悲鳴ですが、これがずっと続くものではありません。地域の資源、人材を生かした地道な地域循環型経済、また暮らしやすいまちづくりに

創意工夫は大いに求められていると思えました。特に、再生可能エネルギー普及は原発不要の社会エネルギー自給社会に近づき、雇用も生み出し、大津町でも十分生かせる事例と考えられます。まち行政も総合政策課を中心に先を見据えた構想が求められていると思えます。もう1つは、地域おこし協力隊ですが、今年度募集で5人の方が応募され、26歳から46歳まで男性2人、女性3人が採用されております。地域おこし協力隊の応募は至って簡単で、年400万円の国の補助が3年間ございます。総合政策部の監督の下、地域や団体の悩みの解決やまた地域の課題などに3年間取り組み、その後は地域での自立定住を目指すというものであります。まだ、真庭市で始まったばかりで大きな実績はないようですが、何を目標にして活動するのか、明確なものがないと途中で挫折をする、そういう事例が多いと言われました。真庭市では隊員が地域調査を行い、総合政策課など職員と協議して、問題解決のためのテーマを決め、隊員の意向を尊重し、役所もサポートしながら業務に当たるそうであります。大津町でも地域の悩み、特に過疎地域などで活動できるのではなかろうか。テーマを明らかにして募集をしてみる価値はあると考えられます。そのほか空き家バンク制度、危険家屋除却費等補助金制度の説明がございました。

3番目の研修先が里庄町役場であります。こちらは自主防災組織の現況取り組みについて研修を行いました。まちの概況は面積はわずか12平方キロメートルで、人口は1万1千人、議会定数が10人、町長、議長、副議長、総務文教委員長、総務課で対応いただき、副議長は阿蘇の小国町出身の女性の方でありました。岡山県の資料で自主防災組織の先進地とあったので研修をお願いしたところですが、実際は自主防災に取り組み始めたまちでありました。南北4キロメートル、東西3キロメートルの山間のまちで、非常に美しいコンパクトシティでありました。大きな災害の心配は少ないため、自主防災組織は遅れておりましたが、住民の側から必要だという声が上がったそうあります。37行政区のうち今年度で10区が組織を予定し、特に防災機材の整備のため1区に50万円限度で補助制度が作られております。聞いたところ額は多いようではありますが、機材の収納倉庫、これが高いために十分ではないというので、5年経過後に5万円限度で更新経費を補助しております。大津町は1回10万円限度となっておりますが、不足してるのではないかと思ったところですが、活動支援として加入世帯数100世帯以上に15万円、100世帯未満に10万円、これは毎年ですね、活動すれば補助が出ると。使途の内容は大津町とほぼ同じであります。細かい縛りは規定がなされていないそうであります。自主防災組織に求めている内容として、まず、連絡網の整備を行う。それから避難場所の確認、安否確認の実施、最大限この2つを行うというシンプルな制度となっております。地域のコミュニティが薄れている中、訓練などで顔見知りになることが一番の防災対策であるこのように申されておりました。まさに大津町でも基本は同じだと考えられます。阪神淡路大震災の教訓として、特に女性にとってのトイレの確保、着替える場所の確保はとても重要であると指摘があり、大変参考になったところあります。

以上、3カ所で研修を終了したところであります。以上で報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで各常任委員会の行政調査報告を終わります。

しばらく休憩いたします。11時20分から再開いたします。

午前11時09分 休憩

△

午前11時24分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 承認第5号から日程第10 議案第67号まで  
一括上程、提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5、承認第5号、専決処分に報告し承認を求めることについて平成26年度大津町一般会計補正予算（第5号）から、日程第10、議案第67号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）までの6件を一括として議題とします。

お諮りします。承認第5号から議案第67号の6件は会議規則39条第3項の規程によって委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号から議案第67号までの6件は委員会付託を省略することに決定致しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さんおはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

承認第5号、専決処分を報告し、承認をもとめることについて、平成26年度大津町一般会計補正予算（第5号）につきましては今回の補正は衆議院議員総選挙にかかる補正と、大津東小学校放課後子ども教室の「風の子教室」が平成26年度優れた地域による学校活動推進にかかる、文部科学大臣表彰が決定し授賞式出席に伴う補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千268万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、130億2千10万4千円としたものでございます。

承認第5号の事案は、地方自治法第218条第1項の規程による議決事件で急施を要しましたので、同法第179条第1項の規程により、専決処分し、同条第3項の規程によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に議案第63号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第67号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの5議案につきましては人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料の改定に伴う条例の改正及び人件費の補正であり、議案第64号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第6号）については既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、132億2千10万4千円とするものでございます。

また議案第65号、平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についても同じ

く給料の改定に伴う補正で、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、13億3千733万1千円とするものでございます。

また議案第66号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についても同じく給与の改定に伴う補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、22億7千574万4千円とするものでございます。

また議案第67号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についても同じく給与の改定に伴う補正で、支出12万6千円を補正するものでございます。

議案第63号から議案第67号までの5議案につきましては、条例の改正及び補正予算ですので、地方自治法第96条第1項第1号及び同法第218条第1項の規程により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、ご承認ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、所管部長及び次長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） おはようございます。承認第5号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明します。今回の補正の主な内容は、衆議院が解散されたことに伴う総選挙の費用と大津東小学校の放課後子ども教室の「風の子教室」が文部科学大臣表彰を受賞し、東京で授賞式が開催されることに伴い、急施を要したため、11月20日付で専決処分した予算を報告し、議会の承認をお願いするものです。

補正予算書の1ページをお願いします。併せて別紙補正予算の概要をご参照をお願いします。第1条で、既定の予算の総額に1千268万7千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を130億2千10万4千円とするものです。歳入からご説明いたします。

11ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金です。衆議院議員総選挙委託金として1千263万7千円、最高裁判所裁判官国民審査委託金として5万円となっております。

続きまして、歳出をご説明いたします。12ページをお願いいたします。款2、項4、目5衆議院議員総選挙費です。1千278万7千円の補正でございます。節1報酬は選挙管理委員会委員や投票管理立会人の方などの報酬でございます。節3職員手当は投票事務などの職員の時間外勤務手当です。節7賃金は選挙の準備や投票事務などの臨時職員賃金と期日前投票時における庁舎の駐車場整備のための作業員賃金でございます。節8報償費は投票箱を開票所へ送致していただくための謝礼でございます。節9旅費は選挙管理委員会委員や投票立会人の方などの費用弁償です。節11需用費です。消耗品費は選挙用事務用品費です。燃料費は暖房用の灯油代です。食糧費は投票立会人や事務従事者の弁当代です。印刷製本費は入場券やポスター掲示、注意書きなどの印刷代です。光熱水費は投票所の暖房用空調電気代でございます。

13ページをお願いいたします。節12役務費です。手数料は各種計数機や自動読み取り分類機の設定及び点検のための手数料です。通信運搬費は入場券や不在者投票など各種文書の郵送料です。

節13委託料はポスター掲示場98カ所分の設置委託と選挙広報を配布するための委託料です。節14使用料及び賃借料は投票所5カ所の借上料です。款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費です。17万3千円の補正です。節9旅費です。先ほどご説明しました文部科学大臣表彰の授賞式が12月8日東京で開催されることに伴い、受賞団体代表2名分と随行職員1名分の旅費の補正です。

14ページをお願いいたします。款13、項1、目1予備費です。今回の専決に伴い不足する財源27万3千円を予備費で調整しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございます。議案第63号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は2ページから10ページ、説明資料集は1ページから12ページになりますので、順次お聞き願います。

それでは、初めに1ページの説明資料の勧告及び給与改定の概要に基づきまして、ご説明申し上げます。この提出案件につきましては、本年度に人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、大津町の一般職の職員について給料、勤勉手当及び通勤手当等の額を改定しようとするものでございます。まず、給与に関する勧告につきましてはの基本的な考え方についてでございますが、職員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法によりまして社会一般の情勢に適応するよう随時適当な措置を講じなければならない。行政適応の原則及び給与については国、地方公共団体、民間企業との権衡を考慮して定めなければならない。均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものでございます。毎年、熊本県人事委員会が県内の民間企業の給与等の状況を調査・分析するとともに、人事院が行う報告及び勧告、他の地方公共団体の職員の給与等の状況を総合的に勘案して報告及び勧告が行われており、この原則に基づきまして、人事院勧告や熊本県人事委員会の勧告に準拠する方法により行ってきたところでございます。

それでは、以上のようなことから改定概要をご説明申し上げます。説明資料の1、勧告の内容では、本年度における民間給与との比較では（1）月例給の熊本県人事委員会勧告によりますと、民間企業との格差マイナス2千66円の0.55%のマイナスであり、地域の民間給与が県職員の給与を2千66円上回っております。次に、2のボーナスでは民間のボーナスは4.11月分で職員の期末勤勉手当3.95月分を上回っている状況でございます。次に、3の熊本県人事委員会の民間給与調査では企業50人以上かつ事業所規模50人以上の616事業所から無作為抽出した県内213事業所を対象に民間企業の調査を実施し、給与については職員と民間の4月分の給与を比較、また特別給については民間の過去1年間の支給実績を把握した上で得られた格差を解消することを基本に勧告を行っているものであります。

次に、月例給及び特別給の改定では、1で民間給与との格差を解消するため、熊本県人事委員会勧告に準じて、給料表の水準を引き上げるものであります。2で民間給与との均衡を図るため、本

年4月に遡及して改定を行うものです。3で特別給については、民間の支給割合に見合うよう年間支給月数を0.15月分引き上げるものです。なお、勤務実績に応じた給与の推進のため引き上げ分は勤勉手当に配分することになります。

次に、大津町の給与改定の内容であります。1、月例給で行政職給料表については勧告に準じて、水準を調整した改定を行うものです。具体的には、①の職員月額平均引上げ額は1千744円で、プラス0.55%でございます。②で改定に伴う差額支給総額年額は特別会計を含み、424万3千円となります。(2) 期末勤勉手当の一般の職員の場合の支給月数については平成26年度及び平成27年度のそれぞれの期末手当並びに勤勉手当の6月期、12月期は記載の表のとおりであります。改正の勤勉手当については人事院勧告に基づき、6月期と12月期を合わせた年間月数は平成26年度及び27年度ともに1.5月分であり、平成26年度は12月期の勤勉手当を引き上げ、平成27年度以降においては6月期及び12月期が均等になるよう配分することになっております。次に、(3) その他の手当等で①通勤手当は民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ100円から7千100円までの幅で引き上げの改定内容となっております。②単身赴任手当は民間の状況を踏まえ、基礎額を2万3千円から3万円に引き上げの改定内容となっております。次に、(4) 実施時期は月例給、通勤手当、単身赴任手当は平成26年4月1日に遡及するものとし、勤勉手当は平成26年12月期の支給分から実施するものとしております。

次に、議案集の3ページをお開きください。第1条で、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので条文につきましては、議案説明資料集の新旧対照表で説明申し上げます。

同資料集の2ページから順次お開きお願いいたします。人事院勧告に基づきまして、改正後の第9条の3第2項の2号でイの使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員4千200円から3ページのス使用距離が片道60キロメートル以上である職員3万1千600円までが各使用距離ごとに改定されるものでございます。

次に、3ページの第9条の4第2項で単身赴任手当の月額2万3千円を3万円に改めるものです。次に、勤勉手当の第19条第2項第1号で下線の部分の100分の67.5を改正後は100分の82.5を乗じて得た額の総額とするものです。第2号で再任用職員の勤勉手当で下線の部分の100分の32.5を改正後は100分の37.5を乗じて得た額の総額とするものであります。

次に、5ページの管理職手当の第7条の2(以下「管理職員」という。)の記載を条項につきましては条項の整備により追加をしております。次に、管理職員特別勤務手当の第17条の3第1項では下線の記載を改正後のとおり改めるものでございます。

次に、6ページの第2項では、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要性により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給すると新たに設けられるものでございます。第3項では、条項の規定の整備に伴い(1)号は改正前と同様ですが、(2)の2項は新たに追加するものでございます。第4項は条項の規定の整備に伴うものです。

次に、勤勉手当の第19条第2項第1号で7ページの改正後の下線のとおり100分の75に改めるものでございます。次の第2号は同様に改正後の下線のとおり100分の35に改めるものです。次の適用除外の第19条の2は改正後の下線のとおり条文の整備により改めるものでございます。

次の8ページから12ページまでは改正に伴う第3条関係の職員及び再任用職員の給料表の新旧対照表であります。

議案集の9ページをお願いいたします。附則で施行期日等の第1条ではこの条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するとしております。2項で第1条の規定による改正後の給与条例の規定は平成26年4月1日から適用し、第1条による改正後の条例第19条第2項の規定は平成26年12月1日から適用するとしており、平成26年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給の調整を定めております。第2条で平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級はその受ける号給に異動のあった職員のうち、町長の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、町長の定めるところによるとしており、施行日から平成27年3月31日までの間における異動者の号給の調整を定めております。第3条では、施行日から平成27年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、(次のページをお願いいたします)当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度におきまして、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができるものとして定めております。次の給与の内払の第4条では第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は第1条による改正後の条例の給与の内払とみなす規定を定めております。第5条で規則への委任ということで定めており、前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項につきましては規則で定めることとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

次に、議案第64号から議案第67号までの給与改定に伴う補正予算をご説明をさせていただきます。初めに、議案第64号平成26年度大津町一般会計補正予算(第6号)についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の予算の総額を同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億2千10万4千円とするものです。給与費明細書によりご説明をさせていただきます。28ページをお願いいたします。一般会計の職員192名分の補正でございまして、総額1千946万3千円の増額補正をお願いするものです。給料が399万1千円、職員手当が1千240万4千円、職員手当の内訳は通勤手当が23万1千円、地域手当が1千円、



期末勤勉手当が1千117万2千円、退職手当が100万円となっています。給与費の改正に伴いまして、共済費も306万8千円の増額をお願いしております。

15ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費です。節28繰出金介護保険特別会計繰出金51万3千円は介護保険特別会計職員5名分の給与改正分の給与改正分を繰り出すものです。

26ページをお願いいたします。款13、項1、目1予備費で給与改正に伴う不足財源1千997万円を減額し、補正後の予備費を4千624万3千円としております。

続きまして、議案第65号平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の予算の総額を同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千733万1千円とするものです。

7ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費です。61万4千円の増額補正をお願いするものでございます。節2給料が9万8千円、節3職員手当等が42万2千円で通勤手当が2万2千円、期末勤勉手当が38万1千円、退職手当が1万9千円、節4共済費が9万4千円となっています。款3、項1、目1予備費で給与改正に伴う不足財源61万4千円を減額し、補正後の予備費を438万6千円といたしております。

続きまして、議案第66号平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の予算の総額に51万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7千574万4千円とするものでございます。

歳出よりご説明いたします。9ページをお願いいたします。款3、項1、目2包括的支援事業費です。51万3千円の増額補正をお願いするものでございます。節2給料が12万9千円、節3職員手当等が30万5千円で通勤手当が2万5千円、期末勤勉手当が25万5千円、退職手当が2万5千円、節4共済費が7万9千円となっております。

歳入をご説明いたします。8ページをお願いいたします。款6、項1、目3その他一般会計繰入金で給与改正に伴う不足財源51万3千円を一般会計から繰り入れをしております。

続きまして、議案第67号平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第2条で収益的支出の予定額を12万6千円追加し、8千252万1千円とするものです。第3条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、職員給与費を12万6千円追加し、1千5万1千円とするものです。

説明の予算書3ページ給与費明細書をお願いいたします。給料が2万5千円、職員手当等が8万円で、職員手当の内訳は期末勤勉手当が7万5千円、退職手当が5千円となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時53分 休憩

△

午後0時59分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会、行政調査報告の件で、源川文教厚生常任委員長より訂正の申し出があつておりますのでこれを許します。文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 皆さん、こんにちは。午前中の文教厚生常任委員会の行政調査報告におきまして、所管外の事項ということで富山県氷見市の新庁舎建設を報告いたしました。今回の行政調査の目的は市民会館建設計画を調査したものでありまして、併せて新庁舎建設について説明を受けたものであります。改めて報告させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） これから提案理由の質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） まず、承認第5号について質疑を行います。補正予算の概要の中に、まず、1ページ目に承認第5号について書いてありますが、この中でやはり選挙となりますと、時間外勤務手当が相当な額に上がっております。しかしながら、恒久的な我々の責任として経費削減に努めなければならないというふうに考えるわけでありまして、最近ですね、選挙の場合の集計機あたりが日進月歩で高性能になってきてまして、まだかなり高い値段とは言っておりましたけれども、テレビでちょうど特集があつておりました。そういった高性能な集計機でいろんな字を判断して、そうやって選別をできる集計機が紹介されておりましたが、そういったものはもちろん高くつくだろうし、個々の人件費との兼ね合い、時間とこの人件費の兼ね合い、そういったものというのはやはりいろんな点でやはり経費の積算をしなければならないと思いますので、今までどおりの役務費の中に読み取り機とかいろんな機材のことが書いてありますけれども、そういった積算はきちんと入っているのか。そういったところをお聞きしたいと思います。

次に、説明資料集の63号の2ページに詳細に条例が明記されております。ここでですね、私が考えるのが通勤手当。この点も例えば自動車等の使用距離という形で書いてありますけれども、自動車の使用距離というのがですね、これもまた日進月歩でリットル当たりには直しますれば、以前だったらリットル当たり10キロメートルぐらいしか走らなかったのが、極端な話20キロ、30キロというふうに伸びております。ということは、5キロから10キロとか、10キロから15キロ、5キロ単位ぐらいで出しておられますけれども、こういったところですね、根拠といたしまして何リットルぐらいを根拠にして、そのうちの何%をそういった手当に充てるとかいうものを求めたいと思います。この点について、質疑をしたいと思います。

あと1つがですね、単身赴任の手当、これが距離に応じて、かなり長い距離になると、かなり額が大きくなって4万5千円というのが7万円と、これ5ページに書いてあります。4万5千円から7万ということでかなり額がアップしておりますが、想定される単身赴任というものがあると思うんですよ。やたら遠いところに行ってもらっても経費のほうが高くなって、まちのためになるのか

など。もともと4万5千円という根拠があるはずですから、7万円にした根拠というのはきちんとした理由がなければなりません。

以上、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。まず初めに、承認の第5号の補正予算の中で、衆議院議員総選挙の時間外勤務手当、それから役務費との関連でお尋ねのこととございますが、まず、時間外勤務手当で、議員ご指摘のように自動読み取り機とか最近非常に導入されながらですね、効果的な効率的な事務処理がなされているところです。大津町の場合ですけれども、当町で平成24年に投票用紙の自動読み取り機を導入させていただいております、それによりまして、かなり時間短縮が図られますとともに経費削減ということに結び付いているところでございます。前回の例を申し上げますと、まず、それともう1つが1人開票事務あたりを行います時に、今回の事務処理の手順を見直しまして、1人が複数の事務を行うようにその時に一応改善を図っております、例えば前回の県議選の場合におきましては、その見直しで36名が減少させていただいております。それと昨年の参議院選これにつきまして26名減という形での取り組みをさせていただいております。それから自動読み取り機におきましては、時間短縮ということで前回の平成20年の参議院選におきましては、終了時が24時15分でございますけれども、平成25年の参議院選では22時35分と約1時間半程度短縮させていただきまして、その分時間外等の経費削減を行わせていただいております。それから役務費につきましては、194万という形でこの中に手数料ということで今回の読み取り機関係の確実な稼働ができるように、そういった点検あたりを今回入れさせていただいております。金額につきましては、分類機の機能確認ということで、設定点検ということで33万6千円ということで概要に書いてありますようなことをお願いをしているところでございます。

給与改正の件でございますけれども、まず、通勤手当の9条の3の関係でございますけれども、議員ご指摘のように、各距離ごとに今回引き上げをされているものでございますけれども、今回のリットル関係の自動車の性能も上がりまして、リットル当たりの距離も伸びているということでございますけれども、これにつきまして町のほうがあくまでも給与改定の関係で、中にご説明申し上げましたけれども、あくまで国の制度に準拠してという形でございますので、この通勤手当につきましてはそれぞれの各距離ごとの区分に応じて町のほうも国に準拠した形で今回改正させていただくものでございます。

単身赴任手当につきましては、今回お願いしております2万3千円から3万円に引き上げということでございますけれども、これにつきまして、大津町の職員の単身赴任手当に関する規則第4条2項で規定されておまして、まず、規則で定める距離がまず基準が100キロメートルということでその基礎額が現在まで2万3千円ということになっておりましたけれども、今回基礎額100キロメートル部分に該当するものを3万円に改めたものでございまして、これを基準に交通距離の区分ごとの額がございまして、例えば6千円とかそういった形で距離の区分に応じて、これに加算を

していくというようなことでの取り扱いをさせていただいておるところでございます。これにつきましても、同様に、国の制度に基づいた形で準拠させていただいておるところでの改正でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。今回の給与改定に対しまして、全体の流れからうちの自治体というのは国家公務員あたりに準じる、今の部長の言葉の中にも国に準拠しましてというのが多々出てきます。ただ、町民の皆様はみんな知っておられると。昨今の原油高でガソリンが高騰して、今は150円ぐらいに落ち着いてはおりますが、燃費競争ということでこれだ単に見ただけで暗算だけでおかしいというふうになってしまうのではないかとこの部分です。この2ページあたりを見てみまして、アイウエオとずっと書いてあります。その次、10ページまで書いてありますけれども、高性能な低燃費車になったならば30数キロメートルという数字が出てきております。この一番下の段に8千900円が1万円に改正をお願いしたいといった場合、20キロから25キロというのをまず1リットルで走る距離と、もし控え目に見てですよ、考えた時往復ですから2リットルですね。300円と考えます。役場に何日間来るかということになれば、大体22、23日間ではないでしょうか。そう考えた時に6千600円か6千900円、それぐらいにしかならないわけですよ。ということは、そこで3千ちょっとぐらいの余剰が出てしまう。税金の明確性を求める時に租税原則からこれは違反なんですね、そう考えた時に。実費支給が一番妥当であるんですけども、それが通勤手当をもらうことで一職員が月に3千円とします。年間に3万6千円のもうけになるんですね。皆さんが国民の義務として納めた税金を搾取している形になりはしないかというところを私は問題点に持ってるんです。ですから、そういったところもちゃんと考えながら、国が言ってるからって、国は全て100%正確ではないんじゃないですかという質疑なんです、その点についてはあくまでも準拠で済ませるつもりですかということです。再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。ただいまの通勤手当の件につきましてご指摘ございましたように、やはり車でリッター当たりの性能も上がっているというようなことで、今回の人事院規則と国の勧告に基づいて今回ご提案させていただきましたけれども、やはり制度的にはやはり国というようなことも考えなければなりませんけども、そういった地方の現状、またそういった数字を考えますと議員ご指摘のようなことも当然ですね、やっぱり考えていかなければならないというようなことで考えております。今後、そういった制度のあり方につきましても、今後いろんな国・県と関係自治体の動向を踏まえながら、その点につきましては十分住民の方の税金を使わせていただくことですから、それを十分わきまえながら今後しっかり考えていかなければならないと思いますとともに、人事管理も含めながら職員の人材育成、それから住民福祉の向上に努めていかなければならないというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 承認5号の選挙費に関してと議案63号の通勤費の分についてですね、質疑をいたします。

まず、承認5号の衆議院選挙費のほうなんですけれども、基本的に国政の選挙費に関しては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのがあって、それに基づいて国のほうから出てくるものというふうに認識しておりますけれども、今回の予算の中には10万円の一般財源が含まれております。これの中身とそれを一般財源から支出することが適正なのかという点がまず1つお尋ねしたいところです。

それから議案63号の通勤費の件です。これは先ほどの質疑がございましたけれども、ちょっと違う角度からのお尋ねになります。通勤手当はですね、先ほど答弁の中にごございましたように、人事院の勧告及び国の人事委員会からの勧告に基づいてということで、通勤費も今回100円から7千100円までの幅で引き上げるということになっております。先ほどは燃費の向上とかいう車の性能ですね、そういったものがアップする中でということと租税の原則からの質問でございましたけれども、私は逆に1千100円から7千100円というのはどういう計算で出てきたんだろうかというところをですね、お尋ねしたいということです。給与なんかに関しては調査の方法、こちら資料のほうにごございますけれども、どれだけを調査してその結果これだけの差があったからこれだけ上げるんですよということが説明があるんですが、通勤費に関しては100円から7千100円でどっからどういう計算で出てきた上げ幅なんだろうかということが説明がされていないというところがまず1つ。

それからですね、これはちょっとまた別の話ですが、条例案の作り方の話なんですけれども、今回、期末勤勉手当、中でも勤勉手当が引き上げになることになってますが、今回の条例案を見ますと平成26年度12月期の引き上げに関して対応する内容となっております。そうすると平成27年度以降の0.75、0.75という上げ幅を均等に配分するというやり方になった場合に、また条例を改正しなければいけないということになってしまうわけなんです。ならない。間違ったら訂正してください。そこでまた作り直すというかですね、必要が出てくるのではないのかなというところを心配するわけです。手間を抑えるという意味でもしこれが今回の分でそれが対応できるのであればですね、そういうやり方があったのではないだろうかという質疑でございます。

それからもう一点ですけれども、この説明資料の問題です。説明資料の中に給与改定の内容の(1)の月例給のほうですね、差額の総額というのが724万3千円ということで書いてございます。ところがこの期末勤勉手当のほう、計算すると約1千200万程度になるかと思うんですけれども、この分が差額の総額ということで出てくるようになると思うんですが、どうしてそういうことをきちんと書かれないのかなというところが1つ疑問に思うところです。これは資料の作り方ということについてですね、説明の仕方と言ってもいいかと思いますが、そこでお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。まず初めの選挙費の中で財源歳

入が設けてありますが、選挙の費用ということで、国政選挙の分ということで、財源の積算につきまして根拠が、ご存じのようにですね、各費目ごとに積算根拠が示してありますので、それに基づいた積算でございまして、残りの一般財源につきまして端数処理ということでの財源調整を行わせていただいている分での金額でございます。

それから通勤手当の距離ごとの額、先ほど永田議員のほうからご質問いただきましたけれども、これも当然、国の制度に基づいたところということで調査をしてあるところでございますので、それに基づいた勧告に国で調査された内容に基づいて、勧告があつての分に沿つての今回提案をさせていただいておる額、引上げ幅ということでのご提案をさせていただいている分でございます。

平成27年度以降また条例を改正しなければいけないのではということにつきましては、附則のところですね、書いてありますので施行日からその分調整を図っていくというようなことでしておりますので、1.5、1.5、半分ずつですね、次回からするようになりますので、それにつきましては人事院勧告に基づいた形になりますけれども、附則のところ調整を行うという形で規定しておりますので、その分についてはもう変わった率ですね、取り扱いをしていくという形になるかと思ひます。

もう1つは、説明資料の7ページでございますけれども、第2項の1号ですね、扶養手当の月額合計を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額という形に明記しておりますので、これによって、改正後の新たな率によって折り合いを定めて支給をするという形に提案させていただいているところです。

資料の説明のあり方に伴ひまして、記述の仕方ですけども、それにつきましては、もう少しの工夫をしながら今後提案をさせていただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長(大塚龍一郎君) 佐藤真二君。

○3番(佐藤真二君) 再度質疑いたします。承認5号に関しては、端数処理ということでわかりました。それから資料の件についても検討いただけるということでわかりました。条例の関係についてはちょっと私もピンと来ていないんですけども、多分問題ないと言われることであれば、そこはそれ以上はお尋ねはしないんですが、通勤費の関係ですね。もう一度申し上げますと、国、人事院勧告、県、県の人事委員会の勧告がありまして、それぞれ書いてあることは、民間の支給実態と比べて10%以上の開きがあるから、それを補うためにというようなことが書いてあるんですね。そうすると、10%差がある、給与のほうはきちんと1対1になるようにキャッチアップしていくという考え方。それに対して、通勤費のほうはキャッチアップすることを目指さない考え方というものがあるとすれば、目指さない理由というものがあるはずなんですね。国・県が100円から7千100円といった時に、では何でこの金額になったのかという根拠が国及び県が持っているはずなんですよ。それは町としても当然知っておかなければいけない、知った上でこの金額が出てこなければならないんじゃないかなと思うんです。でも今のお話ですと、国と県に準じてという言葉にしかなくてこないとする、上がるのはそれはわかりましたと言っても、この上げ幅が本当にいいのかということが自分の中では腑に落ちないわけです。ですから、そこに関して、どう

いう根拠なのかなということをお尋ねしたいというところが、もう一度お尋ねします。

もう1つ言いますと、以前、非常勤臨時職員の通勤手当の支給に関しても発言をしたことがございます。今回そういうふうに職員に関しては通勤費をきちんと民間に近づけていきますという考え方があるのであれば、非常勤臨時職員の通勤費だって民間と同じようにきちんと支給していきませうという方向になるべきではなかろうかなと思うんですが、この2つの考え方が異なる。言ってしまうとダブルスタンダードになってしまっていると。ここのおかしさというのはどうしても拭えないものがあるわけです。再質疑としては、もう一度100円から7千100円というこの金額そのものの根拠は何でしょうかということがまず1つ。それ国と県がどういうふうに説明していますという問題であっても構いません。それから、それがなぜ臨時非常勤に関しては通勤費の支払という形に反映されてこないのだろうかということについてが2つ目の質疑です。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員の再質疑にお答えいたします。通勤手当の件でございますけれども、先ほどのご質問に対しましてのお答えが国に準じたという形で申し上げておりますけれども、実績はご存じのように交通関係の通勤手当にかかります通勤者のそういった車等の利用につきましては、当然民間事業者等のそういった使用距離区分あたりも含めてですね、当然給与と一緒に各段階において調査をしてあるということでございますので、その辺平均で、佐藤議員がおっしゃいましたように10%ということをおっしゃいましたけれども、その辺も含めてですね、通勤手当というところの引上げ幅になっているかというふうに考えておるところでございます。

それから非常勤の方々の通勤手当につきましては、前回もご質問いただいたかと思っておりますけれども、それにつきましては、たしか熊本市あたりはそれに相当する分あたりをですね、支給があつてたんじゃないかなと前回お答えをしたようでございますけれども、周辺市町村につきましては現状ではそういう通勤手当というようなところではですね、出されていないという状況でありますけれども、当然それを含んだところでのですね、そういったところもですね、いろんな状況があるかと思っておりますので、現状は出されておられませんけれども、こういった給与改善とか考えますと当然非常勤の方々のそういったことも含めて給与に関することもですね、当然処遇改善というようなことも今後考えていかなければならないというふうなところで考えておるところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 金額の根拠というところではちょっとお答えが結局出てこなかったようですが、国の資料等の中にもですね、その算定が示されているところがなかなか出てこないものですから、そこをお尋ねしたかったんですけれども、今後まだ考え直していただけるということであればですね、それでいいかと思っております。

あともう1つの非常勤のほうもですね、再度ご検討いただけるということで、前にも一遍ご検討いただけるという返事をいただいたんですけれども、さらにしっかりと検討していただければと思います。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成26年度大津町一般会計補正予算（第5号）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第63号大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成26年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されまし



た。

次に、議案第67号平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第68号から日程第19 議案第76号まで 一括上程、提案理由の説明

○議長（大塚龍一郎君） 日程第11、議案第68号大津町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第19、議案第76号平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてまでの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 提案いたしました案件につきまして、ご承認ご議決いただきまして誠にありがとうございました。

議案第68号、大津町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、子ども・子育て支援法の開始に伴い、国が定める基準を踏まえ、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第69号は大津町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第70号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第68号から議案第70号までの3議案は、条例の制定及び一部改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第71号、大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定についてでございますが、大津町学童保育施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために、指定管理者を指定するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第72号、公有財産の使用についてでございますが、西原村の俵山の町有地を水源かん養林造成用地として熊本市に使用させるものであり、公有財産の使用については、地方自治法第238条の6第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、第73号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5千550万7千円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ131億7千561万1千円とするものです。

歳入で主なものは、国庫支出金6千717万2千円、県支出金2千353万3千円、繰入金9千万円、をそれぞれ増額し、町税を4千万円減額するものです。

歳出では、議会費11万9千円、総務費827万7千円、民生費1億2千265万円、衛生費394万4千円、農林水産業費123万3千円、土木費435万7千円、教育費1千557万7千円、予備費374万3千円をそれぞれ増額し、商工費439万3千円を減額するものです。

次に、議案第74号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3千311万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7千955万3千円とするものです。

歳入では、療養給付費等交付金3千311万5千円を減額し、歳出で主なものは、保険給付費1千900万円、予備費1千441万5千円を減額するものです。

次に、議案第75号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ54万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7千628万8千円とするものです。

歳入では、国庫支出金54万4千円を増額し、歳出では、総務費108万9千円を増額し、予備費54万5千円を減額するものです。

次に、議案第76号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3千548万7千円とするものです。

歳出では、事業費140万円を増額し、予備費140万円を減額するものです。

議案第73号から議案第76号までの4議案につきましては補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、所管部長及び次長より詳細説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） こんにちは。議案第68号、大津町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

議案集の15ページをお願いします。子ども・子育て支援法の開始に伴い、国が定める基準を踏まえ、条例を制定しようとするものです。

説明資料の13ページをお願いします。2の支給認定（保育の必要性の認定）の理由については、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）では、従来、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは独立した手続きとして行い、「保育が必要なこと」の認定を行うこととなります。この保育の必要性の認定については、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。なお、

子ども・子育て支援法による認定区分については表に記載のとおりです。

説明資料の14ページをお願いします。条例第3条に係る「保育の必要性」の認定に関する基準についてですが、国基準が現行制度、左から新制度、右のとおりに変更になりますので、それに基づき条例を制定するものです。主な改正点は、「保育の必要性」も含め、⑥求職活動から「⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」までの下線の部分となります。なお、条例第3条第1項第1号に係る就労時間の下限については、子ども・子育て支援法施行規則において、一月において48時間から64時間までの範囲内で月を単に市町村が定める時間以上労働することを常態とすることとなっているため、現行制度における実態を踏まえ、1カ月当たり48時間以上としています。

議案集の17ページをお願いします。条例第4条で委員の規定を定めています。附則第1条で、施行期日について、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。第2条で、保育の実施に関する条例の廃止。第3条で、経過措置として「この条例は、施行日以後に保育を受ける小学校就学前子どもの法第20条第3項の規定による認定について適用する。」としています。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第71号、大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定について説明いたします。

議案集の22ページをお願いします。大津町学童保育施設の管理及び運営を、効果的かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定するものです。

説明資料の17と18ページをお願いします。1.対象施設については、大津南小学校校区学童保育室です。2.目的で、学童保育施設は、児童福祉法第34条の8の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るために設置した施設です。この設置目的をより効果的かつ効果的に達成するため、学童保育に実績があり地域等の活力を積極的に活用できる法人を指定管理者として指定することで事業効果の向上を図るものです。3の(1)指定の期間については、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。3の(2)指定管理料については、申請者から提案された金額をもとに協議の上、会計年度を基準として予算の範囲内で支出する予定です。なお、障がい児を受け入れが見込まれた場合は、別途の基準により支出予定です。4の(1)指定管理者候補者の選定についてですが、指定管理者の指定は、「行政処分」の一種とされており、法律上の契約ではありません。今回は公募で実施し、事業計画書の提出、書類及びプレゼンテーション審査、申請者の基本理念、経営及び資産状況、事業計画の提案内容、管理運営方針などを採点し、これまでの実績なども含めて総合的に評価したものです。4の(2)指定管理者選定委員会の設置については、大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の規定に基づき設置された「大津町指定管理者選定委員会」により候補者の選定を行い、選定結果について町長に報告します。委員会は、外部有識者4名を含む7名の組織です。①開催日時、平成26年11月18日火曜日9時から10時30分、②申請者、社会福祉法人白川園、理事長、吉良朋広様、③会議内容、申請者からの

プレゼンテーション及び質疑応答、④審査基準、審査基準に基づき各審査員において審査（当日欠席1名）、⑤審査内容、選定項目5項目、審査項目11項目、評価基準25項目、⑥審査結果ですが、申請者、社会福祉法人白川園、理事長、吉良朋広。総得点437.8点。600点満点の437.8点となりました。4の（3）選定結果町長報告及び候補者への通知。①報告期日、②通知期日については、平成26年11月21日金曜日です。③内容についてですが、採点結果を踏まえた大津南小学校校区学童保育室の指定管理者候補者として、熊本県菊池郡大津町美咲野三丁目22番地4、社会福祉法人白川園、理事長、吉良朋広様となりました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） こんにちは。議案第69号、大津町営住宅条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

議案集は18ページから、説明資料集は15ページをお願いいたします。今回の改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正しようとするものです。

説明資料集の15ページをお願いいたします。第5条で、入居者の資格条件を5項目規定しておりますが、高齢者や身体障害者、その他特に居住の安定を図る必要がある人についてはその条件を緩和しております。該当する人を第2項で規定していますが、第5号で生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者となっております。今回この法律が特定配偶者の自立支援を行うことを明確にするため、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改正されたため、条例の一部を改正するものです。ちなみに、現在、大津町の町営住宅に該当される2世帯の方が入居されております。

戻りまして、議案集の19ページをお願いいたします。附則でこの条例は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用するとしております。

続きまして、議案第70号をお願いいたします。議案第70号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。議案集の20ページをお願いいたします。今回の改正は健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、条例の一部を改正しようとするものです。

説明資料集の16ページをお願いいたします。第6条で、出産育児一時金の額39万円を40万4千円とし、健康保険法施行令第36条ただし書きに規定する出産であると認める場合の加算3万円を1万6千円とするものです。総支給額の42万円は変わりませんが、出産費用などの状況を考慮し、出産一時金の本体額を引き上げ、ただし書きで規定しています通常の妊娠・分娩にもかかわらず、医療事故により重度脳性まひになった子どもの看護、介護に必要な補助金を支給する産科医療保障制度の掛金の額を引き下げるものです。

戻りまして、議案集の21ページをお願いいたします。附則で、この条例は、平成27年1月1日から施行し、施行日前に出産した被保険者に係る大津町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるとしております。

続きまして、議案第74号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は11ページになります。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3千311万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7千955万3千円とするものです。今回の補正の主なものは、平成25年度退職者医療交付金の額の確定と平成26年度退職者医療交付金の変更決定に伴うものでございます。

歳出から説明いたします。10ページをお願いいたします。款2、項1、目2退職被保険者等医療給付費の減額は10月までの給付費の状況を勘案いたしまして、減額するものでございます。款2、項2、目1一般被保険者高額療養費につきましては、療養費が8月以降伸びてきており増額をお願いするものでございます。目3一般被保険者高額介護合算療養費、目4退職被保険者高額介護合算療養費は退職被保険者から一般被保険者への切り替えに伴う補正でございます。款11、項1、目1一般被保険者保険税還付金の増額と款12予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について説明いたします。予算書の9ページをお願いいたします。款5、項1、目1療養給付費等交付金、節1現年度分の減額は社会保険診療保障支払基金からの平成26年度退職者医療交付金の変更決定によるものです。節2過年度分は平成25年度退職者医療交付金の額の確定に伴い、追加交付されるものでございます。

続きまして、議案第75号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は11ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7千628万8千円とするものです。今回の補正は医療介護総合確保法における介護保険法の改正に伴う、介護保険審査支払等システムの改修経費が主なものです。

歳出から説明をいたします。9ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費、節13委託料は介護保険法の改正によりまして、平成27年度から施行されます一定以上所得者の利用負担を2割とすることや第1号介護保険料の標準段階の見直しなど、制度改正に伴うシステム改修を委託するものです。予備費で財源調整を行っております。

続きまして、歳入について説明をいたします。予算書の8ページをお願いいたします。款3、項2、目3、節1介護保険事業費補助金は、歳出で説明をいたしました制度改正に伴うシステム改修委託料の2分の1を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議案第72号、公有財産の使用について、ご説明申し上げます。

議案集は24ページから25ページ。説明資料は19ページから25ページになります。順次お聞き願います。公有財産の使用につきましては、西原村の俵山の町有地に計画されております水源かん養林の用地として熊本市と森林整備協定と分収林契約を結び公有財産を使用させるものでございます。議案集の25ページをお願いいたします。1の財産で所在は熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子字俵山3599番1で、地目は原野、面積が12万6千400平方メートル、使用目的は造林となっております。使用期間につきましては、2015年1月13日から2114年3月31日までとなります。2の契約の相手方は熊本県熊本市中央区手取本町1番1号、熊本市長大西一史様となります。

説明資料の19ページをお願いいたします。熊本市が計画されています水源かん養林整備5カ年計画からご説明いたします。熊本市が大津町西原村南阿蘇村の原野で合計76ヘクタールに水源かん養のための広葉樹を植えたいということで協議がっております。その広葉樹造林の説明を申し上げます。熊本市の水源かん養林整備5カ年計画で、平成26年度から30年度の整備に伴うものでございます。（1）事業内容は、熊本市の清冽な地下水を将来にわたり保全するには、上流域での森林づくりを進めていくことが必要です。そこで、平成26年度からの5カ年計画では、白川等上流域の地下水かん養域内の南阿蘇村所有原野、西原村所有原野及び大津町所有原野において広葉樹造林を実施し、合計約76ヘクタールの「水源かん養林」を造成し、水源かん養機能の高度な発揮を図るとされております。この計画では、森林法第10条の13の規定に基づき、上・下流自治体が連携して森林の造成や整備を推進することにより、森林の公益的機能を高め、住民生活に欠かすことのできない水資源の確保などを約する「水源かん養林」森林整備協定を締結し、同時に契約期間100年の分収造林契約（100年の森）を上流自治体と締結し、造林補助制度や水とみどりの森づくり税、起債を活用して、水源かん養機能が高度に発揮できる山づくりを目指すというものです。また、造林地を上下流住民交流・森林ボランティア育成・森林環境教育の場として活用し、水源かん養林整備への理解を深めるとされております。

25ページの地図をご覧くださいと思います。今回ご提案しております該当地域は図の左上の着色し示しています箇所、阿蘇グリーンヒルカントリークラブ北側に隣接している地域となります。図面の右側の5つの区分着色している箇所は、熊本市が平成21年から平成25年までの5カ年の水源かん養林整備計画により造林されている区域となります。

戻りまして、（2）計画概要になります。19ページでございます。南阿蘇村の所有原野で区域面積約22ヘクタール、西原村の所有原野で約41ヘクタール、大津町所有の原野13ヘクタール、合計76ヘクタールになります。次に、（3）の5カ年計画事業量ですが、南阿蘇村、西原村、大津町で平成26年度から平成30年度までの5カ年計画で各記載の数量を造林し、合計76ヘクタールを5カ年計画で順次広葉樹を造林されるものであります。

次に、23ページをお願いいたします。この事業を進める上で水源かん養林森林整備協定書が必要であり、熊本市「甲」と大津町「乙」は熊本県の立会いのもとに協定を結ぶこととしております。

第1条は目的、第2条は区域で、西原村鳥子の12万6千400平方メートルの区域になります。第3条は森林整備に関する事項で、別に締結する分収林契約に基づくとしております。第4条は有効期間で分収造林契約に定める期間で100年となります。第5条は相互住民の交流、第6条は道路の補修で、大津町が所有する道路についてこの協定で必要な道路の補修は熊本市が行うものとする。第7条は財産帰属等で、熊本市が補修を行った道路等の工作物は大津町に帰属するとする定め、第8条は協定に定めのない事項についての規定であります。

次の24ページで、熊本県知事の立会いで熊本市と協定を結ぶものでございます。

戻りまして、20ページをお願いいたします。分収造林契約ですが、これは熊本市と大津町で分収の契約を締結するものです。第2条の有効期間で2015年1月から2114年3月の100年の期間を定めております。第3条は植栽等の計画で(1)で植栽予定の樹種は広葉樹となります。(2)で植栽は初年度からの5年間であり、その後管理を行い、(3)で2109年度から2113年度の期間で伐採予定となっております。

次に、21ページの第13条の分収の方法ですが、この契約に係る造林による収益が出た場合、収益は熊本市が10分の6、大津町が10分の4とするものでございます。以下についても、この割合で規定をいたしております。公有財産の使用につきましては、以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。2時15分から再開いたします。

午後2時07分 休憩

△

午後2時15分 再開

○議長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長(杉水辰則君) 議案第73号、平成26年度大津町一般会計補正予算(第7号)についてご説明します。

補正予算書の1ページをお願いします。併せて、別紙、補正予算の概要をご参照願います。第1条で、既定の予算の総額に1億5千550万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億7千561万1千円とするものです。

歳出から主なものについて、ご説明させていただきたいと思っております。16ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般管理費は再任用職員の配置に伴い、大津保育園費へ組み替えを行うものや職員の産休等に伴う臨時職員賃金の補正及びそれに伴う社会保険料等でございます。目2人事秘書費は臨時職員等の任用件数の増加に伴い、健康診断委託料を増額するものです。

17ページをお願いいたします。目5財産管理費は庁舎及び公用車等の修繕料及び町道の落石による車両破損賠償やスクールバス事故等による対物賠償の補正でございます。目6企画費はふるさと寄附の件数増加に伴い、謝礼を増額するものです。目7電子計算費は、プリンターの故障に伴う修繕及び税申告に不足をしますので2台を購入するものです。また、節19負担金補助及び交付金

は平成26年度社会保障税番号制度に係る中間サーバー・プラットフォーム利用の負担金です。

18ページをお願いいたします。項2、目1 税務総務費の節11 需用費の消耗品費は、自動車の臨時運行許可に係る仮ナンバープレート作成費用です。節23 償還金利子及び割引料は町税還付金の見込みにより増額するものです。目2 賦課徴収費は税務関係書類の追録代や預貯金調査手数料の見込みにより増額するものです。

19ページをお願いいたします。款3、項1、目1 社会福祉総務費の社協委託料は国の補助基準の変更により、節19 負担金補助及び交付金の社協補助金と組み替えを行うものです。目2 障害者福祉費の障害児支援費事業費、日中一時支援事業費、補装具費給付事業は、それぞれ事業の増加見込みに伴うものです。

20ページをお願いします。目3 後期高齢者医療費の節19 負担金補助及び交付金は、平成25年度給付費負担金の精算に伴う追加負担です。目4 老人福祉費の節20 扶助費は、高齢者住宅改造助成事業の見込みに伴い増額するものです。

21ページをお願いいたします。項2、目1 児童福祉総務費です。事業費の見込みなどに伴うものが主でございますが、節13 委託料の延長保育促進事業委託は、基本分が補助要件に該当しなくなったことにより減額するものです。また、節19 負担金補助及び交付金の4. 保育所緊急整備事業補助金は国の安心子ども基金管理要領が改正されたことに伴い、増額となったものです。

22ページをお願いいたします。款3、項2、目3 大津保育園費です。節1 報酬は非常勤職員の任用実績に伴い減額するものです。節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費は再任用職員の配置に伴い、大津保育園費へ組み替えを行うものです。目5 保育所運営費は、私立保育所負担金が低年齢児童入所者数の増加に伴い増額するものです。

23ページをお願いいたします。款4、項1、目3 環境衛生費は、住宅用太陽光発電システム設置補助金が補助件数の増加に伴い増加するものです。項2、目1、清掃総務費は、し尿・浄化槽汚泥運搬補助金を汚泥運搬料の増加に伴い増額するものです。

24ページをお願いします。款6、項1、目1 農業委員会費は、農地法改正に伴い、農地情報公開システム等の改修を行うものです。

25ページをお願いいたします。款7、項1、目3 観光費は、都市対抗野球応援団派遣事業の実績に伴う減額です。また、肥後大津駅周辺整備完成事業補助金は、肥後大津駅周辺整備に伴い、大津町を広くPRし、地域の活性化につなげることを目的にイベントを開催する費用です。款8、項3、目2 公園緑地費は、昭和園から東側駐車場に架かる陸橋の補修工事を行うものです。

26ページをお願いいたします。項4、目2 住宅維持費は、退去者が増加したことに伴い、修繕料を増額するものです。

27ページをお願いいたします。款10、項2、目1 学校管理費です。節11 需用費の修繕料は、各小学校における学校遊具点検に伴う不備箇所の修繕及び南小学校の校舎の壁などの修繕が主なものです。節18 備品購入費は、児童数の増加に伴う児童用の机・椅子の購入費や難聴児童のためのデジタル補聴システムなどが主なものです。款10、項3、目1 学校管理費です。節11 需用費の



修繕料は、大津北中学校の体育館ステージなどがシロアリの被害に遭ったため修繕を行うものです。節18備品購入費は、生徒数の増加に伴う机、椅子の購入費などです。款10、項3、目3学校建設費です。節18備品購入費は大津北中学校の増築に伴いカーテンや机・椅子等の購入費です。

28ページをお願いいたします。項5、目1社会教育総務費の全国大会等出場激励金は、全国大会出場見込みに伴い増額をするものです。目7図書館運営費は、自動ドアの修繕と立ち枯れした樹木の伐採等を行うものです。

29ページをお願いいたします。款13予備費で財源調整を行っております。

続いて、歳入をご説明いたします。11ページをお願いいたします。款1、項2、目1固定資産税は、償却資産の実績が減少したことに伴う減額でございます。款12、項1、目2民生費負担金は、私立保育園の入所児童数の増加に伴う増額です。款14、項1、目1民生費国庫負担金の節1児童福祉負担金から節4障害者福祉費負担金までは歳出の増加に伴う国庫負担金の増額補正です。

12ページをお願いします。項2、目1民生費国庫補助金です。節1の保育緊急確保事業費補助金及び児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金は、県補助金の保育士等处遇改善臨時特例事業補助金などと財源の組み替えを行うものです。また、地域福祉等推進特別支援事業補助金は国の補助基準に合わなくなったため、県の安心生活基盤構築事業補助金に組み替えを行うものです。目5総務費国庫補助金は、歳出で説明しました社会保障・税番号制度に係る中間サーバー・プラットフォーム事業負担金に対する国庫補助金です。

13ページをお願いいたします。款15、項1、目1総務費県負担金はこれまで熊本県を經由して寄附されたふるさと寄附の実績です。そのほかの県支出金は主にそれぞれ歳出で説明しました事業等に係るものや国の補助金と財源を組み替えたものです。

14ページをお願いいたします。款17の一般寄附金は、これまで町へ直接寄附されたふるさと寄附の実績です。

15ページをお願いします。款18繰入金は、今回の補正で不足する財源を財政調整基金繰入金から繰り入れるものです。款20諸収入の目2雑入は、実績に伴うものです。目3過年度収入は平成25年度の事業費確定に伴う追加交付です。給与関係の補正につきましては、30ページからの給与費明細書のとおりですが、職員の申告に基づくものが主なものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 皆さん、こんにちは。ただいまより、議案第76号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要につきましては、12ページでございます。今回の補正は平成26年度の消費税の確定に伴い、来年度3月に本年度分の税の約2分の1額を中間申告としなければなりませんので、その消費税の相当額を追加補正したものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千548万7千円とするものでござい

ます。

7ページをお願いいたします。歳出に関しまして、款1、項1、目1総務管理費のうち、節27公課費を140万増額するものです。先ほど申しましたとおり、本年度の消費税額が278万8千円と確定しましたので、その約2分の1を中間申告として3月まで支払う必要があるので計上いたしました。財源調整として款3、項1、目1予備費より同額を140万円減額するものです。

よろしくをお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明は終わりました。

## 日程第20 議案質疑

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第20、議案質疑を行います。

まず、議案第68号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第71号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定について、お尋ねをいたします。議案説明資料の18ページですけれども、候補選定の経過あるいは審査について明記されておりますが、18ページの⑥審査結果についてお尋ねをしますが、600点満点で437.8点というのは過去のあれはどうか記憶はございませんが、70%ぐらいですかね。結構低いのではないかと、我々が管理者の指定について判断をしなければならぬわけですが、そもそもですね、審査結果の点数の内訳はなぜ添付しないのかということですね。

以上二点お願いします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ただいまの指定管理に伴います審査内容ということでの点数でございますけれども、先ほど教育部長のほうから内容につきましてはご説明があったかと思っておりますけれども、各審査委員におきまして審査を厳正にさせていただいております。その中で6名の出席委員で審査をいただいております、先ほど総合点437.8点ということでございます、平均が73ということでございます。それぞれに6名の方の出席委員がおられまして、まず、61点から85.5点

までのそれぞれの最少が61点、最大が85.5点ということでの6名での審査委員での結果内容というふうになっております。審査内容につきましては、先ほどご説明があったとおりでございますけれども、点数につきましては審査基準ということでありますので、選定項目の5項目をそれぞれの審査表がございまして、まず選定項目1につきましては事業計画の内容につきまして、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。それから選定項目2で。

○15番（荒木俊彦君） 項目ごとに審査した結果表はあるんでしょ。

○総務部長（岩尾昭徳君） 結果表はございます。その結果の項目についてが、ただいまご説明の途中だったんでございますけれども、それに応じた内容で審査を。

○15番（荒木俊彦君） 結果表を添付すればそれで済むことでしょ。わざわざこれを聞かんでいいわけで。なぜ添付せんのか。外部には出せないのでしょうか。

○総務部長（岩尾昭徳君） それぞれの審査委員のところで審査をしてありますので、ただそれにつきましては審査会のほうでまた確認をしなければならないと思うんですが。

○15番（荒木俊彦君） 項目ごとに細かくチェックしてあるはずだろうけんが、一覧表を出してくればそれで済んじゃうんですけどね。

○総務部長（岩尾昭徳君） 委員会の審査結果での、審査会の中でのそういった項目ごとにですね、審査された内容でございますので、確認のうえ資料を提出させていただきます。よろしいですか。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第72号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 議案第72号について、質疑をさせていただきます。水源かん養林の造成ということで非常に内容としてはいいんではないかなと思うんですけども、心配するのがですね、100年という非常に長い契約で責任が本当に持てるのかなというところですね、考えるわけですが、それでもやっぱり決めなきゃいけないということであれば決めなきゃいけないだろうとした時に、確認しなければいけないのは契約書の内容であろうと思います。普通契約する場合には少なくとも甲、乙というものがあって、甲、乙が基本的に平等であってどちらかが不利になってはいけないというような作りにしなければいけないだろうと。中でも今回乙である大津町のほうですね、大津町のほうが若干この契約書、分収造林契約書を見ますと不利な内容になっているように思われるというところですね。順に行きますね。いくつかありますので、全部言うと長時間かかりますからいくつか抜き出して申し上げますと、例えば第6条の契約の履行のために何とかというのがですね、6条では問題があった時には乙と協議するものとする、甲はですね。ところが、第7条のほうは乙が行う行為に対して、甲の承認が必要だと。これが非常にバランスを欠いているなというところがまず1つございます。これにきちんと理由があるのかというところですね。それから、第8条を見ますと、前生木の撤去ですね、この費用負担に関する記載がないということですね。これを甲

が負担するのか、乙が負担するのか。もし乙が負担するというのであれば、それが費用を負担する根拠をどこに求めるのかと。つまり今年度の予算にそれは入ってないし、来年度の予算でそれが保証できるものなのかという考え方ですね、という予算の問題ですね。それから、第9条、前生木の売却に関してですけれども、前生木に関しての処理は乙に任されているわけなんですね。ところが任されているものを売却するのに何で甲にその旨を通知しなければいけないのだろうかというようにことですね。これは第8条の項目と矛盾しているのではないだろうかということが疑問に思われます。それから12条のところでは、災害復旧の用材に充てるため伐採を必要と認めるときというのが、この災害復旧というのはどこのどういう災害のことを指しているのだろうかということがはっきりわからないわけですね。例えば、災害で熊本市内において何か施設が壊れてしまった、損傷したと。そうした時にこの木を持って行って処理しますよということをやられているのか、それともこの場所の中で起こった災害に対してその木を使って補修しますというようなことを言っているのかですね、そういった内容もきちんとわからないということです。それから(4)のその他甲が特に必要と認めるときというのは、非常にこの内容が甲にとって独占的な内容だなというふうに、乙にとって不利ではないかというふうに考えられます。それから第14条は、甲は契約の解除をするときの解除要件が記されているんですけども、乙による解除要件というのがどこにもないんですね。乙はどうしたらいいのかなというところなんです。それから第15条については、甲が契約を解除した場合には、原形に復するというのが非常に難しいところではありますけれども、少なくとも、言ってしまえばそこではい終わりって、やりっぱなしということも可能な内容だと。少なくともここまではやってもらわなきゃいけないというものが必要なのではないかということです。それから第16条ですね。行為に対して善意をもって協力するものとあるとありますが、そもそもこの行為はやるのは誰なのか、甲がやるのか、甲がやる行為に対して乙が善意をもって協力するという考え方であれば、その協力の範囲というものが見えなければですね、どっからどこまで協力しなければいけないのかということがわからないわけです。中でも、この6の労務の調達というところは作業を手伝えということなのか、それとも作業する人を探すのを手伝えということなのか、そういったことははっきりわからないわけですね。そうするとこの契約書に基づいて契約することがこの水源かん養計画と森林整備協定書的前提になるのであれば、この契約書で100年の契約をするには非常に不安があるのではないかと考えます。

今言った点、全部ではなくても結構ですので、ご説明できる場所があればそこだけでもお願いしたいと思います。

○議長(大塚龍一郎君) しばらく休憩いたします。2時50分から再開いたします。

午後2時40分 休憩

△

午後2時42分 再開

○議長(大塚龍一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長大塚義郎君。

○**経済部長（大塚義郎君）** この水源かん養の協定というのは今話にありますように元々紳士協定ということで、町としては全く原野に熊本市が多大な費用をかけてですね、造林して水源かん養に役に立てるということですので、過去ですね、同様に地図が資料にあるように平成21年から平成25年に52.8ヘクタールを熊本市と同様な協定をやっております。それと、今のは俵山ですね。真木のほうにですね、平成16年から平成20年まで同じく50ヘクタール約20万本のですね、植林をしていただいているところです。そういうことで町としてはただの原野で長期的に見ればですね、ここに広葉樹を植えていただいて、将来的に「町民の憩いの森」とかそういうところですね、有効活用されると、熊本市がしていただけるということでこのような協定を結ぶものであります。子細なことにつきましては1つずつ答えるのはなかなか大変ですので、そういった意味での長期的な大局的な、自然を守ると、地球環境を守るというところで結ぶ協定ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**議長（大塚龍一郎君）** 佐藤真二君。

○**3番（佐藤真二君）** たしかにたくさんですね、申しあげましたんで1つ1つについては所管の委員会のほうで慎重にですね、ご議論いただければと思うところですけども、100年後もですね、熊本市と大津町が紳士であり続けられますように頑張っていきたいと思っておりますので、それに期待して終わります。

○**議長（大塚龍一郎君）** ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○**13番（永田和彦君）** 一点だけ質疑いたします。第72号を全体的に見まして、100年という間隔で自然の水のかん養という立場から見た時にですね、これになったならば広域的な地球規模じゃないですけど、全体規模ということなんで、管理の仕方として原生林で管理したほうがいいのか、それとも、造成で造林して新たにしたほうがいいのかという根拠を1つだけお聞きしたい。そのこの大局的に見て、例えば阿蘇であるならば野焼きをすることによって原生林化を防ぐとかいろいろなものがありますよ。そういったこの造林に対してからは大義がやはり生まれておりますというものがわかれば、こっちの所管じゃない、はい、質疑いたします。

○**議長（大塚龍一郎君）** 経済部長大塚義郎君。

○**経済部長（大塚義郎君）** 永田議員の質疑ですが、今の両論あると私は聞いております。人工林であればもちろん間伐しないとですね、役に立たない木材にしかならないんですが、広葉樹の場合の、自然林の場合はそのまま自然淘汰するやり方と、また間伐しないほうが良いという両方がありますけれども、今のところですね、自然淘汰という形でこの広葉樹の水源かん養は進められていると思います。ちなみに参考的にですね、ちょっと環境の問題がありましたので、ただ森林にですね、ある山に雨が降った場合、水がどのようなパーセントかと言いますと、そのまま蒸発するのが15%、川に流れ出るのが25%、森に留まり地下水となるのが60%というふうな一応そういうデータがあります。森林がない山にただ原野に降った雨は地下水になるのはわずか10%と言われてるということがありますので、その辺を参考に申し上げさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第73号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 第73号について質疑いたします。二点。

23ページの衛生費の中の清掃総務費のし尿浄化槽の汚泥運搬補助金のことなんですけれども、うちは幸いにして人口は増えてます。住宅も増えてます。ただ下水道整備というのも進展しておりますので、逆にこれは減ってくるのが正比例じゃないかなと思うんでありますので、そこの内訳あたりをお聞きしたいと思います。

それと、この説明をされました時に、最後の各種手当等々が職員の申告であるというふうに言われました。その申告のチェックはどのようにやられておられるか。

その点を二点質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 永田議員の、人口は増加してその中でも下水道の整備はやっつてから、し尿浄化槽の汚泥運搬の量も減ってきているのではないかとご質問だろうと思いますけども、たしかに個人の浄化槽の件数とか量はずっと減ってきておりました。平成24年度から平成25年度も減少をしておりました。一部、農業集落排水事業の施設からの搬入があるものですから、そこを足しても減少はしてきたんですけれども、今年度個人の分が増えてまいりました。件数が増えるというのはちょっと考えられないものですから、どういう事業で量が増えてきたかというのを確認しましたところ、浄化槽は浄化槽協会から法定検査をなさいと法で決まっております。浄化槽協会のほうが未実施のところについて全部規定どおりやってくれということで取り組みを始めた結果、し尿の検査と併せて汲み取りの量はその時に増えてきたのではないかと、そういうことでございました。ですので、個人の件数が増えたとかそういうのではなく、法定の検査等によって量が増えてきたとそういうことで聞いております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。まず、給与明細の後ろの明細の中に各種手当ございます。まず、一般会計で申し上げれば今回は通勤手当等のようなものになるかと思っておりますけども、通勤手当につきましては通勤手当のまずいつからそれが発生するのかという様式がございますので、届けをしていただきまして併せて通勤経路を確実に出示していただきます。そして、距離がございますので、規定の距離でございますので、それにきちんと合ってるかということで、現地また通勤内容につきましても実際測って確認をさせていただいているところでございます。それから、その他の手当につきましても、住民票又は契約書等ですね、提出を添付させていただきまして、内容等につきましてもご確認をさせていただいた上で、決裁をとって相当額を支払いをしているというようなところでございます。異動があった場合は必ずその都度確認をさせていただきます。

す。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 二点ほど聞かせていただきたいです。歳入関係で、今回予算の組み替えが、財源組み替えがかなり多く発生をしていると思います。その中でも、民生費の補助金関係で保育緊急確保事業関係の補助金、また保育士処遇改善人事特例交付金あたりが増額や減額というふうな形になっております。財源の内訳だけをこの予算書で言いますと、なかなか見づらいものがあるというふうに感じております。特に処遇改善につきましては減額をされていますが、歳出側では動きがないというような状況がございます。1千4、500万の予算がまだ現状あるということです。そういうことで、その辺の内容の変更がかなりあっているので、ちょっとその辺を質疑をさせていただきたいと思います。それと併せて、各園の処遇改善がどのように今現状進んでいるのか、その辺を含めてお願いをしたいと思います。二点目は同じように社会福祉関係の補助金関係で地域推進事業の部分で補助金が減額をなされております。国の事業に合わない部分ではできないというような減額になっております。その辺で、減額の一部が補助金の額よりも多くなる事業になってる部分があるので、単独の予算をつけてでも、地域福祉は各地域それぞれですね、一生懸命頑張っておられますので、財源をつけてでも頑張るという趣旨が載ってるのかということを含めて質疑をさせていただきます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 桐原議員の質疑にお答えしたいと思います。まず、第73号の12ページをお願いしたいと思います。まず、全体的なことについてですけれども、今回、保育緊急確保事業ということで今までなかった名前なんですけれども、これにつきましては、待機児童が50名以上いる市町村を対象としてですね、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの申請における施設型給付、地域型保育給付に関する事業や、このあとなんですけれども、地域子育て支援拠点事業など申請における地域子ども子育て支援事業等を先行的に支援するというので、全体的にですね、例えば具体的に申し上げますと、地域子育て支援拠点事業、それから一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、それから大津町で実施してるのは子育て短期支援事業、ほかにもちょっとありますけれども、そういったものについてですね、今まで県を通してきてたんですけれども、直接国から補助がくるということですね、補助率も上がってきております。それで、歳出のほう見ていただきますと、歳出の21ページ見ていただきますと、全体的に増減はございますけれども、事業的にはそう変わっておりません。延長保育についてはあれですので。逆に家庭的とか障害児とか子育てサポートは上がっておりますけれども、一般財源は減ってきたということで、大津町にとっては良かったのかなということ。1つだけ。保育士と、先ほどあった処遇改善人事特例事業補助金、これが三角の1千414万8千円となっております。これにつきましては、これまでは国から県に入ってですね、4分の

3 プラス 8 分の 1、その分が県のほうで間接的に入ってきておりました。これが先ほども申しました新しい保育緊急確保事業の中です、国が 3 分の 1、直接補助ということで国のほうから直接町に入ってきます。あと、県のほうが 3 分の 1、町が 3 分の 1 ということで、普通はそうなんですけども、緊急の保育士改善事業に関しては 4 分の 3、国から入ってきます。そして、8 分の 1 が県、町が 8 分の 1。これは平成 25 年度まではですね、10 割国からきておりましたけれども、今年度からは平成 26 年度はですね、国が先ほど言った直接 4 分の 3、県が 8 分の 1、町が 8 分の 1。これが平成 27 年度からどうなるのかということなんですけども、荒木議員さんが一般質問でも出されておりますけれども、新制度におきましては当然消費税からできますけれども、保育所ごとの公定価格というのがございます。公定価格の中にですね、国は何パーセントかですね、保育士の処遇改善、賃金を上げたりした場合、ボーナスを上げたりした場合についてはですね、それに基づいて直接公定価格の中に反映させるというようなことで考えているようでございます。また、そのようになってほしいと期待をしているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 今回、社会福祉総務費の中で補助金として社協の補助金を減額いたしまして、委託料のほうに切り替えをさせていただいております。ご承知のとおり、社協のほうでは小地域の福祉活動とかふれあいサロン、また大きなものでは福祉まつりとかそういう諸々の本当に地域福祉の推進の実践部隊として活動をいただいております。今までは歳入のほうで入ってきておりました国の地域福祉推進事業のほうで行っておりました。これは事業費 2 千 8 0 0 万ほどですけれども、そのうちの 2 分の 1 を補助するという形で昨年度はこの補助金で実施をしてきたところでございます。今年度になりまして、補助で社協のほうに補助で事業を実施するのは今回該当しないということで、同様の事業で委託事業を県のほうが 10 分の 10 でやっているということで、安心生活創造推進事業という事業に切り替えを行ったところでございます。ただこちらのほうが県の事業でございすけれども、10 分の 10 で限度額が 1 千万円というふうになっておりましたので、どうしてもその差額の分 4 0 0 万ちょっと一般財源の形になったんですけれども、先ほど申しましたとおり社協のほうは地域福祉活動に率先していろんなことをやっていたという点も踏まえて今回一般財源のほうでその分は充当しているというところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1 番（金田英樹君） 予算書の 25 ページ。一点だけ伺いたいと思います。肥後大津駅周辺整備完成事業補助金のところ、かなりさらっとご説明されたんですけども、その意図と中身といつ決まったかというところを教えてくださいと思います。おそらく今日 12 月 5 日金曜に全員協議会のほうで取り上げるのでさらっと流したのかもしれないですけど、多分、先に上程が来てるので順番としてちょっと乱暴ではないかなと感じたところですので、よろしくお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 今おっしゃられましたように、あとの全員協議会で説明するところでは



ありますが、全協の資料にありますように、目的としてはですね、大津町の玄関口である肥後大津駅周辺整備が完成し、JRや空港ライナーとの駅利用者の利便性も高まり、中心市街地の活性化につながるものと思われる。今回イベントを行うことによりまして、交通の要所である大津町を町内外に広くPRし、ホテル等の観光客誘致と地域の活性化につなげるために開催するというので、一応補助金ということですので、実行委員会形式ですね、実行委員会を結成しまして、そちらのほうにですね、補助をして、やるということになります。そして、この500万につきましては、社会資本総合整備交付金の補助対象ということで、こういう委託料とか補助金ということでその対象になるということですので、4割の200万は国庫補助の対象になるということになります。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問いたします。一応、補正ということで先ほども伺ったんですけども、いつ頃やると決めたのかなというところを教えてくださいと、ちょっと今回特に思ったのが先ほどの繰り返しになるんですけども、全協が上程のあとで説明詳しくするというので、ここの議場ではあまり触れなくさらっと流すというのは順番的にどうなのかなと思ひまして、そこに付帯する考え方をちょっと伺いたいと思うのでお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 一応、期日としては3月15日にこのイベントは実施します。いつこれをやるか決まったかということにつきましては、補正ですね、町として今度完成して式典も楽善線とか北口の駅周辺の社会資本の整備が完成しますので、それによりましてイベントをやろうというふうなことになりまして、今回補正をお願いするところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第74号から議案第76号までの3件を一括して、議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで議案質疑を終わります。

## 日程第21 委員会付託

○議長（大塚龍一郎君） 日程第21、委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第68号から議案第76号までを手元に配付しました議案委員会付託表（案）、また、会議規則第92条第1項の規定により、請願第3号及び陳情第3号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後 3 時 0 5 分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成26年第7回大津町議会定例会会議録

平成26年第7回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成26年12月10日(水曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
出席議員	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍 一 郎		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一		
	書 記 岩 下 潤 次		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	会 計 管 理 課 長 上 田 ゆ かり	兼 会 計 課 長
	副 町 長 徳 永 保 則	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	総 務 部 長 兼 政 策 課 長 羽 熊 幸 治
	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	住 民 福 祉 部 長 田 中 令 児	総 務 課 長 兼 行 政 係 長 白 石 浩 範
	住 民 福 祉 部 長 田 中 令 児	経 済 部 長 大 塚 義 郎	教 育 部 長 齊 藤 公 拓
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 松 永 高 春
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	併 任 工 業 用 水 道 課 長 杉 水 辰 則	農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳
	併 任 工 業 用 水 道 課 長 杉 水 辰 則	総 務 部 次 長 兼 課 長 徳 永 太	
	総 務 部 次 長 兼 課 長 徳 永 太	総 務 部 総 務 課 長 徳 永 太	
	総 務 部 総 務 課 長 徳 永 太		

## 一 般 質 問

2 番 豊 瀬 和 久 君 p 63～ p 70

1. 若者の地方定住化戦略の推進による地域雇用創出について
  - (1)都市部の若者らを過疎地の自治体が募集し、地域活動に従事してもらう「地域おこし協力隊」制度が全国に広がっているが、この制度を早く推進すべきではないか。
2. 危険ドラッグの青少年対策について
  - (1)「合法」という名で流通していたことから、気軽に青少年が手を出しやすいと想定される。  
危険ドラッグの青少年対策について、今後、どのような取り組みを行っていこうと考えているのか伺う。

1 5 番 荒 木 俊 彦 君 p 70～ p 80

1. 非正規労働者の増加問題、処遇改善を
  - (1)町職員の非正規化率は、県内 2 番目に高い。正規職員の本来業務に支障はないか。
  - (2)非正規労働者の処遇改善の具体策はあるのか。
  - (3)保育士不足によって、官民保育所の運営が厳しいと聞いている。町独自の処遇改善補助が必要ではないか。
2. 下水道負担の公平性確保を
  - (1)町内の下水処理方法は、公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽の 3 種類で全町的に区域が確定している。いずれも排水、汚水の浄化を目的としているが、特に合併浄化槽の負担は、ほかの処理方法と比較して高くなり、町民間の不公平であり、負担の公平化を図るべきではないか。
3. 町営住宅の住環境改善、入居者の負担のあり方
  - (1)連棟型の住宅において、入居の際、浴室設備は町での設置が必要ではないか。  
退去の際、浴槽・給湯設備撤去は入居者の負担であり、不合理ではないか。

3 番 佐 藤 真 二 君 p 80～ p 90

1. 次期振興総合計画の策定方針について  
昨年 1 2 月の一般質問で、振興総合計画について義務付けは廃止されたが、次期

も策定を行うという主旨の答弁があった。その中で「住民との協働を心がける」・「その方法は今後検討」ということだった。

- (1) 振興総合計画（またはそれに相当するもの）の位置付け（範囲・期間・優位性等）をどう考えるか。
  - (2) 全国的にも、策定プロセスでの住民参画が進んでいる。  
次期計画を住民との協働で策定することを提言する。
2. 民生委員・児童委員の活動環境について
- 民生委員の負担が増加している。
- (1) 委員定数による対応、または支援者の配置はできないか。
  - (2) 町及び関係組織と委員の連携の在り方について。
  - (3) 複雑化・高度化する業務への支援について。

7 番 本 田 省 生 君                      p 91～ p 97

1. 高齢者福祉対策について
  - (1) 要介護者の施設入所及び待機者対策は万全なのか。
  - (2) 高齢者社会が進むなか、町の対応はどのように進めているか。
2. 人・農地プランについて
  - (1) 農業従事者も高齢化が進み大変な時期であるが、後継者の育成は十分出来ているか。
  - (2) 生産性をあげる為の（作業性の向上）農地の集積状況はどうか。

1 3 番 永 田 和 彦 君                      p 97～ p 108

1. 人口減社会での自治体運営
  - (1) 今後も住民サービスを低下させずに町を運営するには、適切な事業の見直しや人口増施策、景気回復が重要であるが、どれも容易ではない。今後の町の方針として周辺自治体との連携を強化すべきと考える。たとえば、菊陽町と組んで互いに1つを2町で1.5倍の1つという具合である。計り知れぬ経費削減と住民サービスの向上が期待できるだろう。
2. 社会的責任が生まれない教育
  - (1) 「国民の三大義務と権利」を机上の空論にしてはならない。昨今の選挙結果を見て低い投票率に国の将来を憂いてしまう。国民ほとんどの有権者が参政権を行使し、より良き社会実現を願う清き一票が生まれる教育が求められる。子供たちが将来「国民の三大義務と権利」の理解のもとに社会参加することが民主主義と思

われる。

1 1 番 坂 本 典 光 君

p 113～ p 122

### 1. 文化祭の活性化について

(1)今年も11月1日、2日に第42回文化祭が開催された。文化協会会長は挨拶のなかで、「高齢化に伴う会員や加入団体の減少など文化協会の活動も課題に直面しています。後継者の育成や活動に創意・工夫を凝らして文化協会の活性化を図りながら会員や加入団体の増加に努め、地域文化の復興に少しでも貢献していく所存です。」と述べられている。展示物とステージを見て私もそのように感じた。人口は増加したが、地元商店の衰退で組織を動かせる人々が減ってきたのが遠因かもしれない。ここは役場が中心となり活性化に尽力すべきである。

わたしが見て感じたこと。

- ①展示物が変わり映えしない
- ②菊の花の展示がない。
- ③期待しているステージが例年ほどの元気がなかったなど。

### 2. 関東、関西県人会の発足について

(1)現在大津町の人口は約3万3,700人である。その半数は町外から転入された方々である。他県から来られている人も多い。関東、関西地区の県人会を作ってあげたら会員相互の連携が深まり、子育てや情報交換に役立つし、その方々を通して町も様々な情報、考え方を収集することができるのではないかと。人材発掘もできる。職員の視野も広まると思う。少なくとも広報誌で声をかけてみてはどうか。

### 3. 職員の行政視察について

(1)いろんな意味で、町の発展のためには職員の質の向上が大事である。今、町は毎年人口が増加している。熊本県の中では発展を続けている地域の一つである。幅広い知識と視野の広さ、大津町大好き職員になって町の発展にまい進してもらいたい。それくらいの投資は必要である。

- ①今年度、行政視察に行った職員はいるか。
- ②議会常任委員会の行政視察に毎年、所管の職員が同行していたが今年はだれも行かなかった。どうしてか。

4 番 松 田 純 子 さん

p 122～ p 130

### 1. 男女共同参画事業について

平成11年12月23日男女共同参画基本法が施行され、地方公共団体の責務として地域の特性に応じた施策を策定し実施するとし(概略)、大津町では平成2年に婦人問題懇話会を設置し意識調査を行い、平成3年には第1回提言が発せられた。又、平成23年には大津町男女共同参画都市宣言があり、大津町男女共同参画推進プランにおいては、数々の成果指数目標があげられたが、成果は上っていない。

(1)男女共同参画懇話会についての予算計上は適切であるのか。

(2)このままの体制で成果をあげることができるのか。

## 2. 女性囑託員(区長)登用について

第5次大津町振興総合計画(後期基本計画)における成果指数目標値3人に対し“0”である。

(1)なぜ、女性囑託員(区長)の登用ができないか。

(2)女性囑託員(区長)の登用ができない理由について調査し、現状を打破する必要があるか。

## 3. 各地区に女性担当員(仮称)の配置について

区長擁立登用・審議会委員登用に関して集まりにくい、探しにくいという現状はいなめない。公募しても手をあげる人も少ない、広報誌を読む割合も少ない。しかし、地域には優れた女性はたくさんおられると思える。そこで、それらの女性を発掘するには女性の目が必要と考える。

(1)女性発掘する為の委員を新設できないか。

(2)その委員を区長と同等程度の配置はできないか。

(3)現在の懇話会を廃止し、委員による新しい会の設立はできないか。

## 6 番 山 本 重 光 君

p 130～p 139

### 1. 公民館の現状と課題及び今後の方策について

(1)地域住民のための地域に密着した施設であるべき公民館(分館)は、地域住民のさまざまな取り組みを支援するためのものであらねばならないが、現在の町内における公民館の実態はどうか。

また、今後どのような活動をしていくのかを問う。

### 2. 危機管理体制について

(1)公共事業、修繕等の対応について

各種の公共工事等が行なわれているが、竣工時の確認はどのように行なわれているか。

(2)生活道路の安全対策について

子ども、高齢者、障害者に対する今後の取組みをどうとっていくか。



(3) 公共施設、公共財産等の広報周知について

各公民館(分館)をはじめとする公共施設の場所、AED等の医療機器の設置場所等は、町民に周知ができていますか。また、地域への愛着感高揚のためにも各行政区の表示板が必要と考えるがその認識はあるか。

1 番 金 田 英 樹 君

p 139～ p 152

1. 自治会（組組織）への加入促進および機能強化について

大津町は人口が増えている一方で自治会（組組織）への加入率が低下しているという課題もあり、区長や民生委員からも改善を望む声が上がっている。自治会は住民による「自治組織」であるが大津町では実態として区長が行政嘱託員を兼ね、広報誌の配布や防災などに一定の責務を担っており、更に今後自治体が取組むべき事となっている地域包括ケアシステムの構築においても重要な役割を果たすため、町としてもその基盤強化に向けた支援が必要であると考えている。実際に「自治会加入促進条例」を制定し、それを軸とした様々な取組みを行っている自治体もあるが、その点も踏まえ、次の内容について問う。

(1) 現状の総括（取組状況・課題認識）

(2) 改善に向けた町としての取組み

2. 地区担当職員制度について

大津町では地区担当職員制度を採用しており、各地区の担当職員が毎年「ことしのまちのしごと」の説明に赴いたり地域行事に参加したりと、地域と行政の説明責任の達成や接点強化に向けて取り組んでいる。取組自体は素晴らしく、非常に上手く機能している地区もある一方で、住民からは地区によって担当職員の関わり方の格差、職員からはその位置づけや役割等において共通認識が築けていないという声も少なからず聞こえてくる。その点を踏まえ、次の内容について問う。

(1) 現状の総括（取組状況・課題認識）

(2) 今後の事業展開

3. 域学連携取組みについて

域学連携とは、学生と大学教員が地域の現場に入り、地域住民やNPO等とともに、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に資する活動を言い、「地域力の創造・地方の再生」に向けた取り組みとして、総務省においても活動を推進・支援している。

本町では平成20年3月に県立大学、平成26年3月に熊本学園大学と包括協定を結んでいるが、以下について問う。

(1) 現在の取組状況および成果

(2) 今後の事業展開

12 番 手 嶋 靖 隆 君

p 153～p 156

1. 高齢者対策について

- (1) 要介護高齢者の増加の対応、介護保険制度が導入されたが介護問題が全て解決したわけではない。町は保険者として、これまでの実績を踏まえて、関連する周辺施策と総合的事業展開が必要であると思われる。
- (2) 一人暮らしの高齢者が増加し、長寿高齢社会は一方の配偶者の死亡などにより、ひとり暮らしの高齢者と核家族化が定着する中、高齢者のみの世帯がふえている現状をみても、地域社会から孤立した生活を送っている高齢者が多く見受けられ、保険者としての町行政として、これまでの実績を踏まえて、今後どのような対応をされるのか。
- (3) 健常高齢者の社会参加においては、多数の高齢者は心身ともに自立した生活を営んでおられる。また高齢者のなかには就業や地域活動、ボランティア等を通じ社会奉仕されえいる方も見受けられる反面その機会にめぐりあえない高齢者もおられる。社会参加活動は健康、地域社会への貢献、自己の経済的収入により行政負担軽減にも医療費等の抑止の効果をもたらしている。  
行政として地域レベルでなく社会参加活動のための拠点づくりなど、環境を整備していく必要があることから所見を伺う。

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 1 0 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明 1 1 日が 6 番から 1 0 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

なお、冒頭に申し上げます。

質問者の発言中はそれぞれ静粛に努め、そのほかの私語、発言等は減に慎むよう願います。

それでは、順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○2 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様もおはようございます。2 番議員、公明党の豊瀬和久でございます。通告にしたがいまして、2 点質問をさせていただきます。1、若者の地方定住化戦略の推進による地域雇用創出について。2、危険ドラッグの青少年対策についての 2 点です。

まず 1 点目の若者の地方定住化戦略の推進による地域雇用創出についてお伺いいたします。

都市部の若者らを自治体が募集し、地域活動に従事してもらう地域おこし協力隊制度が全国に広がっています。制度が開始された 2 0 0 9 年度では全国で 8 9 人でしたが、2 0 1 3 年度現在では隊員数が 3 1 8 自治体、4 府県 3 1 4 市町村で 9 7 8 名までに広がり、熊本では平成 2 5 年度で 7 自治体 1 0 人、今ではもっと広がっておりますが、今年 6 月には安倍首相がこの制度の隊員数を今後 3 年間で 3 千人に増やす方針を打ち出しています。地域おこし協力隊は、他の地域に暮らす人材を活用した地域活性化策として総務省が創設をしました。地方自治体が地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援などさまざまな地域協力活動に充実してもらい、あわせてその定住定宅を図りながら、地域の活性化に貢献するものです。応募者は、地方での暮らしや地域貢献を望む人たちが多く、地方では若者の定住促進策の有効な手立ての一つとしてこの制度を積極的に利用していくことが望まれます。地域おこし協力隊として採用されたメンバーは、住民票を大津町に移して住み、任期は最長 3 年で必要経費については受け入れ側の自治体が負担した場合、地域おこし協力隊員 1 人あたり 4 0 0 万円、内容は報償費などが 2 0 0 万円、その他の経費が 2 0 0 万円、それと募集にかかる経費について 1 自治体当たり 2 0 0 万円を上限とする財源措置が特別交付税として全額支給されます。活動内容は

地域によって異なりますが、伝統芸能や祭りの復活、地域ブランドの開発・販売、空き店舗を活用した商店街の活性化、耕作放棄地の再生など多岐に亘ります。定住状況については、総務省が昨年公表したアンケート結果によると、昨年6月末までに任期を終えた隊員のうち、約6割が活動していた市町村か近隣地域に定住をされています。任期後も地元に残ってもらうことは制度の最終目的であることから、この事業が順調に推進されていることがわかります。また、受入地域に定住しない人の中には、活動経験を生かして他の地域で活躍する人もいますが、大津町のファンとして、他の地域へ巣立って大津町発のネットワークが全国に広がっていくことも決して悪いことではありません。地方では、少子高齢化の進行などが深刻な問題です。若者の定住促進策の有効な手立ての一つとして受け入れる自治体が増えることが望まれており、さらには地方の活性化にもつながります。我が町でも隊員が無理なく地域に溶け込み、定住の流れが加速するよう人材確保のための受入体制を積極的に考えていくべきです。政府与党が目指す地方創生の推進の一貫としてのこの事業に対しての大津町として、今後どのように取り組むのか。今後の方針などについて町長にお伺いをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。豊瀬議員の地域おこし協力隊についてのご質問でございますけども、前の3月議会についても金田議員のほうから同様の質問っておりますけども、その間に町としてもどういう形で取り入れるかということを検討してきております。議員おっしゃるように、その制度を活用するためにやはり都会の素晴らしい人材の人が大津町にしっかりと3年でなく定住していただけるような方を望みたいと。そういう人が大津を大好きになって仕事に頑張り、汗を流していただくような、そういう方をお願いできればなというふうに思っております。もちろん総務省の地域おこし協力隊、あるいは農水省関係の田舎で働きたいというような制度がありますけども、このような制度を今後移住環境の整備政策というような形で一緒に統合し、拡充するというような国の方向も見えてきておるようでございます。もちろん、国のほうとしましても地方の活性化、経済、あるいは人口減少に伴うところの政策の一環として今後地域を元気にするための新しい農業をはじめとする新商品開発というようなことを図っていこうというような状況でございますので、我々地域についても地域住民による、あるいは農産物販売会社の設立関係等も促しながら雇用を生み出すことができればなというような思いもしております。そういうような活動をしっかりと取り入れる、あるいはそういう総務省関連等につきましても400万円の補助、そしてまた企業を興せばというようなことで100万円の上積み関連等も国は今年度から考えておられるようでございますので、今後につきましても大津町の地域開発のためには、まずは観光振興やイベント関係等についての取り組みを考えておりますので、今後についてもそういう形で取り入れをしていきたいなというふうに思っておりますので、詳しい内容につきましては、総務部の次長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） おはようございます。豊瀬議員の地域おこし協力隊についてお答えいたします。

地域おこし協力隊は平成21年度に制度が創設され、平成25年度実績では318自治体で978

名が活躍されており、熊本県におきましても天草市、和水町など7自治体10名の隊員が活動をされておられます。外部から地域を見た新たな視点、新たな発想による地域の活性化の観点からも地域おこし協力隊の取り組みは有効な手段であると考えているところでございます。総務省が地域おこし協力隊の平成25年度実績を対象に調査を行い、その内容を見てみますと、地域おこし協力隊に応募した理由として、「地域活性化の役に立ちたい」、「自分の能力や経験を生かせると思った」などがあげられておられます。また、その中で総務省は、地域おこし協力隊の現状分析の総括として、隊員希望者の目的や期待と地域の受け皿のマッチングがより重要となってくる。今後、地域おこし協力隊を導入しようとする自治体に対しては、地域として協力隊に期待する成果、ミッション、条件を明確化するとともに、協力隊の定住条件、すなわち活動終了後の定住条件も見通した中で募集を行うことが必要であるといった見解を示しております。

そこで担当課としましては、現在、熊本県内において地域おこし協力隊の取り組みをされている先進自治体に出向き、メリットやデメリットなどさまざまな事例について話を直接伺っております。その中で、地域おこし協力隊の方が地域にしっかり溶け込み、就労し、定住化に結び付き、地域の活性化につながった事例もありますし、一方では、地域おこし協力隊の期待と地域の受け皿のミスマッチでわずか1年で元の場所へ帰られたといった事例も聞いております。そのような現状を踏まえ、町としましても受入可能な組織への働き掛けも既に行っており、どのような任務を担ってもらうのかなど具体的内容の詰めもしてはおりますが、現時点では受入体制の確立までは至っていないというのが現状でございます。

地域おこし協力隊の受入につきましては、どのような活動を協力隊にやってもらうかを明確にし、また、3年間の協力隊としての活動終了後の定住条件をどう整えていくのかが大きな課題としてあります。ただそのような課題はありますが、議員がおっしゃられるように、まずはやってみるということも大事ではないかというふうに考えているところでございます。

先ほど町長からもお話がありましたように、まずは観光振興やイベント関係で地域おこし協力隊の募集をすぐにでも行いたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 一つ事例を紹介させていただきます。栃木県日光市の北西部に位置する栗山地域、旧栗山村の地域おこし協力隊に選ばれた青山裕之さんは、現在、市の栗山総合支所を拠点に活動をされています。さいたま市に住んでいたときに応募された青山さんは旅行が趣味ですべての都道府県を訪れる中で、地域振興の活動に興味を持ち応募をしたと語っておられます。栗山地域の特色である観光を前面に押し出す、「もっと若者が集まるふるさと、観光地へ」をテーマに設定をされ、初年度は地域を知り、地域の方に知ってもらう活動を中心にして高齢化集落で地域行事への参加や手伝いを通して地域に溶け込むことに力を注がれました。その活動の報告では、高齢化集落での高齢者宅への訪問や雪かきを一緒に行ったり、住民との信頼関係をそのようなことをして築くことができた実績を報告されています。さらに今年度からは得意分野を生かした活動を始められているそうです。青山さんはホームページ制作などを手がけていたことから、栗山地域の旅サイト、5秒で栗山を運営、

若者をターゲットに観光ガイドには載っていないお徳な情報や地域の人にスポットをあてた情報を発信されています。直近のアクセス数は、多い日には1日100件を超え、1月に3千件になると言われています。当初、サイトのアクセス数も数えるほどでしたが、内容を充実させたことも功を奏して件数は日を追うごとに伸びているそうです。このようにこの制度の特徴からしますと、最初から一定の型にはめるのではなくて、まずは広くこの町を、大津町に来たいという希望する人材を募集して、その大津町を希望する方がいた場合に、その希望の内容とか、活動内容などを一緒に考えながらその協力隊員が活動しやすいような状況をつくってあげたほうがいいと思います。町長も言われましたように、制度としては国の補助もありますし、国の制度として地方創生という意味合いでも大事な制度だと思いますので、募集を早めにするといいますが、やっぱり募集要項とか、いろいろそういうものをつくってからでないと募集できないと思いますので、それができていれば教えていただきたいところなんですけれども、いろんな募集の内容でありますとか、条件とか、そういう実施時期、その辺が明確になっていれば教えていただきたいですし、これからということであるならば、この事業に対する町長の熱意とか、情熱、そういうものを教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 豊瀬議員の再質問のほうにお答えいたします。

募集にあたりましての準備的なその要綱とか実施時期的なものについてのご質問かと思えますけれども、まだ要綱等についてはまだ定めておりませんが、これにつきましてはすぐにもできるかと思えますので、とにかくそのすぐに取り組むというのが大事かと思っておりますので、募集につきましてはですね、今年度中には募集はかけられるのかなというふうに思っております。今年度中といえますので、今年度の3月までですね、には新年度の新たに雇う人について募集をしていくということについては、もう募集をかけることはできるかなというふうに思っておりますので、そういった形で進めていかせていただければというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） その募集に対しましても、国のほうの費用もありますのでですね、工夫をしてできるだけ有能な人材が大津町を希望していただけるようにですね、工夫をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目の質問をさせていただきます。

危険ドラッグの青少年対策についてお聞きします。危険ドラッグについては、テレビや新聞で連日のように報道をされています。今一番深刻な社会問題になっていることはご存じだと思います。中高生や大学生などを対象とした薬物使用に関する意識調査によりますと、中学生全体の53%、高校生の60%、大学生の68%が大麻や覚せい剤などの違法薬物を簡単に手に入る、何とか手に入ると考えるという回答があり、いずれも過半数を占めているなど、極めて深刻な実態が浮き彫りになっています。一方、最近では危険ドラッグが社会的な問題となっていますが、これは大麻や覚せい剤と違い、店舗やインターネット、宅配便などで既存の薬物より安価で入手することができ、また合法という名

で流通していたことから、気軽に青少年が手を出しやすいと言われていました。危険ドラッグなどの違法薬物には不安などからの解放を求めて使用を繰り返してしまう依存症があり、薬物を中断するとその薬物特有の禁断症状が現れる。また、毒性についても妄想、発作的自殺、臓器不全、うつ、混乱などがあると言われていました。このような危険ドラッグは確実に若年層の近くに忍び寄り、体と心を蝕んでいこうとしています。若いころは様々なものに興味を持つことは当たり前です。しかし、興味本位により危険ドラッグをたった1度だけ使用し、その結果、一生を棒に振ってしまう可能性があります。現在、危険ドラッグを販売している業者に対し、指導、取締りを強化することは大変大切なことではありますが、もう一つの取り組みとして青少年に対する取り組みを強化すべきと考えます。最近ではスマートフォンをはじめとした新たなインターネット環境が急速に普及し、青少年が保護者の気づかない使い方をして危険、有害な情報にアクセスし、危険ドラッグの乱用に巻き込まれる危険性が増大しています。子ども達が危険な環境の中にいることを認識し、対応していくことが必要です。

そこで、大津町ではこれだけ連日報道され社会問題となっている危険ドラッグから青少年を守ることについて、まずは今現在どのような対策をとられているのか。また、その上で今後どのような決意を持って取り組みを行っていかうと考えているのか、町長、教育長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） おはようございます。豊瀬議員の危険ドラッグの青少年対策についてのご質問にお答えをいたします。

児童生徒の薬物乱用防止に関する取り組みについては、第4次薬物乱用防止5カ年戦略、これは平成25年の8月7日、薬物乱用対策推進会議で決定をされておりますけれども、この戦略を踏まえまして、青少年の覚せい剤等の薬物乱用防止に関する指導がなされてきております。しかし、昨今、脱法ドラッグの乱用者が犯罪を犯したり、重大な交通事故を引き起こしたりするなど、その事案があとを絶たず、深刻な社会問題となっており、こうした状況を踏まえ、総理指示がございまして、薬物乱用対策推進会議が開催されました。その指示の中で、いわゆる脱法ドラッグと呼称されておりましたものを平成26年7月22日から新名称の危険ドラッグと、こういうふうに変更されておりますけれども、その乱用は非常に危険な行為で絶対に許されないものであり、その根絶に向けてできることはすべて行うという基本姿勢で取り組みを強化する。そういう必要があるというふうになっております。危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策、これを決定いたしまして、次の事項について各都道府県知事を通じて市町村教育委員会、管下の学校等の関係機関を通して周知を図り、青少年の薬物乱用防止に関する一層の指導の徹底を図るよう通知がっております。その通知によりますと、第一に、学校保健計画において位置づけ、すべての中学校及び高等学校において年1回開催するよう指導している薬物乱用防止教室等を通じて、健康被害事例等にかかる情報提供を積極的に行うとともに、小学生啓発資料「私の健康」、中学生啓発資料「かけがえのない自分」「かけがえのない健康」、高校生用啓発資料「健康な生活を送るために」、そして大学生用啓発資料「薬物のない学生生活のために」といった各種資料を活用し、危険ドラッグを含む薬物の乱用防止について適切な指導をすること。その際、かねてから求めているとおり、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の活用を図り、適切に

対応することとなっております。

また、第二に、スマートフォンをはじめとする新たなインターネット接続機器やそのサービスが急速に普及し、青少年が保護者の目の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスして、これらの薬物の乱用に巻き込まれる危険性が高まっていることから、青少年がこれらの薬物に関する情報を閲覧することを防止するためのフィルタリングの徹底等を促すこととなっております。

さらに、第三点といたしまして、夏休み期間等の節目となる時期を捉えて危険ドラッグの危険性についての広報、啓発活動を行うこととなっております。これを受けまして、大津町のすべての小・中学校において毎年実施しております薬物乱用防止教育、具体的には保健の授業、薬物乱用防止教室、講演会、啓発活動等の中でスクールサポーターや学校薬剤師等の活用を図り、今年は特に危険ドラッグについて教職員及び児童・生徒を対象とした研修や学習が実施されております。

また、保護者に向けては、薬物乱用防止教室の参観、保健だよりによる啓発をされている学校もございます。特に中学校では、教職員に対しては養護教諭による危険ドラッグに関する通知文や新聞記事を基に、その危険性を強く訴えるとともに、生徒へ注意喚起をするような呼び掛けの実施、また、生徒に対しては、薬物乱用防止教室、保健の授業で危険ドラッグについて取り上げ、その危険性について学習し、保護者に対しては保健だよりにより全家庭に対して注意の喚起を図っております。

さらに、毎年実施されています薬物乱用防止キャンペーンでは、10月8日の水曜日、ライオンズクラブを中心に生徒会、職員、保護者が一緒になりまして登校してくる生徒に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動熊本県実行委員会作成の啓発チラシを配布し、注意喚起を実施されております。

今後も青少年の薬物乱用、特に危険ドラッグを未然に防止するため、小・中・高校と連携の上、学校薬剤師や県要請の専門指導員を講師として向かえ、薬物乱用の防止を積極的に推進してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の危険ドラッグの青少年対策についての質問にお答えしたいと思います。

教育長のほうからいろいろとお話がありますけれども、合法ハーブなどと言って販売された薬物、いわゆる危険ドラッグを吸引し、意識障害や嘔吐、けいれん、錯乱などを起こして救急運搬されたり、あるいは死亡したり、または危険ドラッグを吸引して自動車を運転し交通事故を引き起こす事件などが全国各地で発生し、大きな社会問題になっています。そこで今年の4月に薬事法が改正され、危険ドラッグを製造・販売することはもちろん、個人で使用したり、所有することも処罰の対象となりました。しかし、危険ドラッグは色や形状もさまざま、見た目ではわからない危険を感じさせないような巧妙につくられており、お香やハーブやアロマなどの偽装して販売されているものもあるようです。また、インターネットでは合法であると称して販売されたりしており、青少年を中心に急激に乱用が広がっていると言われております。

県内の状況ですが、9月に危険ドラッグ運転を道交法違反の容疑で初めて逮捕したり、11月には



最後まで残っていた危険ドラッグの販売店を閉店させるなど、取り締まりが強化されています。危険ドラッグを吸引し、緊急搬送された事例は、平成24年度は6件、25年、26年度はあっていないようですが、しかし、危険ドラッグは安く簡単に入手できることなどから、軽い気持ちや好奇心で手を出す人が少なくないと言われています。マスメディアによる撲滅対策なども必要だと思いますが、町としましても社会を明るくする運動や、子どもの未来をつくる推進大会などを通じて、薬物乱用やシンナー撲滅の啓発とあわせて危険ドラッグの恐ろしさや絶対に使用しないことを訴えていきたいと思っています。大津町に危険ドラッグが出回ってからでは遅すぎますので、青少年健全育成に取り組みしております保護司や更生保護女性の会の皆さん、ライオンズクラブなど関係団体と連携し、肥後大津駅ビジターセンターやまちづくり交流会館など、人の集まる場所に目に付くのぼり旗の掲示などを行いたいと思います。また、ホームページや広報おおづに危険ドラッグに関する情報提供や啓発の特集などを掲載し、青少年をはじめ町民の皆さんに正しい知識を身に付けていただき、絶対危険ドラッグに手を出さない、そのような気運を盛り上げていきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 国とか県がいろんな指示をされる中でいろいろ考えられていると思いますけれども、本当社会問題になっているような問題で、私もここ3カ月前に意見書という形でここで意志の表明をさせていただきましたけれども、その間、いろいろホームページとかも、私も大津町のをよく見ますけれども、ホームページで危険ドラッグに関する注意喚起が行われているわけでもない。隣の菊池市では、もう既に危険ドラッグにご注意くださいということで、危険ドラッグとは、あと内容を詳しく書いてあります。危険ドラッグは絶対に使用しない。危険ドラッグから青少年を守ろうということで、既に危機感を持っているところはホームページできちとした形で住民の皆様に情報を提供しているということがあります。これは熊本市も熊本県も同じです。厚生労働省のホームページでは本当に詳しく危険性をビデオで紹介したり、いろんな情報を提供をされています。本当に危機感があるとするならば、国や県が言われるんじゃなくして、これだけテレビで報道されて連日社会問題化されている中で、今からホームページに掲載するとか、広報に載せるというのは、しかも一般質問を私がしたからだと思いますけれども、その町民の命を守るというのは、これはもう地震とか災害とかそういうものだけじゃなくて、こういういろんなやっぱり危険性がはらむものからやっぱり町民の命を守るというものに対して、もう少しやっぱり敏感にですね、反応して、県とか国が指導するとか、しないとかじゃなくして、町として町民にいろんな情報を提供してあげたりとか、危険性を伝えて、発起する前に伝えたいということですのでけれども、普及するかどうかはまだわからないですよ、これは。インターネットで簡単に購入ができて、安く出回っている商品ですので、ですので、本当にできることは何でもやるということですのでですね、早めに行っていただきたいと思っておりますし、町長のやっぱりこういうことに対する決意を、もう遅いということですよ。ほかの、ご存じかどうかわかりませんが、ほかの市町村ではもうホームページなんかではどうの昔に情報提供して地域環境していますので、このことについて町長の見解を求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の指摘事項、十分反省しながらやらせていただきたいと思います。もちろん先ほど申しましたように、24年度は6件と、テレビ関連等についてよその県のことだろうと思っておりますけども、25年、26年であっております。先ほど申しましたように、あつてからは遅すぎるという指摘事項でございますので、大津町といたしましても今回、先ほど申しましたように、のぼり旗関連等をあげながら多くの町民の皆さんしっかりと危険を意識を高めていただくようにのぼり旗の予算も計上しながらやらせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。10時40分から再開いたします。

午前10時32分 休憩

△

午前10時40分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。

質問の第1点目は、大津町役場職員の中で、非正規労働者の増加が著しいという問題、また、官製造によるワーキングプア、低賃金の問題、この点についてお尋ねをいたします。

まず第1点目に、町役場職員の非正規化率についてであります。もちろん民間におきましてもいわゆるアベノミクス政策によって非正規労働者のみが増加をいたしております。そういう中で、熊日新聞報道によりますと、県内市町村自治体の非正規化率、職員の非正規化率と順位が発表されましたが、これによりますと県内で第一位は菊陽町で63.1%が非正規職員と。それに次いで第二位が我が大津町が46.1%の非正規化率となっております。ちなみに第三位が益城町、合志市、五木村、宇城市、小国町、これがいわゆるベストセブンとなっているわけであります。我が大津町の中を見ますと、最近の指標では正規職員が192人に対し、非正規職員は196人に上っております。そのうち臨時職員が52人ですが、この非正規化された主な職種であります。大津町では一般事務が第一位となっております。次いで学校の教師、3番目に保育士の順で非正規化が増えているわけです。

そこで、いわゆる大津町では46.1%の非正規化率となっておりますが、この数字には臨時職員が多分カウントされていないと。いわゆる臨時職員の賃金は人件費扱いではなく、物件費扱いとなっているからです。ですから、こうした臨時職員をカウントすれば、いわゆる5割以上が非正規職員で占められているということになってしまいます。無論正規職員が少ない人数でたくさんの仕事をこなすということは確かにほめられることではあります。しかし、自治体の仕事というのは、いわゆるマンパワーの仕事がほとんどであります。職員が少なれば少ないほど町民に対するサービスは充てる時間は削られてくるわけです。町民に対して懇切、また丁寧な対応をしていると事務が進まないということになってしまうわけです。結局、実際のサービスが町民にとっておろそかになるということになると思います。

そこで、まずこれほどいわゆる過半数が非正規状態にあつて、正規職員の本来業務に支障はないか

という点であります。先ほど同僚議員の質問の中で、例えば、地域おこし協力隊をもし導入をしたら、その隊員の指導・監督をするのは正規職員でなければならないわけです。ということは、多分今ぎりぎりの状態と聞いております、正規職員が。指導する人がいない。あるいは、現在議会事務局でも一人の職員が病気で欠員となり、臨時職員が充てられているわけです。正職員は回せないのかと聞きますと、そういう余裕がないということでもあります。まさにあまりにもいわゆる行革、行革ということで正規職員を削ってきたことが本来の業務に支障が出ているのではないかと。また、新たな構想、新たな計画、企画を立てようとしてもそれに当たる職員がいないということでは、大津町のこれからの行政にとって発展は望めないということになるのではないかとという点であります。

第2点目は、それでは非正規労働者の処遇改善の具体策はどう考えておられるのかということですが、今議会で、いわゆる正職員の給料は元に戻ったというか、給料がアップをされましたが、もちろん公務員の賃金について、公務員パッシングの材料に使われることは本当に私は憤りを感じているところですが、しかし、正職員だけ給料が上がって、非正規労働者の暮らしを省みないということであれば、巡り巡って、いわゆる公務員に対する批判の声が跳ね返ってくると思うわけです。町長も元役場の職員であられるのでその点はよくおわかりだと思いますので、大津町がですね、非正規化率を改善をし、なおかつ非正規労働者の処遇改善、県内でまさに一番であるというような立場で取り組んでいただきたいと思いますが、具体策についてお尋ねをします。

3番目に、大津町は待機児童対策で大変うれしい悲鳴が上がっているわけですが、保育所が足りない、保育所を増やす、定員を増やす、そのことによって保育士不足はまさにこうした都市部を中心に深刻な問題となっております。もちろんこの我が町の町営の保育所もそうでありまして、民間においても保育士の確保が厳しいと聞いているわけです。

そこで、この足りない保育士に対して町独自の処遇改善、補助が必要ではないかということになります。ちなみに、保育士がなぜ集まらないかという点、第一番の原因は収入が少ないと。あまりにも少ないということで、働きたくても別の仕事に就いてしまうというのが原因であると思いますので、この非正規の保育士について月収、そしてあわせて年収、いったいどのくらいであるのかあわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の非正規職員関連等についてのご質問でございますけれども、まずはじめに、町職員の非正規化率は、議員おっしゃるように県内で2番目に高いと、正規職員の本来業務に支障はないかというようなご心配でございますけれども、今年度初めて非常勤と臨時職員の数が218人、正職員の数が203人ということで、非常勤職員が職員数を上回り、その数は年々増加傾向にあります。本町を含む熊本市周辺の市町村で任用割合が高い傾向にありまして、これにつきましては人口集中による行政サービスの増大に非正規の非常勤あるいは臨時職員で対応していくというような状況であります。本町におきまして、子どもの数の増加に伴いまして、保育士や給食調理員、小学校の学習支援指導員などが増加しており、早朝あるいは延長保育や教育の充実など、多様化や高度化する行政ニーズに対応するために非常勤や臨時職員の働く場、そのものがこれまで以上に広がって

きているというような状況もあります。このように、業務量や新しい行政サービスの増加にあわせて、非常勤や臨時職員の方々にその一定の役割を担っていただいているわけですが、あくまでも正規職員を中心とする公務の運営という原則を維持し、非常勤や臨時職員や任期付き職員、あるいは再任用職員といったさまざまな多様な任用、勤務形態を組み合わせしながら工夫をし、重ねながら行政運営を行っているところです。

ここでご質問の非正規職員の増加に伴う正規職員への業務への影響でございますが、町では集中改革プランなどに基づく行財政改革に取り組みながら、定員管理の適正化に取り組み、正規職員の数の削減に努めてまいりましたが、住民サービスを低下させないために、専門性が高い教育分野や介護分野などを正規職員のみで限定されないことない一部の業務や補助業務については、法の規定する範囲内で積極的に臨時非常勤職員の任用を進めてきたという経緯がございます。もちろん民間関係での若草児童学園、あるいは杉並園という施設関連等を民間活用しておりましたので、その辺の職員の定数は本町のほうの職員定数の中を含めさせていただいておりますが、任期の定めのない正規職員とは違います任用期間や勤務時間には制限がありまして、保育士などの一部職種において応募自体が減少傾向にありますので、欠員が多くなればどうしても正規職員の負担は出てくるものと思われま

そこで、正規職員の定員管理につきましては、人口増加に伴う業務量の増加や、これから先の大量退職期に備えるために、職員の人材育成とあわせて適正な職員数を確保するために計画を見直す予定でありまして、正規職員や非常勤、臨時職員、それぞれの役割や職務の内容や範囲を踏まえた上で力強い組織づくりに向けた適切な人員配置を進めていきたいと考えております。

2点目の非正規労働者の処遇改善の具対策はあるのかについてのご質問でございますが、非常勤や臨時職員についての任用形態につきましては、現在ほとんどの職員を非常勤職員として最大3年間の任用形態とすることになっております。報酬や賃金につきましては、これまで最低賃金、民間の状況、周辺自治体の賃金・報酬額、人材確保の観点から職種ごとに一部見直しを行ってきたところですが、今年度は平成19年度以降、引き下げや据え置きが続いた給与勧告が7年ぶりの引き上げということで、この勧告や民間の状況、県内自治体の状況などを考慮しまして、現在、非常勤や臨時職員の報酬や賃金について調査を行っております。これを基に、近隣の自治体との同類同種の賃金水準の均等も図りながら、来年4月以降の賃金引上げを含めた報酬と賃金設定についての対応を考えていきたいというふうに思っております。今後は厳しい財政状況の中ではありますが、人材の確保と処遇改善などの雇用の安定化を図り、非常勤や臨時職員の方々が安心して働けるよう引き続き環境整備に努めてまいりたいと考えております。

また、保育士の問題でございますけれども、町独自での処遇改善補助についてのご質問でございますが、処遇改善補助でございますが、民間の保育士につきましては、国の保育士等の処遇改善臨時特別事業により保育士の人材確保対策を推進する一貫として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めることを目的として、大津町におきましても平成25年度、26年度において補助事業を実施しているところでございます。また、平成27年度以降につきましては、子ども子育て支援新制度の公定価格の中で、処遇改善等の加算が盛り込まれているよ

うでございます。当面は新制度での状況を見守っていきたいと考えますので、町独自の処遇改善、補助は予定しておりません。

次に、町立保育園保育士の処遇改善補助でございますが、公立の非常勤職員には手当等では支給できませんので、現在の報酬額等の改定を検討したいと考えているところであります。なお、大津保育園の現状や処遇改善の実施状況、あるいは職員定数関連等については、関係部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 荒木議員ご質問の中で、はじめに非常勤臨時職員の増加要因とその現状についてご説明をさせていただきます。

総務省の全国調査報告によりますと平成24年度都道府県や市町村などの非常勤、臨時職員の総数は約60万人で、平成20年時点と比較いたしましても約10万人も増加している現状でございます。これを個別の行政分野ごとに見ますと、早朝、延長保育や教育の充実など、多様化、高度化する行政ニーズに地方の現場として対応するために非常勤、臨時職員の働く場そのものがこれまで以上に広がっているという事実も認められることから、増加の要因につきましては、単なる正規職員の代替として増えているというわけでもないようでございます。

そこで本町の非常勤、臨時職員の雇用状況でございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成26年10月1日現在で特別職を含む非常勤職員が181人、臨時職員が37人の合計218人を任用しております。これを主な職種ごとに見ますと、学習支援補助員、特別支援補助員、学校司書などの学校関係職で80人、保育士24人、幼稚園教諭13人、学校給食センターの調理関係が26人、図書館司書が7人、介護支援専門員や調査員が7人、保健師、看護師6人、障害者雇用を含む一般事務補助が22人となっております。本町におきましても、小・中学校の児童・生徒や保育園、幼稚園児など子どもの数の増加に伴う保育士や幼稚園教諭、給食調理員の任用割合が高くなってきており、また、学校教育関係の充実を図るために配置しております学習支援指導員や特別支援補助員なども増加しております。さらに、まちづくり交流会館やビジターセンターなど新たな施設の開設に伴う配置職員や、これらに加えてパスポート申請受付など、事務移管など窓口サービスの向上に伴う任用も増加の要因となっております。特に今年度につきましては、今回の補正予算案に賃金の増額補正をお願いしておりますように、職員の育児休暇等に伴う代替配置としての臨時職員の任用件数が増加しております。

そこで正規職員との関係でございますが、基本的に非常勤、臨時職員で対応すべきことは業務の困難度や業務量等の実態や必要性に応じ、区分する必要があると考えておまして、単純に正規職員の業務を非常勤職員や臨時職員に切り替えているということではなく、業務を遂行する上でのさまざまな課題や行政ニーズにあわせて正規職員がすべきことと、非常勤職員や臨時職員がすべきことを個別に見て業務ごとに慎重に判断して任用を行っていく必要があると考えております。しかし、保育士や幼稚園教諭、給食調理員などは、非常勤や臨時職員の占める割合が高く、任用期間は3年以内、正規職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えないという制限の中で勤務体制を組むという困難さ

がありますし、急な退職などで欠員が発生すれば補充ができるまではその間正規職にどうしても負担がかかるというケースも出ているようでございます。そこで正規職員につきましては、先ほど町長が答弁しましたように、現在の計画を見直しまして、人口増加などに伴う業務量の増加や、今後5年間で約50名の職員が定年退職するという大量退職期に備えるために、職員の人材育成とあわせて適正な職員数を確保するために、現在、定員管理計画の見直しを行っているところでございます。

次に、報酬や賃金についてでございますが、本町では、県の最低賃金677円を基に、730円を時間最低額として専門性や業務内容などを考慮して753円から2千500円まで段階的に設定をしております。今年度は、職員の給与についても7年ぶりの引き上げ勧告が出ておりますし、県内自治体の状況なども考慮いたしまして、現在、非常勤、臨時職員の報酬や賃金についての調査をしており、次年度からの適確な報酬単価設定を検討しております。

また、あわせて手当の支給について地方自治法上は常勤の職員以外には手当は支給できないとされているものの、通勤費用の支給支援についての調査も含め、報酬と賃金の見直しとあわせて処遇改善の一つとして考えていきたいと思っております。

このほか、非常勤、臨時職員ともに任用形態によって雇用保険や社会保険、労働保険関係法令にしたがい、適切に加入するようにしており、有給休暇やそのほかの休暇制度等についても勤続年数等に応じた休暇日数を労働基準法を基に付与することを決定するなど、勤務管理の面でも適切な制度の運用に努めているところでございます。いずれにしましても、最近では保育士不足が全国的な課題になっており、我々雇用もこの問題については十分認識しているところでございますが、本町におきましても、保育士をはじめ一部の非常勤、臨時職員について応募が少なく、その人材確保に苦慮している状況もありますので、今後とも処遇改善と雇用の安定化に努め、行政ニーズの多様化や多様性に適確に対応するため、事務効率の向上や専門性の業務推進が可能となるよう優秀な人材の非常勤、臨時職員を確保していきたいと考えております。

それから、先ほどお尋ねがございました、保育所非常勤関係の年収でございますが、週4日、7時間15分勤務の保育士につきましては、月額13万2千円で年収が158万4千円となっておりますところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の町独自の処遇改善補助についてのご質問にお答えしたいと思います。先ほど町長のほうとですね、重なるところもございますけどもよろしくお願ひしたいと思います。

まず、大津保育園の状況ですが、12月現在の園児数、本園が143名の7クラスでございます。それから分園が定員20名で、今現在17名の1クラスでございます。保育士の配置については、配置基準に沿って配置を本園、分園ともに各クラス担任として正規職員を1人ずつ配置し、保育運営を行っているところでございます。保育士の処遇改善補助の件ですが、国が保育士等処遇改善臨時特例事業として民間の保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めることを目的として平成25年度、それから平成26年度において実施しているところでござ

います。ちなみに、平成25年度の実績ですが、実施保育園数6園、補助金額1千720万7千円、対象保育士数137名、うち常勤職員86名、非常勤職員51名、それから保育士以外の対象者数もいらっしやいます。保育士以外が40名となっています。また、賃金改善の方法は、賞与、一時金支給が5園、手当支給が1園となっております。平成26年度の予定ですが、現在申請上がってきております、保育園数6園、補助金額1千752万円、対象保育士数149名、うち常勤職員91名、非常勤職員58名、保育士以外の対象者数51名となっています。また、賃金改善の方法は、賞与、一時金支給が5園、手当支給が1園となっております。

それから、今後の方向性でございますけれども、平成27年度以降における子ども子育て支援新制度では、保育士等处遇改善事業はなくなると県のほうから聞いております。公定価格の中で処遇改善加算として取り扱われ、保育士等处遇改善臨時特例事業と同様に計画の策定や実績の報告等要件を課した上で、質の改善項目として実施する部分、これ0.7兆円の範囲では、平均プラス3%というふうに聞いております。そういったことで、確実に賃金改善に充てることを要件として国のほうでは検討されているようでございます。

町といたしましても、当面は新制度での状況がどうなっていくのか見守っていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） まず正規職員については見直しをされるということですので、これを待ちたいと思います。また非正規労働者の処遇改善、こちらも来年度へ向け調査中ということですので、それが出来たらお尋ねをしたいと思います。しかしながら、今非正規労働の保育士の年間収入が158万4千円と、あまりにも低すぎるということですね。まさに官製のワーキングプアを作り出している。本来、正規職員で仕事が間に合わないということでは何とか仕事を手伝ってくれという場合は、正規職員の賃金に割増を付けて雇用するのが民間では当たり前なんです。忙しいとき、何とか明日1日来てくれ、あと1カ月来てくれという場合は、割増賃金で払うんですよ。ところが、公務労働ではこれがまったく逆さまになっている。私はこの考え方をですね、改めないと、何度も言いますが、公務員に対してまたパッシングの材料にされてくると。自分たちだけ給料が高くて、非正規労働者は何でこんな低いんだということだと思返ってくるということだと思わけます。同時に、これは非正規労働者の処遇を改善するということは、いわゆるデフレ経済から脱却をするためには絶対欠かせないと。低賃金の労働者の底上げを図らないと、日本の経済は絶対立て直らない。アベノミクスでは立て直らないと思わけます。そういう意味でもですね、大幅な改善を今後とも求めていきたいと思っております。ちなみに、人口1人当たりの実質の件費が幾らぐらいになるのかということも計算してみましたけど、大津町は県内自治体の中で43位、菊陽町が44位です。人口の少ないところほど1人当たりの実質件費が高くなるということで、先ほど言いました、五木村は県内で第2位に件費額が人口に対して高くなっていると。大津町とか菊陽あたりはずっと後のほうで人口に対しての件費額についても少なくなっているということです。

時間がありませんので次に移りたいと思います。

次に、下水道負担金の公平性確保についてお尋ねをいたします。現在、町内の下水の処理方法は、公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽の3種類、この3種類で全町的に区域が確定をいたしました。いずれも排水、汚水の浄化を目的としておりますが、特に合併浄化槽を使っておられる世帯の負担はほかの公共の下水道と比較しまして非常に割高となっております。先般、農業集落排水におきましては、敷地面積の負担金が上限を設けてこの不公平感の解消を進められたところではありますが、合併浄化槽についてはまだほったらかしであります。同じ町民間でこの不公平を改善する必要があると私は思いますのでお尋ねをするところでもあります。どのくらいその公平でないかということではありますが、夫婦2人世帯で1カ月10トンの水道水を使いますと公共下水道代は1カ月1千500円です。ところが合併浄化槽の7人槽を使って維持管理をしていきますと1カ月6千600円必要となります。つまり同じ町民でありながら6倍、公共下水道が迎えに来てくれないために6倍毎月負担を強いられているわけであります。そこでこの負担の公平化を図る必要があると思いますが、あわせて現在のですね、公共下水道区域内、あるいは農業集落排水、この区域内においても本管が来てないがために合併浄化槽を使い続けなければならない人、それから、そもそも区域外の方々はもうこれからもずっと合併浄化槽を使わなければならないわけですけど、何世帯あるのか。あわせてお尋ねをします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の合併浄化槽等の取り扱いのご質問でございますけども、議員ご指摘のとおり、生活排水処理におきましては、公共下水道や農業集落、それと個人で設置されております合併浄化槽で行わせて推進をやっておるところであります。合併浄化槽をはじめ、単独浄化槽や汲み取りから公共下水や農業集落排水への切り替えを推進しているところがございますが、しかし認可区域外、または認可区域内でも下水道接続が困難な地区におかれましては合併浄化槽等での処理をお願いしているところがございます。浄化槽の維持管理におきましては下水道使用料よりも若干割高になっていると思います。下水道に接続していただくためできない状況の方を考えると、議員指摘の公平性にも問題があるように思われます。ただ、議員もご承知のように、公共下水道事業、農業集落排水事業につきましては、後年度の町の持ち出し、いわゆる一般会計繰出金は相当な額になりますし、また維持管理費だけを考えますと、維持管理費については、公共は水道料で把握していますし、農業集落排水は基本料として人数での算定となります。合併浄化槽の場合は、家屋面積により人槽を設定され、それによって年間の維持管理費が設定されておりますので、議員ご指摘の当初設置の希望のままで維持管理を維持することになります。やがて家族構成が変わり、老人や一人暮らし所帯となっても当初の維持管理は変わらないので、不公平感はあると考えるところでもあります。そのあたりは先進事例等を研修させて、今後の施策に考えていこうと思います。現状の状況について、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員の一般質問にお答え申し上げます。

先ほど町長が述べられましたように、大津町の生活排水の環境につきまして説明させていただきます。まず第1点ですね、下水道処理区域内でまだつないでないということがございますけども、約1



46世帯でございます。下水道処理区域外では565世帯ということになります。

大津町の生活排水処理は、公共下水道処理が64%、農業集落排水処理が7%、合併処理浄化槽が11%、単独処理槽浄化槽が9%、コンプラですね、2%、汲み取りが約7%になっております。いわゆるトータルですね、約2千300基でございます。その中で下水道処理、農集処理に続いて合併浄化槽は次に高い処理能力を持ち、生活排水による公共用水域の水質汚濁及び地下水汚染防止に多く寄与しています。

認可区域外の浄化槽設置については、補助の制度がございますが、議員ご指摘のとおり、維持管理や清掃の費用等も下水道や農集の使用料よりも若干割高になっているところは否めないところでございます。負担の公平性を図るべきとの指摘を受けましたので、県内の自治体を調査しましたところ、約2自治体のほうで維持管理の補助をやっている自治体があったと調査の結果出るところでございます。合併浄化槽の普及に努めるところでございますけれども、いずれもこの浄化槽の維持管理、清掃、法定調査を受けることがこの補てんの必須条件となっているということでもございました。このように、県内の先進地事例も一応考慮しましたけれども、他県等の先進地事例もさらに調査をしたいと考えているところでございます。下水道処理と合併浄化槽処理の維持管理の費用差額、これにつきましては、今町長申されましたように、十分考慮しながらですね、研究していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今議会にかかっております補正予算の中でも浄化槽の汚泥料ですか、いわゆる汲み取り料が増加をしていると言われております。合併浄化槽は法によって、法に基づいた点検、維持管理が確か義務付けられているはずですが。その法律どおりやっていったらさっき言った7人槽で少なくとも8万円は年間かかるということです。ですから、法律どおりもちろん点検をなさっているところにその差額を援助をすると。一番合理的なのはですね、法律どおり点検をしてかかった費用、例えば、これが8万円だとしたら、そのお宅の水道料金を見ればすぐ公共下水道使った場合の金額はわかるわけです。私が調べた限りでは、この法定点検費から公共下水道換算の費用をマイナスをして、その差額を援助をすると、これが一番公平で合理的なやり方ではなかろうかということで提案をしておきたいと思っております。いずれにしろ来年度に向けて実施を求めてまいりたいと思っております。

次に、第3番目の町営住宅の住環境改善、入居者の負担のあり方についてお尋ねをいたします。現在、立石住宅、あるいは西嶽、北出口、こうした連棟型の住宅におきまして、新しくそこに入居をされる際は風呂のバーナーと、それから風呂桶ですか、これを入居者が設置しなければならないようになっているわけでありまして。また、本来、この浴室というのは風呂桶があって、ボタンを押せばお湯が出るとか、蛇口をひねればお湯が出るとか、水が出るとか、これが本来の浴室の規定だと私は思うわけです。町の条例でも公営住宅法の改定によって洗面設備及び浴室を整備しなければならないというふうになっているわけですが、この公営住宅法が改定をされる以前につくられた今言った連棟型の住宅においては、いまだにこう以前の慣例をそのまま引きずってきているわけだと思っております。

現在の公営住宅法、それから大津町の町営住宅条例に違反しているのではないですか。条例どおりされていないということです。ですから、浴室のいわゆるボイラー、それから風呂桶、これは町のほうで整備をするのが法に則った処置であると思いますけど、いかがでしょうか。

また、退去の際も浴槽と、それからバーナーは撤去をしなくちゃいかんと。いずれも入居者の負担ではありますが、非常に不合理であります。合理的でないと同時に、入居者の負担は少なくないと思いますけど、改善をなされるかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の住宅整備の関連等についての、その中の浴室整備についての町で設置すべきではないかというご質問でございますけども、大津町におきましては、昭和26年、住宅に困窮する低額所得者に対し、低い家賃で住宅を賃借するための公営住宅法が制定され、建設にあたっては公営住宅整備基準に基づいて生活に必要な最低限の水道や電気やトイレの整備が行われてきております。時代の変遷とともに、量の確保から質の向上へと転換が図られ、今ではユニットバスや台所をはじめとする給湯、そしてバリアフリー化などの高齢者対応基準も加えられてきております。しかしながら、以前に建設されたものにつきましては、その後の居住性能の向上や高齢者対応に適合していない公営住宅も多数ございます。ご質問の昭和51年度に建設した北出口団地やそれよりも古い西嶽団地、立石団地、当時の整備基準によりまして浴室の浴槽や給油設備については入居者の負担で設置するようになっておりまして、全面改装し町で整備するという方法もありますが、戸数が多く、多額の費用がかかるということと、住宅使用料が上昇することもあり、何より住宅そのものの耐用年数の問題もありますので難しいのではないかと考えておりまして、浴槽や給油設備の撤去につきましては、退去時には、住宅条例第27条第2項で、入居者が当該町営住宅を明け渡すときに入居者の費用で原状回復または撤去を行うことと規定しておりますので、今までは退去される人をお願いをしまいつてきております。しかし、退去時においては、大変現状を維持していただくための経費がかかっておるようでございますので、今後については、浴槽や給油設備の撤去費用につきましては、町で負担したいというふうを考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 住宅の退去の場合は、改善をされるということで、入居者にとっては一歩前進であります。それでは、入居の際のこの浴室設備ですね、風呂桶、バーナーですね。この設置は法的に法律に違反しているのではないかということですね。公営住宅法の第9条が平成10年に改正をされておりますが、それ以前の法律では、公営住宅の各住戸には、浴室は入ってない。それ以前の法律はですね。ところがこの法改正によって、水洗トイレ、それから浴室、これを設けなければならないと規定されているわけです。第9条ですよ。この法に照らせばですね、現在のやり方は公営住宅法に違反をしていると思いますけど、担当部長でもいいですから、法の解釈をお答え願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 町営住宅の浴室の浴槽とか給湯関係でございますけども、先ほど町長

のほうからお話がありましたとおり、公営住宅法が作られてずっと整備をされてきております。その間、整備基準というのに基づいて公営住宅というのは整備をされてきております。ちょうど公営住宅は昭和40年ごろが一番建設ラッシュでございまして、全国で公営住宅が整備をされてきたと。その頃はまだその各家庭で内風呂が発達をしておらなかったと。いうならば銭湯とか、そういうので一般家庭はやっていたと。今ではもう家庭に風呂があるのは当然ですけれども、その当時はぜいたく品というふうに考えられていたという面もあるそうでございます。そういうことで一般の住宅に住む人との間で不公平が生じないように、特に低い家賃で提供するという趣旨もあって、浴室は一応設けるけれども、その中に設置します浴槽とか、そういう給湯設備については、必要な人であれば自分で整備をして、その浴室を利用していただくと。それがいやというか、できない方については、近くにある銭湯等を利用していただくと、そういうことでずっと公営住宅を整備されてきました。その後は、いろんな整備基準も変わりまして、高齢者向けとかそういうのも基準に入ってきましたので、今では整備する場合はきちんとそこら辺も整備しておりますけれども、当時はそういう整備基準でやってきたということで、51年以前の北出口とか立石団地等については、その基準に基づいてやっておりますので、整備する場合はその方々をお願いをしていると。そういうことでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 住宅が建てられた当時のですね、公営住宅法には確かに合致をして整備がなされたということでありますが、しかし公営住宅法は、建築のときだけ適応されるものではないと私は介しているんですね。ですから、法律が改正された以上は、その改正された法律に則って、当時は浴室、要するに、お風呂場の部屋だけをという感覚だったんでしょうけど、しかし、新しい法律では浴室の設備ときちんと書いてある。まあ常識的に考えてですね、風呂桶とガスバーナーがなければ浴室とは言わんわけですね。現在の法律では、浴室の設備を設けなければならないと。ただし規定で、いわゆる共同の浴場があればということでもありますけど、この何ですかね、公営住宅のこの整備基準ではそうなっていますけど、じゃあ以前の法律を守っているから改善しないんでいいんだという規定があるんであれですよ、法律上。私が探した限りではですね、ないと思うんですよ。

それから、町の町営住宅の条例でも第2条で、入居者にとって便利で快適なものとなるよう整備しなければならない。また、第2条の10では、先ほど言いました、法に則った浴室の設備が設けられていなければならないと。町の条例も法に準じて改定がなされているということです。ちなみに、家賃が跳ね返るとい話もありますが、こうした浴室設備はいわゆる利便性係数ということで自治体が独自で設定できると。ですから、家賃を上げなくてもいいということですね。入居者にとっては、これまでですね、法律が改正させられたにもかかわらず、そういった、いわばほかの住宅と比べて劣悪な条件の中で住まざるを得ないというのを強いられてきたわけです。ですから、そういう人たちに家賃を引き上げるなんてまさに言語道断だと思うわけがあります。

どうですかね、この法に反していると思うんですけど、精査をして、法律に反しているのであれば改善をする。法律に反しているかどうか多分即答できないということであれば精査をした上で改善をする気があるかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 先ほど申しましたとおり、当時の整備基準で設けておまして、浴室等は整備をしておるということで、この点につきましては、近隣自治体も先ほど言いましたとおり、昭和40年ごろが建設ラッシュということを申し上げましたけれども、当然熊本県とか、熊本市、それぞれも当時のときに建設した町営住宅、公営住宅がいっぱいあるわけですが、同じような形で、県におきましても、原則入居者で浴槽設備等は設置していただいて、退去するときも自分で撤去していただくというふうになっておりますし、熊本市もまったく同様でございます。菊陽町はもう古い住宅がないということで、もうそこに該当するものがないと。合志市もまったく同じで、入居される方で浴室設備は設置していただいて、退去時は撤去していただく。そのような形になっておりますので、格段に法に違反して大津町がやっているとかそういうわけではなく、当時の基準できちんと設けてそういう形で今行っているということでございます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時38分 休憩

△

午後0時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） こんにちは。3番議員佐藤真二が通告に従いまして、一般質問を行います。本日は2点。次期振興総合計画の件、民生委員さんの活動の件という2点になります。

次期振興総合計画の策定方針についてお尋ねいたします。昨年12月の定例議会の一般質問で、次期の振興総合計画について策定の方針をお尋ねしたところですが、あれから1年経ちまして検討も進んでいることと思われまますので、再度詳しくもう少しお尋ねしたいと思います。

まず、前回の質問と答弁の要旨をおさらいいたしますと、質問の主旨は、地方自治法改正で、振興総合計画の基本構想策定の義務付けが廃止された。来年、平成27年度は現在の振興総合計画の最終年度であることから、今後の振興総合計画またはそれに相当するものの策定についてどう考えているかという質問でございました。

それに対しまして答弁のほうでは、これ非常に残り時間が少ない中で早口でお答えいただいて申し訳なかったのですが、議事録を拾ってみますと、総合計画は町の将来の目標とすべき姿を示す計画的な行政運営を行うために自治体にとって一番大事な計画であることから当然策定すべきもの。体系については、現在と同じ基本構想、基本計画、実施計画からなるものと考えていると。策定に関しては、住民との協働を心がけ、きちんと意見を聞きながら進めていきたい。その方法は今後検討していきたいというような内容のものでございました。

その答弁はその当時のものでございますので、その後で考え方が変わった点もあるかとは思いますが、それでも1年経っておりますので策定の方針は定まりつつあるのではないかと考えているところです。

振興総合計画策定の義務付け廃止を受けまして、これからの市町村の総合計画のあり方についての調査研究、報告が幾つもなされております。その一つに、公益財団法人東京市町村自治調査会という会があって、そちらのほうがり町村の総合計画のマネジメントに関する調査研究報告書というものを出版しておられます。この報告書によりますと、今後の総合計画策定段階の課題として3つが挙げられておまして、その一つは、議決事件の問題ですので別途議論することになると思いますが、ほかに2点、総合計画の必要性和位置付けの明確化と、その位置付けに応じた市民参加のあり方の明確化という2点、ここが課題になってくるものと思われます。

まず1項目目、振興総合計画、またはそれに相当するものの範囲、期間、優位性等の枠組みをどのように考えるかということ。総合計画の必要性和位置付けの明確化ということですが、これ前回の答弁の中で、その重要性、必要性について触れておられますので、位置付けの問題に絞ってお尋ねいたします。まず、法改正により今後の総合計画は総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に基づく計画であるという必要自体がなくなってしまうております。町自治体が自らの必要性和判断によって策定するものとなっているということが前提となります。つまり、従来どおりのつくりである必要はないと。町の必要に応じた内容と枠組みでつくればよいということになっているということてす。ではどのような枠組みで計画を策定されるのか。どのようなまちづくりを目指すのか。何年後を見据えたものなのか。行政の全分野を網羅する総合的なものなのか、重点的なものなのか。さらに、計画の期間、町長の任期との関連をどうするか。計画の構造は現在のような3層構造なのか。ほかに多くの自治体を取り入れているように2層構造にして明確化を図るのか。重要施策の重点化を計画にどのように反映させるのか。枠組みをつくる上ではこうしたさまざまな点についての検討が必要になってきます。また、策定した計画が実際に効果のあるものになるような仕組みを担保しておくことも必要となります。これまで私も、他の議員からも町の施策、事業の実施については進捗管理、PDC Aサイクルの活用、成果把握、評価が非常にやり方がよくないというような指摘が繰り返されております。特に評価指標においては、インプット、アウトプット、アウトカムの3つの指標をきちんと整理することが大切です。この実効性を担保する管理と評価の仕組みをどのように考えるのでしょうか。

それから、2項目目になりまするが、総合計画の位置付けに応じた住民参加のあり方の明確化という点です。前回の答弁では、策定に関しては、住民との協働を心がけきちんと意見を聞きながら進めていきたいと。その方法は今後検討していきたいと言われております。この言葉の中に見え隠れします意識を表面に引き出すために、あえてちょっと言葉尻をとらせていただきますと、まず、「協働を心がけ」という言葉がございます。これは心がけるというものではなくて、協働により策定することが必要になるのではないかと。これはまちづくり基本条例の第14条の2項ですね。「町の執行機関は、総合計画の策定にあたっては、町民の意見が反映できるように広く町民の参加を得て策定しなければなりません」というふうになっているからですね。この規定は単に協働を心がけるという程度の意味と受け取ることはできません。また、「意見を聞きながら進める」というのは、仮に主語を置いてみますと、策定の主体は行政であるという意味になります。また、「聞きながら」というところの聞くというのも聞くことに副次的な意味しか与えていないというような読み方もできるわけてす。

もちろん言葉尻の問題ですから、これが答弁の本意そのものであるとは思いませんが、少なくとも策定の主導権は行政であるという意識があることが感じとれます。しかし、それではまちづくり基本条例の規定、町長がいつも言うておられる、町民主体のまちづくりという考え方に沿っているものとは言えません。ではどのような手法をもって広く町民の参画を得て策定するのか。その方法を考える必要があります。

これはですね、これは総合計画の新潮流という本がございまして、先ほど申しました、これからの市町村の総合計画のあり方についての調査研究や報告の一つとして日本生産性本部が出したのですが、これには非常に多くの市民との協働で計画を策定していく事例が報告されております。その多くに共通するのは、どうやって住民の参画システムをつくりあげていくのかという点で、非常にそれぞれの工夫を凝らしておられるというところです。そして、どの事例もこれまでのいわゆる審議会方式やアンケートの活用など、形骸化した仕組みを選択してはおりません。例を挙げれば、プランネクツスチェレという住民討議会と訳されておりますけども、無作為抽出された住民による検討を行ったところもあるようです。また、2段階でのワークショップを組んだところ。ワールドカフェ方式で課題や施策の方向性を絞っていったところもあるようです。こうしたドラスティックな取り組みでなければ住民の参画システムとはなり得ないという、つまり広く住民の参画を得ることはできないのではないのでしょうか。

先日の全員協議会で北部南部地区の都市再生整備計画の説明がありました。都市再生整備計画の策定にあたっては、国交省のガイドラインでは計画策定段階での住民参加が望ましいとなっております。しかし、そこをお尋ねしたところ、住民参加の機会はなく、策定後、区長へ説明するというレベルのものでした。これはとても住民参加といえるようなものではありません。こういうやり方はもう辞めなければならないと思います。コンサルタントに作文させるようなやり方は辞めにして、本当の住民参画を得るための手法を取り入れていかなければならないと、このように思うわけです。

この2項目、振興総合計画の位置付けと枠組みをどのように考えられるのか。住民との協働での策定というこの提言をどのように受け止めていただけるのか。この2点についてお尋ねしたいと思ます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 佐藤議員の振興総合計画の策定方針についてのご質問ですが、私も2年前の町長選挙では、次の4つの4年間の約束をしております。地域の再生、命を守る、予算・子育て・教育の推進という3つの方針を示し、町長になってきております。これは振興総合計画に書かれていたことも含まれておりますが、書かれていなかったこともあるかもしれません。そして、最近の首長選挙、例えば、熊本市の大西市長は、総合計画を基本計画4年、あるいは基本構想8年で見直す方向などを考えておられるようでございますし、首長の公約というものが多く出てきており、10年間の総合計画と整合しないものが出てきているようにも思われます。このようなことを考えれば基本構想10年間、基本計画5年というのは現状にそぐわなくなっているのではないかなという気もしているところです。地方自治法が改正され、振興総合計画の策定義務はなくなったわけではございま

すが、私としましては振興総合計画は当然つくらなければならないものと考えておりますし、そのつくるためには、その計画に対しての住民の参加はする方向の工夫をしっかりと考えていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。状況、今後の方針等については総務部次長に説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 振興総合計画の位置付けでございますけれども、地方自治法が改正され、策定義務がなくなったわけではございますが、まちづくり基本条例第14条に総合計画に関する条文がありまして、この条文が策定の根拠になるものと考えているところでございます。また、内容的には、これまでの計画は総花的なものでございましたけれども、首長の公約なども相乗してきていることからそれらを踏まえたところとしてはある程度の重点化も図っていかねばいけないのではないかなというふうに思っているところでございます。計画の期間ですが、町長の任期ということを考えますと、先ほど町長からお話がありましたが、選挙のたびに公約が出てきておりますので、町長の任期の関係から4年間を基本計画期間と考え、このサイクルを2期、または3期でくり、8年間か、または12年間を基本構想の期間と考えているところでございます。以上のような考えからですね、今回策定を予定しています振興総合計画は、現在の計画が平成27年が最終年度でございまして、また家入町長の任期が平成29年2月までとなっていることから、町長の任期と整合性を図っていくという必要がございますので、現在の振興総合計画を2年間延長したところで見直しを行ない、全体的に見直しを行なった基本構想を含む計画については、平成30年度を予定しているところでございます。今回の見直しの内容については、振興計画評価委員会などから指摘しておられます成果指標等を中心に行っていきたいというふうに考えているところでございます。新しい計画につきましては、計画の構造、3層か2層かという話なんですけれども、基本的には基本構想、基本計画、実施計画という3層構造になるのではないかなというふうに考えております。また、効果の担保ということにつきましては、進捗管理や成果の評価などにつきましては、これまでのように総合計画評価委員会等を活用し、住民の参加のもとに評価を行っていきたいと考えております。また、議員からPDCAサイクルをきちんとまわす必要があるとご指摘がございますけれども、成果指標を踏まえた評価のもと、次のアクションに結び付くようなシステムを考えていく必要があると考えております。現状は、評価委員会での指摘事項については、次の年の委員会においてどのように取り組んだかの説明を行うようにしておりますので、評価の次におけるアクションにつながっているのではないかなというふうに現在は考えているところでございます。

また、次期計画は住民の声を聞くだけではなく、住民との協働、つまり住民の方と一緒に策定すべきではないかということですが、住民参画についてはまちづくり基本条例においても先ほど議員がご指摘なされたように、条例において総合計画の策定にあたっては、「町民の意見が反映できるように広く町民の参画を得て策定しなければなりません」と、うたっておりますので、町民の声が反映できるように取り組んでいかなければならないものと考えております。

議員がおっしゃる協働というものをどのような形で捉えるのかという課題もありますけど、地区別

懇談会やアンケートなど、先ほど言われましたけども、そういった方法によりまして多くの方のご意見をお聞きし、住民の代表を交えた策定委員会等で素案を作成し、再び住民の方のご意見を伺うためパブリックコメントなどを行う方法が一番オーソドックスな形ではないかと考えているところでございます。このほかにも議員が先ほどおっしゃられたように、いろいろと方法はあろうかと思っておりますので、全体的な見直しのときに今後時間をかけながら検討を行い取り組んでいきたいというふうを考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 大まかな方針についてはですね、ご説明をいただいたところなんですけれども、先ほどその時間がというようなことが最後のほうにちょっとおっしゃいました。平成30年度からのものを目指すために2年間の延長を検討されているというふうなことなんですけれども、ここで一つちょっと考えなければいけないと思うのが、じゃあこの2年間でどうするのかというところを二つの立場から考えなければいけないと思います。

その一つはですね、まずこの2年間の延長した計画の正当性というのをどのように担保するのかということですね。例えば、指標、いろんな指標も例えば人口であったり、あるいは介護保険のこと、子ども子育て支援制度のこと、いろんなその国全体での制度が変わっている中で、その計画の基となるというか、背景となる国の制度が変わってきていることにどのように対応していくのか。それから、この10年間の総括的な評価というのをじゃあ評価を待って2年後にやり直すのか。ということも問題になってまいります。

もう一つはですね、住民参画の問題でございます。これももちろん前向きに考えていただけるということでお話はあったところなんですけれども、言ってしまうと、この住民参画という仕組みを取り入れると時間がかかるんですね。そこでこの2年間の参画の期間、もちろんその最終的な計画というのは新しい町長によって完成させられるべきものであるものだとは思いますが、ただ町長が変わったからといって町民の望みというのが変わるわけではないんですね。町民の望み、気持ちを、意見を反映させるための策定の段階で言えば前半の段階といたらいいですかね。いろんな課題を絞って行って、課題を取り上げて施策の案、羅列をまずつくってみるところまで。ここまでの段階というものは、この2年間の間でなすことができるんじゃないのかと。そのまとめられた町民の意見を踏まえた上で新しい町長が、まあ新しいかどうかわかりませんが、次の任期を担う町長が最終的にその振興総合計画として確定させていくと、こういうやり方もあると思うんですね。

この2つの考え方、この2年間の延長したときにそれを正当性を担保するというかですね、そこに住民参画という要素がないわけですから、この2年間でどうするのかということ。それともう一つ、2年後に備えて今から参画というのを始めていくということも検討されたほうがいいのかと。この2つについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 佐藤議員の再質問のほうにお答えいたします。

まず、指標等の関係で、あと国の制度等とか、あるいは人口等の変化がございますけれども、こち



らのほうをどうするかということでございますけれども、当然、人口とか国の制度などに関しましては、2年間の中で見通せるものにつきましては、それを反映させたところでの計画の見直しというような形になるかというふうに思っております。また、それぞれの事業につきましては、個別計画というのも今つくられておりますので、こういった個別計画のほうも一応その反映させたところの計画になるかと思っておりますので、当然人口等もその中で考えていくべきものというふうに考えているところでございます。

また、住民の参画につきましてですけれども、議員がおっしゃるように、この住民参画をきちんと進めていくなればですね、大変時間がかかるような形になるかと思っております。議員がおっしゃるようになりますね、今後時間をかけ、この2年間、あるいは3年間の間に十分時間をかけながら住民の方の意見が反映できるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） ありがとうございます。確かに、先ほどのお話の中にありましたように、その協働というものをどうイメージするのかというところで、もちろんその私個人のイメージとそれぞれのイメージ違っているところはあるかと思っておりますので、そこをきちんとセーブをしながらよりよい形で次の計画が策定していけるようによろしくお願ひしたいと思っております。

2問目に移ります。

民生委員と児童委員の活動環境についてということですが。民生委員さんにつきましてはですね、町民、中でもさまざまな困難を抱えておられる方々を常に気にかけて、その困難を和らげ解決の手助けをしていただくこと、日々大変ご努力をなさっている、献身的に高い責任感、使命感を持って活動しておられると認識しているところでございます。

先日、民生・児童委員協議会、民児協の役員さんたちの話を聞く機会がありました。委員さんたちからは、活動していく中でぶつかる幾つもの問題が提起され、委員さんたちが活動しやすい環境を整えていくことは極めて大切な課題だと改めて感じたところでございます。その委員さんから提起された問題は全国的にも同様の問題が指摘されており、その改善に向けた努力がなされています。そうした取り組みを学び、取り入れることができないかということで質問をさせていただきます。

まず一つ目が、委員の定数の問題です。委員の配置基準は、町村においては70世帯から200世帯当たり1人ということになっております。また、委員の定数を定めるには市町村からの意見を聞いて都道府県の条例で定めることとなっております。10月の県議会でその条例が整備されたところです。大津町においては民生・児童委員53人と主任児童委員の3人の56人となっております。町としてはこの人数を県に意見として提示したのだらうと思われましても、本当にこの人数でよかったのだらうかということです。調べてみますと大津町の委員一人当たりの受け持ち世帯数の平均は約231世帯ということで、70から200という国の基準をかなり上回っております。また、その53人の中で200世帯以上を受け持っておられる委員さんの数、これがですね、行政区と民生委員さんの担当区で少し違いがありますので少し誤差はあるかもしれませんが、30人以上の方が200世帯以上を受け持っているという状況になっているということです。これ県内の市町村で比較してみま

すと、さっきも菊陽町の話が出ましたが、菊陽町に続いて2番目に厳しい状況になっているということです。県内に31町村ございまして、委員1人当たりの受け持ち世帯数の平均、これ県の各町村の平均を取りますと135世帯ということですので、大津町はそれを100世帯ほど上回っているということになります。当然委員さんのなり手がいないという事情もあるとは聞いております。しかし、委員さんの負担を軽減して活動しやすい環境を整えていくということは、なり手がいないという問題を解決していくための取り組みの一貫でもあるわけです。委員定数を見直して、委員1人当たりの受け持ち世帯数を軽減する、負担を軽減するということが重要なことではないかと思えます。どうしても委員数を増やすことができないのであれば、例えばその委員さんの活動を支援する支援者を配置するというようなやり方もあるのではないかと思うところです。まず、この定数の問題ですね。

それから、2番目が町の組織と委員の連携のあり方についてということですが、これについてもいろんな問題があがっているようです。全部並べると多すぎるので、その内、個人情報の共有の問題に絞ってお尋ねしたいと思えます。委員さんの話では、以前は町から担当区域の高齢者のリストをもらっていたが、個人情報保護の観点からリストがもらえなくなったという話を聞きました。委員さんは、厚生労働大臣の委嘱を受けて県の特別職の公務員という位置付けになりますので、町が町の保有する個人情報を提供することはできないという判断が過去にあったということも聞いております。しかし本当にそうなのかということですね。平成19年に出されました厚労省の通知によりますと、災害時のみならず、平常時の民生委員の活動に支障がないように必要な情報を提供することを求めていますという内容のことがですね、示されております。さらに、平成24年7月の文書では、個人情報保護に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員・児童委員活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの声があるところです。と、前の通知の主旨が徹底されていないことを指摘する記述もありまして、さらにその文書では、市町村が民生委員に情報を提供するルールづくりを行っている。優良事例が紹介されています。つまり、民生委員さんには、適切に情報を提供すべきであって、また、その適切さを確保する方法も示されているということです。地域の生活を見守る民生委員さんの活動を円滑にするため、ぜひこの個人情報の提供に関して適切なルールを定めて提供できるように見直しのほうをお願いしたいと思うところであります。

それから三つ目ですね、複雑化・高度化する業務への支援についてということです。業務という言葉を使っておりますけれども、これ民生委員さんの活動というふうに思っただけであれば結構でございます。厚労省の民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討報告会というのがございまして、それによりますと、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化、生活の多様化、児童虐待やDVの増加など、委員さんの活動の範囲が広がっていることと同時に、対応すべき課題が複雑化・高度化しているということが指摘され、それに対応するために委員さんの力量を高める取り組みと同時に、行政が委員さんの活動を積極的に支援する協力体制をつくる必要だとも指摘をされております。これについて一つの事例としまして、大分市の話ですが、大分市では、市役所の中で課長補佐級以上の職員で構成された民生委員・児童委員支援担当者というものを位置付けまして、関係機関との調整や必要に応じて現地に同行するなどの取り組みがされているということです。また、この支援担当者は、

休日や夜間などに緊急な連絡や相談ができるよう自宅の連絡先も委員さんには伝えられているということですが、もちろん現状でも委員さんから相談があればきちんと対応されていることとは思いますけれども、もう一步踏み込んだ積極的な支援ということで考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

以上、民生委員さんの活動環境の整備について、委員さんの定数の問題、それから連携のあり方、情報提供ができる仕組み、それから活動を支援するための行政としての積極的な取り組み、この3点について質問をしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の民生委員活動関連等につきましての状況についての質問にお答えいたします。

もうご承知のように、民生委員制度は創設90年以上の歴史を持つ制度で住民の立場に立った相談や支援者として、また児童福祉法による児童委員も兼ねておられて、現在町内には主任児童委員も含めて56人の民生・児童委員がおられまして、地域において高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止や早期発見のほかに住民サービスの提供等を行っていただいております。地域福祉とは、個人が人として尊厳をもって家庭や地域の中で障害者の有無や年齢に関わらず、その人らしい安心のある生活を送られるように自立支援することにあると言われてますが、その担い手として、第一には地域住民であります。地域福祉に関する活動を行うものとして民生委員・児童委員も挙げられます。民生委員・児童委員は、地区の中でも生活しておられますので、近隣住民のいろいろな問題を早期に発見し、早期解決、サービスへの橋渡しができますし、あらゆる気になる人や要援護者に関わる当事者でもあり、このような地域福祉の担い手として貢献されてきた民生委員・児童委員の功績が大きく地域住民になくはならない支援者であると考えています。しかし、伝統的な家族のあり方や地域の人々の絆やつながりの静寂化、あるいは社会的引きこもりの増加や児童や高齢者への虐待、自殺者の増加など地域の福祉課題が大きく変わってきています。そういう意味でも民生委員・児童委員の役割は一段と重要性が高まっていますが、それゆえになり手が不足し、職務の範囲が多様化するほど民生委員・児童委員の推薦が困難な状況になっているのも事実です。今後社協とも連携し、民生委員・児童委員が地域福祉に関する専門性を身に付けるための研修や実践力を高める取り組みなど支援していきたいと考えています。また、身分的には民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員ですが、民間人の立場でボランティアとして行政協力事務を行うなど、その職務内容が不明確な点もあります。行政協力事務が増加の一途であり、地域住民からの要請も多様化していく中で、民生委員・児童委員の職務を見直し、地域の要支援者の発見、相談及び見守り必要な福祉サービスへの紹介などを主な業務にするなどの検討も必要でないかと思っております。そしてそのような活動ができるように支援をしていきたいと考えております。そういう支援関連等につきまして担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 佐藤議員ご質問の民生委員・児童委員の活動状況等について説明をさせていただきます。

まず定数の件でございますけれども、ご承知のとおり、民生委員・児童委員は大津町では56人でございますけれども、これは先ほどお話がありましたとおり、配置基準の町村では70名から200世帯に1人となっております、これを参酌して熊本県の条例で市町村の意見を聞いて定められておるといところでございます。現在、大津町の状況としましては、北部や南部地区においては世帯数が少ない地区や、また人口が減少している地区がありますので、複数の地区を受け持っていていただく民生委員さんがいる一方、町の中心部は人口が増加しておりますので、そういう地区については分割して受け持っていていただいていると、そのような状況でございます。今回の改選時に1人増員をお願いいたしておりますけれども、それでも最大400世帯を超える地区を受け持っていられる民生委員さんいらっしゃいますので、今後、民生委員の業務量やその活動されている担当地区の状況の変化、高齢化、そこら辺も含めまして民生委員・児童委員協議会と増員については協議をし、これは県の条例で定められますので、この3年間の間県と協議する場がございますので、増員について県とも協議をしていきたいというふうに思っております。

2番目の情報の提供の件でございますけれども、先ほどお話がありましたとおり、個人情報保護法の施行以来、支援を必要とする人の情報収集やニーズの把握がより困難になってきたとか、行政から情報提供がされなくなったなど、いわゆる過剰反応と呼ばれる現象が広がり、民生委員・児童委員の活動に影響を与えていると言われております。毎年民生委員・児童委員さんは地区住民の生活実態を調査する福祉台帳を作成されておりますけれども、その支援活動の中核をなす福祉台帳の整備のときにも非常に苦労があると。そのような話も聞いております。町としましては、当然個人情報の保護の観点もあるんですけれども、70歳以上の高齢者の名簿の提供など、これは必要に応じて協力してきたところでございますので、今後もどのような場合にどのようなその情報提供ができるのかを、個人情報保護審査会もありますので、そこら辺の意見を聞きながらできるだけ支援はしていきたいというふうに考えております。

それから、これも先ほどお話をいただいたんですけれども、民生委員・児童委員さんは地域に暮らす皆さんのよき相談相手ばかりではなく、最近では高齢者の孤立化や児童虐待、配偶者からの暴力、DVといったまた新しい生活課題に、本当に地域の皆さんや社会福祉協議会と連携を図りながらその解決に向けた取り組みのその中心的な役割を果たしていただいております。しかし、その職務範囲が広がれば広がるほど求められる能力といたしますか、そういうのも高くなり、民生委員を推薦する場合のハードルを上げるというような形にもなっているようでございます。また、住民の意識の変化により地域活動への参加が消極的になりましてなり手が不足しているという状況も見受けられるところでございます。そういう活動を支援する方法の一つとしまして、現在、社会福祉協議会が推進しております少地域福祉活動の中心的な活動をされております地域福祉推進とのこの連携が非常に重要ではないかと思っております。現在、46の行政区から75人の推進委員さんがふれあいサロンの支援とか、地区座談会への協力などのボランティア活動に取り組まれておりますので、今後社協とも協議をいたしまして、両者が一緒に参加する研修を行ったり、連携が取れている地区もございますので、そういう事例研究を行う場を設けるなど、民生委員・児童委員と地域福祉推進とが連携して地域の課題解決

に取り組んでいけるよう支援をしていきたいというふうを考えております。民生委員・児童委員の仕事にですね、本当にやりがいがあると声を聞く一方で、負担に感じるとか、担当地区で事件や事故が起きないか心配との声も聞きます。また、民生委員・児童委員は忙しいとのイメージもあるというふうな話も聞いておりますので、住民の皆さんに民生委員・児童委員の活動を正しく理解してもらうための広報活動紹介を行ったり、訪問活動をされておりますので、そのときに活動チラシを配付するなどの広報もまた重要なことではないかと考えております。それから、行政や学校のイベント、各種事業などへの参加も大変多いというふうにも聞いておりますので、そこら辺につきましては、民生委員・児童委員協議会と内容等の見直しも含めて協議をしていきたいというふうを考えております。民生委員・児童委員の皆さんは、民生委員・児童委員信条に掲げてあります郷土愛の精神で、地域のため、郷土のため頑張っていていただいておりますので、地域福祉のために共に連携していきたいというふうと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 方向性としてはですね、今おっしゃっていただいたようなですね、ことで、課題についてもかなり細かく把握していただいているということで、非常にうれしいところなんですけれども、ただそれに対する対策の取り組みというところが少し、もう少し踏み込めないかというふうに思うところがあります。先ほど、多分同じ資料を見ているなと思われるところが少しあったんですけども、そちらのほうの資料にもございますように、優良な事例というものが幾つもございまして、先ほどのその情報提供に関する部分に関してもですね、70歳以上の高齢者のリストということで、一つこれ例として挙げられたのかなと思うんですけども、もう少し細かくですね、要援護者、介護保険の受給者とかですね、そうした細かい内容まで提供されている自治体もあるようですし、もちろんその守秘義務はもともと課されておりますので、さらにそれの上ですね、守秘の枠組みというのを咬ませた上で適切なルールづくりをしているという事例、こうした事例をぜひ参考にして、本当にこの情報提供は非常に難しいところではあるんですけども、何とかですね、活動の支援になるようにしていただければと思うところでございます。

それから、もう一つがその定数の問題ですね。次期一斉改選に向けて多分3年間検討していかれるというふうにお答えをいただいたところなんですけれども、その前に今回なんで53人だったのかと。まあ主任児童委員まで入れて56人ですね。数の問題、受け持ちの数というのは理解されておられたと思うんですが、なり手がいないということでそうもならざるを得なかったのか。それともももとのところで今回1人足したというのは美咲野4丁目が加わっておりますけれども、どちらかという受け身で53という数になってしまったのか。その辺についてはちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますのでもう一度お願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 佐藤議員の定数についてのご質問に再度お答えをしたいと思います。

まず、民生委員の定数につきましては、先ほど申しましたとおり、県のほうで条例で定数を決めていますけれども、県で大枠の民生委員さんの数はあるということでございます。そういう中で各町

村で意見を聞いて定数を定めていくということでございますので、当然その大津町、隣の菊陽町さん、合志市等については人口が増加をしておりますので民生委員の対する数も必要であるというふうな話はしてきているところでございます。ただ総枠は決まっておりますので、県のほうもそういう枠の中である程度配分をしていくというふうな形になると聞いております。前回は一地区を、美咲野区をも一つするというところで1名増員をしたんですけれども、そういう中でも、現在民生委員さんを推薦していただく場合は、各行政区、区長さん方とも協議をいたしておりますので、そういう中で行政区をいっぱい分けてやっていくというのがもう当然だろうと思うんですけれども、しかしなかなかそういう中で、先ほど申しましたとおり、地区からのなり手といえますか、そういう方々の問題もありますので、そこら辺につきましては十分区長さん方とも協議をしながら行っているところでございます。そういう意味で今後3年間任期がありますので、その中で、先ほど言いましたとおり400世帯を超える部分については、また今後3年後の改選のときに2つに分けるとかですね、そういうのについては取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） ぜひですね、取り組みのほうを進めていただければと思います。最後の確認ですけど、県のほうで総枠が決まっているというふうにおっしゃったと思うんですけれども、この総枠というのは、例えば県に3千人なら3千人という枠があって、それを各市町村に配分していくというやり方になっているという意味でしょうか。であればその総枠の考え方、あるいは民生委員さんの1人当たりの世帯数というのが低いところはどこなのかというと、今度はいわゆる球磨地方というかですね、そういったところであったり、芦北地方であったりとかですね、そういったところになっていくわけなんです。そうすると、ここに少し不公平があるのかなということも考えるところですので、そういったことは町の言うことじゃなくて、県のほうにも声を挙げていきたいというふうに思いますので、その総枠方式の配分なのかということも少し最後に確認させてください。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 再度の質疑にお答えをいたします。

県のほうがその総枠で決めているかとなりますと、そこら辺の確認は取っていないところでございます。ただ先ほど言いましたとおり、町村でありますと70から200世帯に1人ということで、逆算しますと大津町の場合でも最低をまだ満たしておりませんが、65名から185名までの枠でございます。そういう中でやはり185名までいいからそういうふうを増やしていくとか、そういうことになりますとやはり調整ができないというふうに考えておりますので、県のほうに最終的に確認しているわけではございませんけれども、この基準の中で大体の定数というのはあるのではないかとというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。1時50分から再開いたします。

午後1時43分 休憩

△

午後1時50分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本田省生君。

○7番（本田省生君） こんにちは。7番議員、本田省生が一般質問します。

今年一年、色々なことがありました。政治と金の問題。昨年12月、東京都前知事の猪瀬直樹氏が、医療法人徳州会から5千万円受け取り、都知事を辞職。みんなの党の渡辺代表が、化粧品会社DHCの吉田嘉明会長からの8億円借り入れ問題について、国会内で記者団の取材に応じ、「違法性はない」、「問題ない」と辞任を否定。小淵優子、松島みどり両氏が、在任1ヶ月半で閣僚を辞任。政治以外では、テレビ・新聞によく出た人は、広島市出身の被爆二世で、佐村河内守。この人の名前を覚えていますか。両耳の聞こえない作曲家として知られていました。作曲家の新垣隆というゴーストライターだったんですけどね、この新垣隆という人、昨日、一昨日あたりからですかね、テレビに出ています。作曲家として再出発をしておられます。この曲をですね、一番期待していたのが先ほどソチ冬季五輪にこの曲を使う予定であった高橋大輔選手です。大変なショックだったと思います。ただその後ですね、まだまだ出てきました。理化学研究所の小保方晴子研究ユニットリーダー、STAP問題の発表、1月28、29日ですかね、その細胞論文疑惑が出ました。STAP細胞あれがいいですね、もう期待しています。肌が若返ればですね。今年も最後になってですね、東映の大スターですかね、いや日本の大スターですかね、昭和の大スター、網走番外地、昭和残侠伝の高倉健さんの死、その後を追うように、この仁義なき戦い、トラック野郎の菅原文太さんが亡くなりました。4、5年前ですかね、菅原文太さんが「今の政治はのう、仁義なき戦いより悪いけんのう」と、そういうことを言っていました。

○議長（大塚龍一郎君） 質問者にご注意申し上げます。質問事項に外れておりますので、質問事項に沿って一般質問をお願いします。

○7番（本田省生君） はい。じゃあ質問事項に行きます。

高齢者福祉対策についてであります。この質問は何回となく討論されていますが、家族や近くでですね、要介護の人がいればどうしてもこの問題に触れなければなりません。

1番目に、要介護の施設入所者及び待機者対策は万全なのか。また、入所の対応について。

2番目に、高齢化社会が進む中、町はどのように進めているのかお尋ねします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 本田議員の高齢者福祉に対してご質問でございますけども、これからの高齢者福祉は、高齢者人口の増加、認知症、高齢者の増加、そして高齢者同居世帯の増加や年間死亡者の増加などいかに対応していくかが大きな課題でありまして、すべて行政でやることはできませんので、医療機関や介護事業所、社会福祉協議会、NPO、地域の元気な高齢者にも参加していただいて対応していかなくてはならないと思っております。現在、介護保険事業計画等の策定委員会において、平成27年度から平成29年度までの3年間の介護サービスの見込み量に応じた第6期の介護保険事業計画の策定を進めていただいております。その中で、介護保険施設の整備については検討いたしておりますが、今後の施設サービス等については全国的にも待機者が多いということで、昨年特別老人ホー

ム入所申込者状況調査が行われまして、大津町では42名となっていますが、特に在宅で特養を希望されておられる人については早急な対応が必要であると考えております。重い介護を担うご家族の負担や介護離職という話もあり、次期計画に整備に向けての方針を示していかなければならないと考えております。具体的な計画、内容については担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 本田議員の高齢者福祉対策、そして先ほど町長が述べました、介護保険事業計画につきまして、少し数字を交えて具体的に説明をさせていただきたいと思っております。

大津町の高齢化率は19.8%と県下で2番目に低い位置にありますけれども、高齢者の数そのものは毎年増加をしております。現在、町の人口は約3万3千500人で65歳以上の高齢者は約6千600人、その内75歳以上は3千500人となっております。今後高齢者は毎年200人近く増加するものと予測をしております。それに伴い要介護認定者1千200人も今後3年間で110人以上増え、平成31年には1千500人を超えるものと推計をいたしております。そのような状況を反映いたしまして、介護保険のサービス給付費も平成26年度約19億6千万円を見込んでおりますけれども、今後毎年1億円増加し、平成29年度には22億6千万円を超えるものと見込んでおります。それに伴いまして、介護保険料も現在基準額5千100円ですけれども、約700円程度上昇せざるを得ない厳しい状況になっております。特別養護老人ホーム等の施設整備につきましては、介護保険事業計画の中で検討していただいておりますけれども、昨年、特別養護老人ホームの入所申し込み状況調査が行われましたけれども、熊本県の状況は、平成21年度8千303人でしたけれども、昨年の調査では7千440人となっております。菊池圏域2市2町では703人、大津町では、先ほど町長が申しましたとおり42名となっております。内訳では、要介護3以上の人が33人、在宅での希望者は6人となっております。待機者の中には、介護の必要度が軽い要介護1、2の人も含まれておりますけれども、介護の必要度が高いと思われまして要介護4、5の人につきましては、排泄や入浴などに全面的に介護が必要と思われまして、特に在宅の人については介護施設への入所の必要性が高いのではないかと考えております。また、認知症の高齢者の状況について説明をさせていただきます。平成25年度の要介護認定者1千227人の中で、認知度2A以上の人は936人で約76%を占めております。これは介護認定を受けた人の数ですので、実際はこれ以上にまたいらっしゃるのではないかと考えております。そして、この認知症の方も今後ますます増加していくというふうに予測をしております。今後の対策といたしましては、本人や家族、そしてケアマネージャーなどからの相談に対応する認知症地域支援員というのを置いておりますので、その活動を充実させていきたいと思っておりますし、月1回物忘れ相談というのも行っておりますので、そういうのも住民の皆さんに周知をしていきたいと。それから認知症サポーター、現在約4千名いらっしゃいますけれども、さらに要請をしていきたいというふうに考えております。先月初めて健康推進大会とあわせて徘徊模擬訓練、安心声掛け運動というのをいたしました。模擬訓練ですので、徘徊される方に声を掛ける練習と、そういうふうに行ったんですけれども、区長さんや民生委員、消防団など約100人の皆さんに参加をさせていただきまして、徘徊役の人に実際に声の掛け方などを体験させていただきました。



声を掛けるのが大変難しかったとか、まあ実際に声掛けをするには勇気がいるのではと意見も聞かれましたけど、このような訓練を続けることで見守りや声掛けの運動が広がるのではないかという、そういう感想もございました。認知症になっても地域の絆や人とのつながりの中で見守りや声掛けなどがあれば住み慣れた地域で暮らし続けていくこともできるのではないかなと思っております。そのような取り組みも支援していきたいと思っております。

先ほど申しましたとおり、介護保険のほうにつきましては、非常に状況が厳しいものがございますけれども、計画の基本理念であります、誰もがありのままの姿として年を取り、地域に受け入れられる町を目指していきたいと、そのように考えております。そのためには、高齢者が介護が必要になっても地域で安心して暮らせる仕組みづくり、介護、医療、予防、生活支援、住まい、この5つのサービスを一体的に提供できます地域包括ケアシステムの取り組みが大変重要だと考えております。特に介護保険法の改正によりまして市町村で取り組むこととなります介護予防日常生活支援総合事業につきましては、包括支援センターの体制強化や訪問型、通所型サービス等の推進とあわせて、地域の元気な高齢者が介護が必要な高齢者の手助けを行う互助や、人と人とのつながりを大事にして生きがいや役割を持って生活ができる、そのような地域づくりもまた推進していきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 本田省生君。

○7番（本田省生君） 介護保険料についてちょっと聞きたかったんですけど、これ700円ちょっと上がりますね。それとこの段階というのがあります。第一次、第二次、第三、第四、ずっと段階があります。その中で生活保護者からも、それとか住民税非課税世帯というのがあります。そういう方からも全部引かれるんですかねということをお聞きしたいんです。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 本田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

現在、介護保険料につきましては、今お話がありましたとおり、7つの段階で保険料負担をさせていただいております。基準額が5千100円でございますけれども、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税がかからない人については5割軽減ということで5割負担をさせていただいておりますけれども、生活保護受給者、そういう方々についても一律にこの5割の負担をお願いしているところでございます。それから、値上げのほうにつきまして約700円程度と申し上げましたけれども、先ほど高齢者の増加とか、サービス量の増加を見込んだところと、もう一つは調整交付金という形で国のほうが負担する部分がありますけれども、その部分の割合が変わってくるということで、その部分での負担額の増というの大きなものがございます。そういう諸々の点をあわせると、現在策定委員会のほうで協議をいただいておりますけれども、約700円ぐらいの上昇になるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 本田省生君。

○7番（本田省生君） ちょっと認知症についてちょっと言います。認知症とは、脳の神経細胞が死んだり、働きが悪くなったりして記憶障害や言語障害、言葉ですね、が起き、日常生活に支障を生じる状態を言う。認知症の人が急なけがや病気で搬送されて治療を受ける場合に、全国のアナウンスにお

いた緊急病院の94%が対応は困難だと感じていることが11月27日の国立長寿医療研究センター等の調査でわかったとあります。県内の特別養護老人ホームに入所を希望しながら待機している人が7千440人にあがるのが県の調査でわかった。待機者と実際に入所している人を合算すると1万5千939人、県内養護の定員149施設、8千499人の1.9倍に上がる。大津町では認知症及びそれに値、いや順ずる人たちの把握はできているのでしょうか。お伺いします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 本田議員の再質疑にお答えをいたします。

認知症の方々の把握をどのような形でどれだけやっているかということだろうと思いますけれども、先ほどちょっと申しましたとおり、介護認定をですね、申請されて、その中でいろんな調査項目がございますけれども、その調査項目で認知度2Aと、ある一定基準以上、まあ認知度が高いという方々については、大体1千227人の内の936名でございますので、介護認定を受ける方の約7割以上がそういう認知症を持っていらっしゃるというふうに考えております。ただこれも先ほど言いましたとおり、介護認定を受けられて、調査委員が行っているような調査をして認知症があるというふうに認定をされた方ですので、それ以外に介護があんまり必要でなく、まあ認知症だけという用語がありますけれども、そういう方々も実際にはまだ多くいらっしゃるのではないかなと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 本田省生君。

○7番（本田省生君） 認知症者の事故の記事をこの前見ました。認知症で徘徊中の91歳の男性が死亡した電車事故を巡り、遺族に対して賠償命令を命じる判決を言い渡されました。家族の責任を明確に認めた判断でしょう。それをどう受け止めるか。これは昨年の一審判決に基づき、裁判所がわずかな時間目を離れた男性の妻、事故当時85歳（要介護1）に対して、見守りを怠ったとして判断した。請求どおり720万円の支払いを命じた。これは介護する側は納得できない。施設を頼るにも特別養護老人ホームへの入所待機者は約52万人にあがると、受け皿は限られています。こうした判断がまかり通れば認知症の人はですね、家の柱にくくりつけるか、部屋に閉じ込めておくしかなくなる。判決を、妻を男性の監督義務者と位置付け、監督不十分として責任を押し付けるのは現場の実態を踏まえてないと言わなければならない。今や介護の担い手として最も多いのが配偶者です。次が子ども、嫁となっています。今回のケース同様、老々介護も増えています。全国的に待機要介護老人対策を町としても急遽考えるときではないでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 質問回数3回をオーバーしておりますので、次の質問に移って下さい。

○7番（本田省生君） じゃあ次の質問に行きます。

2番目に、人・農地プランについて。農業従事者も高齢化が進み大変な時期であるが、後継者の育成はどうかと。2番目に、生産性をあげる為、作業性の向上で農地の集積の状況はどうでしょうかということをお尋ねします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 本田議員の農業後継者や農地集積についてのご質問でございますけれども、人・農地プランは、農村地域における高齢者や後継者の減少、耕作放棄地の対策などの人と農地の問

題を解決するための未来設計図と位置付けられており、本町においても平成24年度に策定しております。農業後継者の育成については、国が年間150万円を支給する青年就農給付金を活用し、初期就農時の経営支援を実施しております。また、関係団体で構築する大津町農業後継者協議会では、研修会や交流会を実施し、後継者の支援を図っているところでもあります。農地集積につきましては、従来から農業経営基盤強化促進法により、農業委員会を通して利用権の設定を推進しておりますし、また単県事業の農地集積家速化事業では杉水地区、真木地区が県の重点地域として指定され、地域での話し合いを基に農地集積の取り組みがなされております。集落営農の法人化による農地集積も各地域で取り組んでおりますし、今後は平成24年度に創設されました農地中間管理機構の活用により、さらなる農地収益を計り、農業経営の効率化による所得向上を目指していきたいと思っております。詳細については経済部長より説明させます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 本田議員のご質問にお答えします。

人・農地プランは、地域における話し合いを重ねながら今後の中心となる経営体の決定や育成、農地の出し手や受け手の調整など、今後の農地利用や地域農業のあり方をプランとして策定するものでございます。大津町では平成24年度に策定し、これまで2回の、2度の見直しを行っております。農業は国民への安全・安心な食糧を供給する食糧安保の役割や、環境保全等の多面的機能になっていることからさまざまな支援が行われているところです。農業後継者につきましては、現在の農業従事者は186万人と日本でなっておりますけれども、今後継続的な農業持続のためには90万人必要とされ、毎年2万人の新規就農が必要とされています。このようなことから、国が150万円を支給する青年就農給付金が創設され、国が定める要件を満たす申請者に給付を行い、就農初期の経営支援を図っているところです。大津町においても、現在6名が給付を受けております。また、経営体育成支援事業により高能率の作業機械の導入を行い、農作業の効率化による所得の向上を図っているところです。

大津町における農地集積の状況についてご説明申し上げます。2010年の農業センサスによる農地面積は水田700ヘクタール、畑973ヘクタール、合計1千673ヘクタールとなっております。本年10月末現在の農業委員会の通じた農地の貸借面積は水田331ヘクタール、畑247ヘクタール、合計570ヘクタールとなっており、センサスを基準とした集積率は水田47.3%、畑25.4%です。昨年同期の488ヘクタールと比較すると90ヘクタールの増加、一昨年同期の425ヘクタールとの比較では153ヘクタールの増加となっており、毎年集積が進んでいる状況でございます。集積が増加している要因としては、集積に応じた交付金制度や農業委員の斡旋活動があります。ちなみに、杉水地区は酪農が盛んな地域であります。大津町の酪農戸数は、30年前には93戸であったのが、20年前には71戸、10年前には42戸、現在は23戸と4分の1に減少しております。酪農の飼養頭数は4分の3に減少しておりますので、酪農の推移をみても飼養頭数や農地の集積が拡大していると言えます。なお、農業センサスの前提は30アール以上の経営耕地が対象となっていることを申し添えます。本来、農地の貸し借りは農地法3条により農業委員会の許可を受けた者し

か認められておりませんが、これでは農地の集積が進展しないことから、昭和55年に農用地利用増進法の制定、その後の農業経営基盤強化促進法への改正により、町が策定する農地集積計画を農業委員会が承認するという形で担い手の利用権設定による農地集積が効率的に行われております。このほか、熊本県単独事業の農地集積加速化事業で杉水地区、真木地区が重点地区の指定を受け、地域の話し合いによる農地集積に取り組んでおられます。杉水地区は、平成24年度に指定されており、護川地区営農改善組合が設立されております。地区内農地298ヘクタールの内、担い手によるカバー面積を採択時の50ヘクタールから4年間で85ヘクタールに集積するものです。25年度の実績は106筆、23.8ヘクタールとなっており、目標の7割となっております。重点地区では、1年目に農地の利用調整を行う営農改善組合を設立し、農地集積を計画を策定するため地区内の合意形成のための必要な経費に集落活動等支援交付金として最高30万円、合意形成交付金として10アール当たり5千円で最高200万円、2年目には農地実績交付金として10アール当たり2万円で最高400万円が交付されるものです。真木地区については、現在1年目で農地集積の営農改善組合設立のための地域説明会を行っているところでございます。また、集落営農の法人化による農地集積も支援を行っておりまして、既に法人化されたネットワーク大津や農事組合法人大津白川についても農地集積についても農地集積についての話し合いを継続しております。また、灰塚地区、真木地区では、平成27年度を目標に農地集積を目的とした法人を設立する予定でございます。現在、矢護川地区圃場整備事業を推進しておりますが、設立された法人に農地をほとんど公立で集積すれば圃場整備が実質が工事負担金がないような仕組みもあります。今後は、本年度に国が創設した農地中間管理集積協力事業制度の周知と有効活用によりまして農地集積を進展させ、農業経営による効率化。低コスト化による農業所得向上につながるような事業推進を図りたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 本田省生君。

○7番（本田省生君） 2009年の農地改正法で企業の農地貸し借りが可能になり、企業の農業参入が増えているが、ちなみに参入トップは食品産業です。地域の規模拡大は進んでいるということでしたけど、地域での自立型農業、産業はこれできるでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） ちょっと質問の意味がちょっとわかりづらかったんですけど、すみませんけど。

○7番（本田省生君） 地域でですね、まずは農地の規模拡大は進んでいるということだったですね。地域で自立型農業や産業ができないかということです。

○経済部長（大塚義郎君） 大津町ではですね、約28の農業法人があります。自分たちで作っておられますですね。企業の農業参入につきましてもこないだキングランドの調印式とか、またほかにもですね、2、3の農業企業参入があっている状況です。その技術型というのはどういうふうな定義かちょっとはっきりしませんけれども、国の補助事業の中身としては高生産性の農業機械に関しては、前は個人が補助事業で機械を導入することはできませんでしたが、現在は個人でもですね、大津町全体が担い手育成事業の指定を受ければ3割、後継者がおれば5割の補助が受けられるような仕

組みもできているところです。また、そういう技術面につきましては、県が農業振興普及センターもありますし、また農協にもですね、営農指導員がおりますので、その辺と連携してやっていきたいと思えます。

○議 長（大塚龍一郎君） 本田省生君。

○7番（本田省生君） 農業は環太平洋連携協定、TPPや高齢化等多くの課題を抱えているが、新しい農業を考え、実行するときではないでしょうか。  
終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時30分から再開します。

午後2時25分 休憩

△

午後2時30分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告に従いまして、一般質問を行います。今回も2点質問します。

まず最初に、人口減社会での自治体運営ということで、大津町は県内でも人口が増えている自治体ではありますが、かといって成長戦略だけでいけるのかなと思う部分はあります。実際それをわかりやすく図に示したものが熊日新聞の11月18日の新聞ですけれども、地図入りで示されておりました。ここで2005年の合併のときですね、合併をした自治体と合併をやらなかった自治体という首長さんのあたりも載っております。この中で熊本市、政令指定市ということで巨大になってしまいましたけれども、熊本市も若干は増えているということです。市長は今回変わりましたが、この時点でまだ幸山市長でありました。幸山さん曰く、「人口74万人突破は合併政令市効果であると。数年後には人口減に転じると見られ、定住促進、少子化対策、交流人口の取り込みを強化する」と述べられております。既に幸山氏は合併をして政令指定市にはなったが、対極を見据えているということです。5年後、10年後、そういうものを考えれば、今現在の評価だけでは自治体運営はやっていけなくなるだろうと。ですから、今日の一般質問の中で振興総合計画のことを議員が指摘された部分がありますが、まさにダブル点もありますけれども、5年後、10年後に通用するのかなというのがやはり心配であります。答弁の中にもありましたけれども、振興総合計画というものは、各分野において読めば読むほど総花的に本当にできているんです。あくまでも目標というのは高く持つべきで、それは評価します。しかしながら、人口減というものに突き当たったときに、今までどおりの社会資本や福祉、そういったものが維持できるのかということです。ですから、そういうことも想定した布石を今きちんと情報を集めて布石を打つべきではないかなと、私は考えます。私も議員としてここで一般質問を町長または教育長とするからには政策立案を持って臨みます。単なる事務方のどうなっているのかとか、そういったものはやりたくありませんので、大所高所から今後のこの大津町の行方というのが首長として町長がどう考えておられるのか。午前中の一般質問でもありました。やっぱり任期がちゃんとあるんだよと。我々議員も任期があります。ですから、その中で、範ちゅうできちんと残

していかなければならないものというものはあると思います。ですから、そういったほとんどが熊本県下でも人口減になっておりますので、そういった自治体の情報収集をして、今後町も備えなければならぬのかなと思います。ですから、水ぶくれだけは避けたい。実際、国レベルで申しますれば、既に新規の社会資本の整備は非常にもう困難な時期にきているし、そういった整備や修理、そういったもので手一杯なんだよというような話も早くから聞いておりますので、町としての今後の打つ手というものをきちんと、言い方は悪いですが、人口が減っている自治体を分析して対応を我々はきちんともつべきではないかなと思います。しかしながら、私は末端の政治家として思うのは、やはり政策を立案しながら上昇気流にこの町を乗せていきたいというのが一番の望みでありまして、じゃあ大津町の今後もどちらかという勝ち組となるためにはどうしたらいいかということを考えます。そのときに今回の質問の主旨であります、大津町は大津町独自でやっていくというそのいろんな文化や風土は残しつつも手を組むところは手を組もうじゃないかと。隣の菊陽さんと組もうか。また阿蘇市と組もうか。西原村と組もうか。これも一つの手ではないかなと。実際、そういった形で世界的に見ますればEUあたりもやっておられます。それが成功か失敗かは知りませんが、我々はこの隣の菊陽さんあたりは昔から大津と菊陽はという話はずっとありますように、手を組んだならばものすごい力が発揮できるという可能性を秘めているということです。こういったことをきちんとですね、分析して、大津町が持つ力、周辺自治体を持つ力というものと協調することによって魅力的な施設やそういった社会資本の整備がなされていく。そしてまた、それに準じて教育や福祉も充実していく。こういったものが好ましいのではないかなと思います。そして、私はよく地政学的優位性というものをよくこの場で申し上げますが、実際、国道があり、1級河川があり、そして空港を要し、高速道路も近くに通っております。こういったものをうまく生かさなければならぬと思うわけでありまして。最近の、今日はどうも何か株が暴落したかなんかで300円とか400円とか何か下がっているようなことが何かネットで先ほど見ましたけれども、最近の為替ですね、為替が120円とか、1ドルですよ、なったときに、一頃、もう5年前当たりとか、その辺を見ますれば80円台とか、そういった時代でした。となると、円自体が1.5倍ぐらいに落ち込んでいるんですね。そういったことを反映してか、訪日客、まずお隣の韓国とか中国とかのお客さんあたりは、自分が100という数字の現金を持っていったのが、日本円に換えれば150になるわけですからどんどん買われるわけですね。ですから、そういったことでこの為替というものもきちんと、例えば免税店が大津町にあるよとか、いうふうになれば、この飛行場さえも生かされてくる。やはりそういった訪日客あたりですね、取り込み、そういったものもですね、必要になるんじゃないかなと、私は考えるわけでありまして。ですから、人口減に転じたことの想定と、それとまた成長戦略にこの町を持って行くためのそういった政策をやはり二刀流で町は持つべきではないかなと、そういったことによってあらゆる事態に対応できる。力強い自治体というものは、それだけ強かな計算が必要だと私は考えます。町長に質問をいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の大津町の今後について、特に、今現在あるいは今後10年間については人口は増加していくだろうけども、日本全体が今人口減になるというのがもう予測されてお

ますので、そこにおいて、この大津町の現行、人口減になるためのときも考えた政策が必要ではないかなというようなご質問じゃないかなと思います。今国のほうでも地方の総合戦略策定というような形での地方創生、特に町や人、仕事という理念に基づきまして、地方の努力が今義務付けられておると、その努力を我々やっていかなくちゃならないと、そのためには、今選挙があつておりますけれども、その前に大体全国で900、1千以下の提案が各地方から出ておるといふようなことでございますけれども、今大津町についても、その申請関連等を12月から1月にかけて、国が今後、地方のそういう形について取り組んでいくといふようなことでございますので、それにつきまして十分検討をしていきたいといふふうに提案をしながら、地域の活性に持っていきたいといふようなことで、今担当職員関連等について集約をさせていただいておるところでもあります。議員おっしゃるように、そういう中におきまして、現在、大津町の抱えております、例えば公共施設、下水道や古い上水道とかいろんな形、大きな公共整備の事業が老朽化し、今後10年以内にはもう取り掛からなくてはどうしようもないといふような状況にあるのは確かでございますし、もちろん、今学校の環境整備関連等についても計画されておりますし、また大津町の庁舎の問題も今検討委員会をつくらせて先へ進めさせていただいておりますけれども、そういういろんな課題事項についても今後検討していかなくちゃなりませんけれども、その前に、また我々としては、地域の、この地域でのできるものはしっかりと今後についても検討していかなくちゃならないといふような状況で空港周辺の自治体、あるいは2市2町の広域の関係でどういふものが仕事ができるかといふようなことを今検討をさせていただいております。もちろん今までやってきておる広域での業務、あるいは一部組合ということで上水道関連の問題や環境関係、ごみの問題関連等も広域的にやらせていただいております。もちろんそのほかにも医療関係の業務関係についての共同作業関連や、あるいは地域の消費者関連についても今いろいろとやらせていただいておりますけれども、やはり今後については、やっぱりこれからの我々が人口減と財源確保といふか、財源の問題も十分出てまいりますので、それに対応するためにはもちろんこの大津町の立地条件を生かしながら企業誘致はじめ雇用促進、あるいは農業関連の中での企業ができるように、今総務省の予算で地元の企業が5千万円融資を受けながら事業拡張を今やっておる事業所も県下で2つ目といふような話も聞いておりますけれども、そういうような事業推進を我々は今後しっかりと取り組みもしていかなくちゃならない。また、庁舎問題もございますけれども、庁舎、この庁舎も危険であるといふようなことでございますけれども、やっぱり公益的なサーバー関連をほかにおいて、そして大津町の庁舎が活用しないときは他の町村からのサーバーの関連でつなぐとか、そういう電算事業関連等の防災関係についても今後取り組んでいかなくちゃならないといふような思いをしておりますので、今後十分2市2町はじめ、空港周辺の皆さんと共にしっかりと知恵を出しながら町の職員の意識をもう一度財政改革をしながら進めさせていただければなといふふうに考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長はあらゆることを想定しているといふことで、またいろんな集まりの中でそういった意見が出ているのも確かといふことで心強い限りではありますが、やはり私がいろんなところに、やっぱり週

末は私も休みの日は遊んで回ります。そしていろんな周辺自治体を車で通るわけですね。そんなときに人口が減っている自治体というものは、やはり社会資本の整備は明らかに疎かになっております。やっぱりそういったことを考えますれば、やっぱり住民の数イコールその自治体の反映を全く示していると思います。そして、いろんなところで活性化策としておみやげの先端、地産地消でもあるかもしれないけれども、いろんなところに売店ができて、その地域の特産物を買いませんかというものが、もう潰れてきているようなところを結構見るんですね。ですから、実際景気が悪いときには、皆さん個所分所得が低くなっているわけですから、基礎的な生活のものにその給与を充てて、遊びのほうには回らないということで、そういったサービス産業が圧迫されているということで全体の景気の流れは悪くなっているということを考えます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、景気がいい地域から国外から来ていただくということで、おもしろいニュースがですね、免税店自体もあれて私どういった形なのか知りませんが、官公庁では少なくとも4月から10月までの半年で600店舗増えたということなんで、我が町もできるんじゃないかなと。そしてどどんんいろんなものをアピールしていこうと。そして、この質問の主旨で言いました、じゃあ大津、菊陽が連携したら何ができるかなと考えたときにですね、これは大津と菊陽の中間地点に何かの施設をつくるとかいうのは非常に難しくあると思います。ですから、そういったところは小言を言わずに、今回は菊陽に大津も参加で大津町の住民も一緒に使う施設をつくろうじゃないかと。そしてその次の計画もちゃんともっとって、次は大津町の側にちょっとつくろうじゃないか。ですからそういったものをですね、きちんと話し合ってお互いが相互に流通しあう、使い合う。そしてまた、そういった海外の中国や韓国といった方々がですね、逆にそういった施設を目指してくるというようなですね、自治体もいうならば、魅力ある自治体というのは海外にも発信できるというようなものがやっぱりこの大津町あたりには欲しいですね。そして、やはりその中国や韓国の方々などがもうこの大津町を目指してくるんですね。そしてここを拠点とする。そういった形でいろんな方策はあるということです。ですから、ぜひ今後とも町長も、まあ町長も最近ちょっと具合悪くされたという話ですが、今日のいろんな答弁を見てもみすれば心配ないかなということで、バイタリティーを持って事にあたっていただきたいと思えます。このことについてはですね、町長も言うならば切りがないぐらい出てくると思えます。得意分野でありましょうから、このことについてはもう辞めます。

2問目が、私は今回は非常に重要視しておりまして、1問目は町長にそういった前向きな形でバイタリティーを持ってあたって下さいということで締めます。

2問目、教育長に特にぶち当てたいこの問題なんですが、今回、今現在衆議院選があっております。この題名に聞きました社会的責任が生まれにくい教育になっておりはせんかということで、ここで指摘しましたが、このことについてご承知のとおり、この我々議員の選挙、町長の選挙、投票率は同時に行われましたので投票率は一緒です。しかしながら、ものすごく低いんですね、62.74。そしてまた人口密度が高い中心部のほうが低いんです。ここの役場裏ですかね、投票所あたりは54%台だったです。1番低いところは大津保育園の室の方面ですかね、50点数パーセントということで、関心が非常に薄いという結果が出ております。こういったことを私は非常に愁うわけでありまして。そし



て、じゃあ何でそういった政治に対して関心が持てないのか。先ほど別の議員が言われておりました、いろんな政治不信が起こるような事件が多々あると。これは今始まったわけではありませんね。ずっとやっぱりどんないまあ何々大学とか、6大学とかいろんなとこ出ても悪いことするのはまた別次元なんですよ。学力があるのと人間性は別です。ですから、そういったこともたくさん出てきます。しかしながら、日本は世界に冠たる義務教育があるということです。この中できちんと社会参加を教えなければならない。憲法の中で主権在民、もちろん国民一人一人が主権者であって、皆さんが自らの権限で、選挙でいろんな方を選んで、自由に選んで、そしてその方に政治を受け持ってもらう。そして我々の代弁をしてもらってよりよい地域をつくる、国をつくるという大儀があるわけです。ですから、ここに私は国民の三代義務や権利というものを基礎的なものとしてあげました。大津町の教育委員会で掲げておられる義務教育の中で大津町の3つの約束ということは、あいさつをする、時間を守る、人の話を聞くということですね。しかし、これでそれこそ教育基本法の主旨の本文が今回この広報おおづに載せられておりましたけれども、前段がですね。高教の精神を尊ぶとか、いろんなですね、そのあなたの1票は、その1票がみんななんだよ。みんなの中の1票であってというような高教、公德心、そういったものというのがですね、育まれているのかなというのが私は疑義を持っております。実際その投票率の低さ自体、やはりこの選挙自体に期待するものというものの意味が理解の中でちょっと薄いのかなと。もう少しあなたが主権者なんだよという形ですね、国民一人一人もう自信を持ってそういった国民の権利や義務を果たしてもらいたいということです。今回の衆議院選挙、実際私はまあ今の時期に何をするのかなというものもありますし、実際今回2名しかうちの区では出ておりませんね。論戦もあんまり火花が散ってないみたいに思います。そういった中でですね、選択肢は非常に狭いんですが、やはりベテランに期待するところは、私やっぱもつものあったりするんです。しかしながら両方の方々のご意見をきちんと正確な自分なりの天秤に乗せて判断をするということは怠ってはならない。それは国民としての義務だからです。そういったですね、基礎的なものというものを教えるのは義務教育、思います。家庭で教えるのは困難だと思うんです。これが非常にポイントです。国づくりで英国の首相ですかね、歴代の首相も言った人がおられましたね。教育、そして教育だと言った人もおられましたし、今回ノーベル平和賞を受賞されました17歳のマララさんあたりも難しいことではありません。本とペンを下さいというような切実な意見が出ております。それぐらいノーベル平和賞に選ばられるくらい単純みたいですけども、深くて広いんです。教育とはそうあるべきです。ですから、今後ですね、よりよい国づくり、そしてまちづくりと考えたときには、教育の重要性は言わずと知れたものだということです。ここで教育長の力を私は知りたいんですよ。あなたが教育長になられてそういったとこを改善して、この町もこれからの布石としてどんどんよくなっていくぞというようなですね、カリスマ性を求めるのは無理かもしれませんが、教育長という立場の人はですね、一本筋をどんと持って、そして必ずやこの国はもっともっとよくなる。そしてこの町も必ずやほかの自治体には負けない素晴らしい人材を生み出すんだというようなですね、心意気が欲しいですね。実際、教育長に対して多大な報酬を我々は税金の中から払っているわけですから、きちんとその分も数字のことを言うといやらしいようですけども、負担するのは町民の方々でありま

すから、きちんとその分の仕事を示すような答弁をいただきたいなと思います。質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 永田議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま教育へのですね、熱い思いを語っていただきまして、私自身聞いておりまして非常にこう身の引き締まる思いがいたしたところでございます。確か今年の1月に就任いたしましたけれども、3月の議会の冒頭でご挨拶をさせていただきました中に、教育は国家100年の体型でありますということを申し上げました。そして、現代の日本の発展のこの素晴らしい設立者、今の社会のその大元にはやはり教育も大きな要因の一つなんではないかというようなことも申し上げたと思っております。そういった意味でですね、やはり今おっしゃりましたように、我が大津町からですね、大津町だけではなく、この日本という国、あるいは世界をささえるようなですね、素晴らしい人材が1人でも多く出てくればこんな幸せなことはないという、そういうふうに常日頃思っているところでございます。

そこで議員質問の社会的責任が生まれない教育についてのご質問にお答えをいたします。ご案内のとおり、日本国民は日本国憲法によって様々な権利が与えられていると同時に、果たさなければならぬ義務、三大義務と申しますか、これ以外にもございますけれども、子どもに教育を受けさせる義務、あるいは勤労の義務、納税の義務と、こういった大きな義務もございます。また一方で国民に与える権利の一つであります三大権利の一つの参政権、選挙権でございますけれども、これはまさに民主主義制度の根幹をなす権利であり、参政権の中の選挙権を行使しない国民が確かに今増加していると、そういった状況はですね、私自身も大変危惧をいたしているところでございます。特に今後の日本の社会の行く末を考えますと大きな不安を覚えるところでございます。ここで現在、国民の義務や権利に関して学校教育、特に義務教育で行っている指導内容について申し上げますと、学習指導要領小学校6年生の社会科の学習指導内容の項目で国民の権利及び義務に関しては、日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など、国家や国民生活の基本を定めていることを調べる対象として挙げられております。また、この内容の取り扱いについては、参政権や納税の義務などを取り上げること。さらに国会などの議会政治や選挙の意味などについても扱うようにすると、そういうふうになっております。そこで指導を実際学校現場で行う上では、国民としての権利及び義務の指導については、国民生活の安定と向上を図るために政治が大切な働きをしているという観点から、また国民の権利については、参政権を取り上げ、選挙権など政治に参加する権利が国民に保障されていることを理解できるような指導を実際に行っているところでございます。また中学校におきましても、国民の三つの義務や様々な権利についての教育が行われております。さらに今年の6月に日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律が公布、施行され、平成30年6月21日以降の国民投票の投票権年齢は満18歳以上の者になること。施行後、速やかに年齢満18年以上の者が国政選挙に参加できることとなるような必要な法制上の措置を講ずることとされました。そして衆議院及び参議院の憲法審査会における付帯決議においては、学校教育における憲法教育等の充実を図ることとされております。この改正法により遅くともこの法律の施行の4年後には年齢満18年以上のものが憲法改正の国民投票の投票券を有することになることから、児童・生徒が国民主権を担う公民と

して必要な基礎的教養を培うことができるよう学習指導要領に基づく憲法に関する教育等の充実について適切な指導を行うこと。こういうふうになっております。また授業以外でも学校の生徒会役員選挙において実際に町の選挙でも使用しております投票記載台や投票箱を使った投票で国政選挙や地方における選挙と同じイメージを体験すること。また、毎年町の本会議場で行っている中学生議会への参加体験なども政治や選挙に対する関心につながっているのではないかなと思っております。中でも中学生議会における提案のうちからいもバルーンの製作など、幾つかは既に実現しているものもあり、そのようなことも政治への参加を身近に実感できる、そのような機会になっているのではないかなと思っております。

このような教育を行なうことで児童・生徒が国民としての権利及び義務について正しく理解し、知識を増やすことにつながっていますが、その後、それがそれぞれ成人いたしますけれども、実際に選挙行動、これにつながっているかと。それを選挙権を行使するというそういう行動につながっているかということに対してどの程度影響を与えているかということとは明確ではございません。しかしながら、学校におけるこれらの教育は学習指導要領に沿って継続してしっかりと行っていかなければならないと思っております。さらに、学校で学んだことが具体的な投票行動、あるいは社会参加と、こういうものに結びつくよう、私は家庭の果たす役割も大変大きいのではないかなと常日頃考えております。実はそれは、私自身の実際の体験から感じていることでもあります。と申しますのも、私は今まで一度も投票を棄権いたしましたことはございません。その根底には、棄権することにある種の違和感と申しますか、もっと強い言葉で言うならばですね、罪悪感と言いますか、そういうものを覚えるからでございます。それは私の両親の姿から学んだような気がいたしております。両親が投票に行く姿を見て選挙があれば投票に行くんだということは、私にとっては当然のことだと、そんな思いが身についたと、そういう気がいたしております。そこで、この場をお借りしてお願いしたいことはですね、保護者の皆様にはぜひとも今回の選挙でございますけれども、ぜひとも投票所には親子で足を運んでいただければなと思っております。保護者のそういった姿や行動は子どもたちの学びの原点の一つになるのではないかなと思っているからでございます。このようなさまざまな取り組みの積み重ねが社会的責任を果たし、よりよい社会づくりに結び付いていくのではないかと、そういうふうに強く感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の国民の三大義務の一つであります選挙の投票関連等についての国民が果たす義務についてのご質問かと思っておりますけれども、議員ご承知のように、選挙は国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものでありますので、町におきましても昭和53年から大津町明るい選挙推進協議会を設置し、住民の主権者としての意識を高め、各種選挙が個人の自由意志により公正かつ適正に行われるよう明るい選挙の実現と選挙権の行使の推進を図っております。この協議会は、社会教育団体及び学識経験者などの10人で構成し、選挙時の啓発または成人式などでの選挙の説明、選挙権の行使について啓発事業を実施しておりますが、投票率の統計では、20代

から40代前半までの年代では50%未満の低い投票率が現状であります。今後若い世代に対する選挙権の行使の推進に関しては、選挙管理委員会やこの協議会と相談しながら進めていきたいと思えます。先ほど教育長のほうからも申しましたように、やはり子どものときからまちづくりに関心を持ってもらうために中学生議会を開催し、町政や議会の仕組みを理解し、政治をより身近なものとして意識を高める契機としていきたい。または、例えば今月の広報紙の表紙にありましたように、中学生議会で提案のありました大津町の観光振興のためのからいも君アドバルーンの実現や、または学校施設の環境整備、通学路などの交通に関する施設整備などの提案があり、実現した案件も多数ありまして、今後もその子どもたちがまちづくりに関心を持ちながら成人になり、義務と権利を行使できるよう教育環境の整備に力を入れていきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問、教育長にいたします。

今の町長の答弁を学校のテストと思えば100点でしょうね、おそらく。私はそういったところを望んでいるんじゃないんですよ。実はですね、教育長おもしろいことを言われました。教育とは、国家100年の型であると、そうでしょう。もう中・長期、これからもずっと続くんだよという、いうならば日本人としてのですね、いろんな文化の伝承や歴史に基づいた残すべきはきちんと残して行って、そしてその既存のものさえも磨いていくというような精神は、これは基本的であり、当たり前のことです。そして最後に言われました、自分が選挙と申しますれば行かなければ罪悪感が残るような感じもするとも言われました。ですから、保護者の方はぜひ保護者としての背中を見せてあげてくださいと、子どもさん連れで。実際それはですね、私は教育に望むものでは、実はそれはあるんですね、そのことは、何でかと言うならば、それは学校の机上では教えられないことだからです。現場ですよ。現場主義ということです。ですから、現状の説明を、例えば、教育要領に基づいて、教科書に従って教育をするのであるならば、ある程度学校の、そうやって教員の免許を取った人はできるでしょう。私が望んでいるのはその次なんです。例えばですね、選挙に教育を持ってもらうためにはどういった説明が好ましいでしょうか。子ども達をその育てるために。そのときにですね、国の現状は今1千兆円からの借金大国になっているよ。1人当たり幾ら借金があることになるんだよとか。例えば、GDP比で、国民総生産費で200%以上になっているよとかですね、現実には即したことをその教育要領に引っ張られて現実を教えてないというのは、これは愚かな教育者だろうと僕は思うんです。ですから、最近よく考えさせる教育をもって国民を育てるということで、現場に行くんですね。山や野に出て、ですから米を作ったりしたりするときありますよね。それと一緒に現場に出ればその気温や香り、匂い、色、そういったものが本ではわからないようなものを肌で感じたりとか、自分の五感を使って、そしてそれで身につけていくということです。これが教育に求められると思うんです。100年の体型であると言われましたが、私は100年以上の体型であるというようなですね、そういった人を育ててもらいたいということで、過去にもピーター・ドラッカーが引用する逸話の中で、石切工の話というのがあります。これはですね、石切工3人に問い合わせたんです。あなたはその石切という仕事を何で今やっているのかと。私は石切工として優れた技術者であるから、だから私は

ここに呼ばれて技術者として働いているという人。じゃあBさん、あなたは。石切工というのが非常に給金がいいんだと。だから家計を助けるために、楽な仕事をするために私はきつい仕事でもやっているんだと。2つとも正解ですね。3番目の答えというのがですね、ピーター・ドラッカーが言うには、あなたCさん、あなたはなぜこの石切工の仕事をしているんですかという問いに対して、答えたのがですね、私は教会を建てていると答えたんです。要するに、石切工が主ではないと。何百年も建てるのに100年とかよくありますよね、海外では。かかったりするようなそういったものを建てるために私は石切工を今現在はやっているんだというような、これこそですね、もうそれこそずっと未来まで見ていることを言う人がCさんです。このCさんを育てて欲しいんですよ。Aさん、Bさんも間違いではないです。しかし、このCさんを育てることが私は教育の根幹ではないかなと。これをですね、実際そこに任にあたる方々がきちんと教えることができることによって社会的責任の重要性、国民の義務や権利というものをきちんと理解することによって国づくりやまちづくりが満たされていく。それが好ましいのではないかなと。私はそういうふうに思います。ですから、今のは私も本で読んだものを引用したものです。私もそれだけの大儀を持つものではありませんが、少なくとも今のこの国の状況を見て、じゃあそんな借金大国に誰がしたの、どこの政党がしたのと思うのはありますよ。ですから、そういったものをきちんと教えてやらなきゃ子どもたちはびんとこないでしょうね、言うならば。教育要領ですよ。はい、この教科書に沿って教えていきますというのでは、私は不足だと思うんです。ですから、教育長が教育長の部屋とっていろんなコラムをずっと書いておられます。ずっと目を通してみました。一周するならただの評論です。言うならば、教育長の評論です。ですから、教育長の評論とじゃあ何かに比べてみようかなと思ったときには、社説ですね。現代をいうなら評論する社説、私は大体2社読みますけれども、全国紙と地方紙のやっば違いは鮮明です。そういったところでですね、評論をじゃあ教育長はこういったお考えをお持ちなのだということのは非常に大切でしょう。しかしながら、その中で核心がですね、100年の体型と思えるようなものは見当たらないと私は思うんですね。ですから、今この選挙真っ只中の中で本当に義務教育が果たすべきもの、そしてよりよき国をつくるために教育が求められているものというのは、今教育長はきちんと答える義務があると思います。ですから、この点について再度質問いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 町のホームページに出させていただいております、もう20回ぐらいになったかと思っておりますけれども、新聞とか、あるいはテレビ・雑誌いろいろ見まして、私がいろいろそれを見て思ったこととかですね、あるいはこんな考え方もあるんですよというような、私も気づかなかったような取り組みや考え方、そういうものを少しでもご紹介してですね、より幅広い視点、観点を持っていただきたいと、そういう思いで子育てに生かしていただければなというそんな思いでやっているところでございます。先ほど学校ではいろいろ本当に指導要領に則ってですね、言うなら基礎的、基本的な部分を一生懸命教えるわけでございますけれども、問題はそれが地域として頭に入っても実際の日常生活とか、いろんな行動する場面で生きなければこれはもう単なる知識で終わってしまいます。これではいけないと私自身も思っております。その例として、税金といたしますか、国の

借金等々お話ございましたけれども、ああいうところはさらっとしか抑えてございませんもんですからですね、私自身はここで言うのもあれなんですけれども、社会科といいますか、私は過去よりも現代から逆に教えていったほうがですね、子どもたちにはもっともっと今の世の中をしっかりと見つけることができるのではないかなと思っております。1年間でこれだけ教えなさいということがきちっと決まっておりますけれども、段々時間がなくなりますとですね、近代、現代というのは段々スピードアップしまして、ただ読んで終わるとか、詳しい解説がないとかですね、そういうことで終わるようなケースも多々目にしておりますので、逆もいいのかないかなという気も私はしておりますけど、これはこれで学習指導要領等々で縛りがかかっておりまして、これを逸脱してはならないというようなことがありますので、これはこれで守っていかなければならない。これは公教育の大事なところでございますので、だから、別な部分でですね、私はそういう大きなもっと現代のそういったいろんな実情とか、見方、考え方を、そういった意味でですね、私が一つこれは国税庁からの提案で取り組んだ私の学校での取り組みは租税教育をやりました。租税教育。これは現実に税務署の係官等呼びいたしましたですね、もちろん国の借金の現状とかですね、税金の使い道とか、1人当たりこれだけ納めているんですよ。そのうちあなた方に1人当たり何十万かかっているんですよと、そういう詳しいお話がございましてですね、あとで生徒達の感想を読みますと、こんなに自分達のために税金が使われているのとは知らなかったと。もっと考えないかんとというようなですね。そういった生の知識も得てくれますとですね、それはそれなりに世の中をもう1回見つける上で子ども達の大きなあれになっているかなと思っております。力になるのではないかなと思っております。それから、体験、現場主義というお言葉もございましたけれど、確かにいろんな知識、やはり体験することで自分の身につくものであるかと思っております。教育長の部屋にも書いておりましたけど、本県出身の方がですね、名前は申し上げませんが、幼児のときに遊び尽くすとか、し尽くすことが大事なんだと。これが将来へ非常につながるんだという言葉を紹介したことございますけれども、そういった意味でもですね、やはり今実際に各学校でもそういった体験学習、これを重視しておりますけど、それをですね、やはりこれもよく言われるんですけども、体験は数あるんですけども、そこに学びがないと。単なる遊びと同じだというそんなご意見、厳しい指摘もはっきり言ってございます。そういった意味でですね、やはりその辺りもですね、この体験させるにはどんな意味があるのか。これがこの子の将来にどうつながっていくのかと、そういったことまでですね、ずっと体系的といいますか、系統的に考えた上でですね、本当に意味のある体験活動、そういったものもやっていかなければならないのかなと思っております。意は尽くしませんけれども、私自身やはり先ほどから申し上げますように、教育は今日やったから明日、あるいは来週結果が出るというものではございません。それなりの長い年月、時間がかかります。そして、それが本当にその子ども一人一人にとってうまく具現化できるかということですが、これもはっきり申し上げて保障はできないわけでございますので、私自身も教え子数千人、校長時代を含めると数万人になりますけれども、その子たちが一人一人どうなっているのかなと気にはなりますけれどもですね、まあ時々教え子なんか会ったとき、先生、誰々は今何々やっていますよぐらいの情報しかもちませんけれども、そんな中でそう社会に迷惑もかけずにですね、やっているのか

など思っているところです。

それからもう一つ申し上げたいことはですね、議員もご存知かと思いますが、県に家庭教育10カ条というのがございます。1条から第9条までが書いてありまして、第10条は各家庭で家庭の約束を決めてくださいというのがございまして、これは平成16年に県教育委員会、社会教育課が中心になって策定したものでございますけれども、私ちょうどこの現場におりまして、この策定委員の1人をお受けいたしまして、私自身は10条は多すぎるから五箇条の御誓文ではないけれども、5条ぐらいでいいんじゃないですかというような話もしたんですけれども、最終的には必要だからということで9条、そしてプラス1条は各家庭で作っていただきましょうということで、現在の家庭教育10カ条ができたわけでございますけれども、これは県のほうでは、県の社会教育、家庭教育の基本に据えていらっしゃいますので、こういったものですね、本町にも3つの約束、その他育ちのステップ等々ございますけれども、この県のこの10カ条も私は非常に中身はいいものがあるなど、われながら自負しておりますので、そういうものを含めながらですね、今後子ども達の教育に邁進してまいりたいなど思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 2回目の質問によって自分の持つ思いというものをカンニングペーパーなしで答えられたのは、それが本当の答えじゃないかなと、私思います。本当にですね、議論というものはやりとりの中から本心が出てくるものです。もちろん下書きは必要ですけども、最後の質問になりますけれども、今回の衆議院選、さてどんな結果になるでしょうかということですね。ですから、その結果というのは誰が当選とか、落選とかの話じゃないです。このどれだけの方々が選挙に行かれるでしょうか。それを踏まえたときに教育委員会がどういうふうにもその結果を捉えるかということですよ。それを低かったね、で終わらせるのか。これ今高い要素がないんですよ、あんまり。終わらせるのか。それでも自分の考えをもとに参加して、該当者なしと書くのか、それともAさんと書くのか、Bさんと書くのかですよ、結局。ですから、それを問題視するかせんかというものがですね、今後の教育にかかるということです。今まで話した議論というのは前段ですよ、あくまでも。その対応というのはもう結果が出るわけですから、日曜日には。それに対して子ども達を教育する、その先生達がどう教えることができるかなと、私は思うんですね。そういったところをきちんと教育委員会の中でも議論していただきたい。そして、それがまちづくりの、国づくりの根本になるんだよというふうな形の姿勢を取ってもらいたいんですよ。それまでいかないと今日の質問が無駄になるんです。ただ単にわあわあ永田が言うただけというしかならんですよ、本当に。ということで、今後の対応を結果としてどんどん右肩上がりに上がってるねという結果が出ていけばそれは教育の成果が出てるとみてもいいし、家庭教育もそのよくなったねと見てもいいでしょうけれども、もしもそれが前回よりもまだ下がっているとか、いろんなものがあるならば、やはり教育委員会の中でも取り上げるべき案件だと私は思います。最後に質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 最後に大変難しいご質問がございまして、選挙結果等々どうなるかわかりませんが、これは。それぞれが一生懸命やっていますので、何も申し上げることありませんけれども、現実的には日曜日、投票締め切って結果が出るわけがございまして、翌日の新聞等々にはその結果が第一面でどんと出るわけですね。もちろんいろんな解説もあるかと思えます。その際、考えますことはですね、確かにこれは非常に自分達の生活に直結する問題でございまして、本町では小・中学校、高校も含めてN I Eというのをですね、一生懸命取り組んでおります。これは新聞を教育にということですね、日々の新聞の中からもってきて、朝からですね、全児童・生徒に配って、これについて自分なりの思いとか、そういうことをやっております。そういった中で多分ですね、N I Eの取り組みの中で各学校この結果については取り組むのではないかなと推測をしております。教育委員会から絶対これをやりなさいというわけにはいきませんもんですから、それは各学校のご判断でございましてけれども、多分そういったことですね、子ども達がそういった選挙というものを身近に感じる一つの光になるのではないかなと、そういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時28分 散会



本 会 議

一 般 質 問



日程第 1 一般質問

午前 9 時 57 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

坂本典光君。

○11番 (坂本典光君) 皆さん、おはようございます。坂本典光が一般質問いたします。

一問目は、文化祭の活性化についてであります。あまりにも使い慣れた言葉であり、気にもしていなかったのですが、改めて文化の意味を辞書で調べてみました。英語ではカルチャーと、辞書には1、社会を構成する人々によって習得、共有、伝達される行動様式ないし生活様式の総体、言語習俗、道徳、宗教、主旨の制度などはその具体例と書いてありますがよくわかりません。

2番、世の中が開け進み生活が快適で便利になること、文明開化。うん、どうもぴんときません。

3番目、学問、芸術、宗教、道徳など主として精神的活動から生み出されたものと、まあ大体この3番目あたりが納得のいく説明だと思います。

次に、文化祭についてです。文化祭とは、これも英語でカルチャーフェスティバルであり、一般的には幼児、児童、生徒の日常生活による成果の発表などの目的で行われる学校行事のようでございます。学校によって学園祭、学校祭と呼ぶ場合もあるようで、小学校などの初等教育では学芸会、学習発表会と呼ぶ事が多いものの本には書いてあります。しかし、大津町の文化ホールで催される文化祭はこれとは違うようです。そうですね。社会人の文化祭というべきだと思います。11月3日は文化の日で国民の祝日になっておりますが、1946年11月3日に平和と文化を尊重する日本国憲法が公布されたことに由来するようです。皇居で文化勲章の授与式があり、文化にまつわるイベント、行事が各地で開催される日でもあります。この各地で開催されるのが大津町の文化祭と言えるようです。これから先は、教育長のほうで話されると思いますが、少し調べたことを触れますと、文化祭の、これ大津町の文化祭ですね。パンフレットに書いてあるように、主催者は大津町文化協会です。それに大津町と教育委員会が後援しています。では、文化協会はいつ頃できたのでしょうか。平成14年発行の大津町文化協会設立資料を読みますと、戦後間もない昭和24年に旧大津町の文化協会は設立されたとあります。これは先ほど述べましたように、1946年、すなわち昭和21年に公布された文化の日に構をして設立されたと推測できます。その文化協会は昭和31年の町村合併を機にしばら

く低迷が続きましたが、昭和38年に再結成され、今日にいたっているようです。

ここで大津町文化祭の目玉である義太夫について述べてみますと、日本の伝統芸能に歌舞伎、能楽などありますが、もう一つ浄瑠璃があるそうです。浄瑠璃とは、三味線を伴奏として太夫が物語りを語る語り物であり、語り口が女子的な力強さを持っているとされています。人形と結び付き、人形浄瑠璃となったそうです。江戸期に竹本義太夫が義太夫節を確立し、人間、人形浄瑠璃は芸術の域に足したそうです。文楽とは、現在、人形浄瑠璃を差す代名詞になっております。

大津町史を紐解きますと、江戸時代に文楽人形芝居が起り、明治初期に最も盛んであり、現在の大津町岩坂には、岩坂座があったと書かれています。その後、文楽人形芝居は衰え、岩坂座の人形、衣装はよその座に売られていきました。その後、買い取った座もなくなりましたが、清和村、今の山都町ですね、の大平地区の人たちが各地の人形の頭や衣装を買い集め、大小座と称して残してこられた。保存会を結成し、県下唯一の文楽人形芝居として県重要文化財に指定されているそうです。その中の頭や衣装には、岩坂のものが使われていると記されております。岩坂座、清和の文楽人形芝居、大津の義太夫会は関連があるわけです。

昭和62年12月発行の広報おおづまちに文化祭のことが乗っております。読み上げてみますと、11月3日の文化の日を中心に第15回大津町文化祭が町民総合センターで行われ、大勢の人で賑わいました。3日は、文化ホールで発表の部があり、詩吟や舞踊、民謡、ジャズダンスなど普段の練習の成果を発揮、会場から盛んな拍手を浴びていました。展示の部は、生け花、絵画、書道などを披露、見事な作品の数々に訪れた人も目を奪われていました。今年は15回目を迎えるにあたって、8日には文化ホールで町の義太夫グループ艶笑会と清和村の文楽人形保存会との合同文楽人形芝居が上演されました。鶴沢艶笑さんの三味線にあわせて、松野春野さんが語りを担当しました。絵本太閤記10段目、尼崎の段を清和村文楽保存会がテープにあわせて演じた後、合同で傾城阿波の鳴門子別れの段を披露しました。松野さんの80歳を超えたと思われぬ若々しい語りに会場からは盛んな拍手が送られました。語りを終えた松野さんは、30年ぶりの語りで心配していましたが、何とか無事終わりほっとしました。お客さんを泣かせるぐらいの情が入っていないとだめなんです。これからもまだ頑張りますと語っていました。目頭を押さえながら会場から出てきた主婦は、平川の天の神祭りによく見ていました。涙が出て止まりませんでしたと興奮が冷めない様子でしたと書かれています。世界が狭くなり、あまりアメリカで起こったことは言うに及ばず、ヨーロッパ、アフリカで起こったこともまるで日本で起こったことのように素早く伝えられています。それもハイビジョンの鮮明な画像で。そういう現実の中で、今を生きている我々からみれば、浪花節長で古い価値観のストーリーに感じるかもしれませんが、日本人の心の底にはときを超えた浪花節長の義理人情、勤勉さ、哀れみ、同情、完全懲悪、助け合いの精神が伝えられていると思います。このように、活気のある時期もあったわけです。そのころは西岡町長時代ですが、そのあと荒木町長も文化祭で義太夫だけは必ず見るようにしていると言われていました。

さて、今回の第42回大津町文化祭は11月1日土曜日と2日の日曜日、2日間、中央公民館文化ホールで開催されました。第56回熊本県芸術文化祭共催となっております。昨年都合で見に行けな

かったので、今回は2日間時間をかけて鑑賞させていただきました。写真は、以前から少し関心があり、いつも興味深く鑑賞させてもらっております。フィルム時代の展示物の展示用の写真は、ネガを福岡まで送って引き伸ばしていたということを聞いたことがあります。1枚2万円から5万円かかったとのことでした。上手な写真とはどうやって撮るんですかと、私尋ねたことがあるんですけども、技術はいろいろあるが、素人はポーズを撮らせて念入りに撮るが、専門家は瞬間を狙うから、とにかくバチバチ数多く撮ることだ。100枚も撮れば1枚くらいよいものがあると教えてくれましたが、当時のフィルムは35ミリの36枚撮りです。100枚撮るには3本必要です。そこからいいものを1、2本抜き出し残りはボツですから、何かもったいないような気がします。カメラがあつという間にデジタルに変わっていきました。1枚のカードで3千枚も4千枚も撮れるようになりました。写真家にとってはよい時代になったと思います。もちろん今では画像処理もフォトショップあたりを使って自分で編集するそうです。そして、自分のプリンターで作品をプリントアウトするとの会場説明者の話でした。そういえば瞬間を狙った写真に混じって色彩処理、例えば、赤とか青とかを強調したデジタル調の作品もあったように感じました。写真が変化しているのに比べて書道は伝統に則っているようです。絵画では、長谷中和江さんの印象派風の作品に感動しました。それから、圧巻は皆様ご存じの高見大地君の和太鼓です。多分彼は今が絶頂期ではないでしょうか。若さ、力強さ、迫力、リズム感すべて揃っているような気がします。特に迫力では、剣豪宮本武蔵を彷彿させるような殺気さえ覚えます。大津町の宝というより日本の宝でしょう。このように素晴らしい作品展示やステージがあるにもかかわらず、人手が少なく、全体として盛り上がってないんですね。以前はもっと人が多かったと思います。皆さんはどこへ行ってしまったのでしょうか。ほかの催しに人を取られてしまったのでしょうか。トータルとしてみますと、展示物が代わり映えしない、例年ある菊の花の展示がなかった。いつも期待して見ているステージが例年ほどの元気がなかったように感じました。

ここで今回の文化祭を開催するにあたって、大津町文化協会会長である歌岡鈴子さんの挨拶文を紹介したいと思います。菊の香る文化の秋、皆様方のご支援を受けて大津町文化協会第42回文化祭を催すにあたり、会員一同厚く感謝申し上げます。昭和48年に誕生した現在の大津町文化協会は先輩諸氏の文化に対する熱い思いを継承しながら、会員の緩みない努力の積み重ねと、大津町役場及び地域住民の皆様のご理解とご支援をいただき、本年も文化祭が開催できますことを大変うれしく思っております。高齢化に伴い、会員や加入団体の減少など文化協会の活動も課題に直面しています。後継者の育成や活動に創意工夫を凝らして、文化協会の活性を図りながら、会員や加入団体の増加に努め、地域文化の振興に少しでも貢献していく所存です。皆様方には今後とも変わらぬご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。このように文化協会の会長さんも何とか活性化したいと念じておられます。文化祭の主催者は文化協会であり、その協会の活力に陰りがあることを心配しおられる。大津町は新しい都市として発展しており、人口も増加しております。しかし、古きよき時代の文化を支え、組織を動かしてきた一つのグループは地元商店街の方々だったのかもしれませんが。その地元商店街の衰退が少しは影響しているのかもしれませんが。また、健康志向で年配者はグラウンドゴルフをする人が増えております。文化活動より健康管理により熱心ではないかとさえ考えてしまいます。

若い人たちは共働きで忙しく、文化活動に費やす時間がない状況です。60歳で定年になっても将来の不安から働かざるを得ない人が増えております。結果、文化活動の時間がないということも言えるかもしれません。文化祭の活性化と文化協会の活性は必ずしもイコールではありませんが、ここは人材と組織力を持つ役場、教育委員会の出番ではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） おはようございます。坂本議員の文化祭の活性化についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、大津町文化祭は大津町及び大津町教育委員会が後援を行い、大津町文化協会の主催で毎年文化の日に近い土曜日と日曜日を利用して開催をいたしております。絵画や書などの展示の部については、土日の2日間、日舞などの舞台発表や茶道の実演は日曜日に開催しております。ところで、大津町文化協会は荒木源二氏を初代会長に発足し、その後牧島貞三氏、吉村昌之氏、武田征伍氏、中野敏郎氏が文化協会会長として活躍され、平成25年4月に歌岡鈴子さんが会長に就任され、現在に至っております。この文化協会には、現在、日舞5団体、吟詠1団体、華道1団体、書道1団体、邦楽3団体、工芸2団体、絵画1団体、写真1団体、そして洋舞2団体の計17団体、総計の156名で構成され、それぞれの分野で活躍をされております。文化祭の開催に向けては、役員、各団体代表者を事前に4回開催し、発表内容の充実、会員の参加と各団体間の連携、後継者の育成などについて協議を行っており、文化祭では中学生が梅の造花づくりで学習した作品を多数展示したり、大津中学校や大津北中学校の吹奏楽部など町内の文化団体に出演を依頼し、技術の向上や文化祭への関心を高めるような努力をいたしております。しかしながら、昨年から今年にかけて、華道、茶道、それぞれ1団体が指導者の高齢化と体調不良によりこの協会を脱退されており、会員の高齢化と後継者育成は大変大きな問題となっております。このような状況でございますので、展示物が代わり映えしない、あるいはステージが例年ほど元気がなかったというのは議員ご指摘のとおりであろうかと存じます。なお、菊の花の展示がなかったというご指摘でございますが、菊の展示については、大津菊友会に依頼し、例年展示をお願いしていましたが、今年は長雨で菊の成長が遅く展示ができていなかったと聞いております。観客も少なく、全体的に盛り上がりには欠けた文化祭だったというのは否めませんが、では、今後どのようにすればよいのかというと、これはなかなか難しい問題でございます。一つの考え方ですが、大津町では、町文化祭のほかに公民館などを利用している文化団体の発表会である大津町カルチャーフェスティバルや大津町子どもフェスティバルがそれぞれ1月と12月に開催をされております。いずれも教育委員会主催で行っておりますが、こちらのほうも観客が少なかったり、あるいは出演団体が少ないというような問題を抱えております。そこで、町文化祭と町カルチャーフェスティバル、そして町子どもフェスティバルの3つを合同で開催できないものかと考えておる次第でございます。今後、町文化協会と関係団体との協議が必要ですが、ぜひともそのような方向で開催できますよう努力をしてまいりたいと存じております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 今文化協会だけではなくほかの団体とも一緒に連絡をとってやっていきたいというようなことだったと思いますが、これはその話し合いになるということでしょうから、これからのことですが、ぜひともですね、それはその実現させていただいてですね、活気のある文化祭にしていってもらったらいいなと思うわけです。私ですね、近隣市町も見てみたいと思ひまして文化の香り高い菊池市の今年度の文化祭の様子をのぞいてみました。菊池市では、文化協会主催であるのは大津町と同じです。しかし会場は、旧菊池市、旧泗水町、旧七城町、旧旭志村と4会場で行われております。合併してまた統一されていないのかと感じている人もいると思いますが、それぞれに競い合っているようでした。展示物は生け花、書道、絵画、写真などの定番ではありましたが、場所によっては着物の着付け、陶芸、編み物、短歌、俳句、肥後狂句などがありました。教育委員会あるいは文化協会のほうでいろいろな地域の文化祭の内容を調べられてより方向に持っていったらいいと思うんですけども、そのいろいろな地域の文化祭のことをちょっと調べてみられませんか。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） ただいま議員のほうから菊池市の様子お伺いしまして、4会場で行われているということでそれぞれで競い合っているというところで一つの活性化の方向もあるのかなと思っておりますが、まあ大津町の場合は1カ所で集中的に行うというようなところでございます。そういうようなことで、他市町の文化祭のやり方、あるいは現状等もですね、情報を収集しながら参考になるところは取り入れていければなど、そんな気持ちでおります。せっかくの機会ですので、幾つかご紹介いたしますけれども、先日は文化ホールを借りまして、町内の小学校6年生全員集まりましてですね、伝統芸能の鑑賞会を行いました。文化意識を高める、伝統文化への意識を高めるということでですね。内容は、菊池市の狂言みのる会にお願いをして、狂言の鑑賞を行いました。子ども達の感想文がたくさん寄せられましたけれども、非常にやはり子ども達いい機会だったと。昔の言葉がいっぱい出てきたけれども、ずっと演技の内容を見ているとよくわかりましたと。そんな感想がたくさん出ておりましたですね、この子ども達が将来の大津のそういった伝統文化、これを受け継いでですね、こういった文化祭の活性化にもですね、いろいろ力を貸してくれるのではないかなと思っております。やり方としてはほかにもいろんなコラボレーションですね、いろんなのを組み合わせる。あるいは地域別とか、あるいはその年代別とかですね、いろんな工夫をしながらですね、活性化の方向へ持っていければなど、そんな思いでいっぱいでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 2問目に入ります。

関東、関西県人会の発足についてとなっておりますが、そのちょっと誤解を招きやすい表現だと後で気づきましたもので、これは大津町における各県人会の発足についてというふうに訂正したいと思います。これは私が考えるまちづくりの一旦なんですけども、行政から見れば少しかけ離れているように聞こえるかもしれません。しかし発想はいろいろあるということ聞いていただきたいと思ひます。ある学校の校歌に、「天地万象皆わが師 進まん理想の目標に」というフレーズがあります。天

地万象とは、新羅万象のことであり、内に存在するすべてのもの、山、川やそこに生きる万物です。水の流れも、山の木々も、犬や猫も、いわんや人々すべて男も女も、知識がある人もない人もとにかくすべてのものです。それらすべてのものが自分の先生であるという教えです。すべてのものから学び取れということでしょう。学ぶためには自分が謙虚になることも必要でしょう。このような考え方をすれば人を差別することもなかろうし、自分の偏った思い込み、狭い考えで人をけなしたりすることもありません。私は東京に10年ほど住んでおりましたが、東京には全国から多くの人々が集まってきます。当然、その人たちの出身地により県民性が感じられます。話し方も違うし、イントネーション、アクセントも違います。この地域性、県民性の違い、考え方の違いを感じ取っていた一人です。

今大津町の人口は3万3千700人です。私が議員になった当時は2万7千500人ほどだったかと思います。大きく発展する大津町を肌で感じられるのはうれしい限りです。現在の町民の半数以上は町外からの転入者ではないかと思います。熊本県では珍しく都市型の町として変化しているようです。町政に携わる人たちも意識を変えていくべきだと思います。熊本だけの、大津だけのもの見方ではなく、いろいろな視点、観点から考える事が大事だと思います。県外の人と接することは自分の視野を広げます。先ほど述べましたように、大津町には多くの県外者がいらっしやいます。見方によっては宝ではありませんか。町長はじめ執行部の方は企業連絡協議会というものがあります。大阪出身ですか、大津に大阪県人会をつくってみませんかとか、声を掛けてみる。いろいろ返事があつたら広報紙で呼び掛けてみましょうとか突っ込んでみる。そういう軽い感じでやってみたらいかがでしょうか。一つでもできたらいいではありませんか。そこの県人会から学ぶものがあるかもしれません。同じ県民で意気投合したら会員同士の連携が深まり、子ども達を預かったり、預けられたり、子育てに役立つかもしれません。その方々を通して町もさまざまな情報、考え方を収集することができます。人材発掘もできます。職員、町民の視野も広がります。まずは声掛けをしてみたらいかがでしょうか。やってみませんか。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。坂本議員の大津町、町外からのお住まいの皆さんについての町への提言等をいただいて、まちづくりに活性化をしてはいかがかというご質問でございますけれども、議員おっしゃるように、大津町にも企業連絡協議会、あるいはあけぼの会というのがあります。その協議会、あけぼの会は毎月あっておりますけれども、企業連絡会も年2、3回、町との懇談会をしながら意見交換会をやっておるところでもあります。また、町民の皆さん関連等における意見とか、交換会というような形で健康検診センターや子育て支援センター等においての子育てと健康についてのご意見を伺っておるというような状況でございます。もちろんそういう中、別にそういうグループをつくってはどうかというような形になると、大津町の地産地消、農食関係の振興を図るためにやっぱり何かを今商工会や農協にお願いしております。また農家の個人的な経営の中で進められておりますけれども、町内のそういう方に呼び掛けるというような形になると肥後おおづ観光協会の方にお願いしながら、そちらのほうから住民の皆さんに呼び掛けていただくような事業推進というか、



町の発展につながるような意見、イベント関係の発展につながっていければなというような思いもしております。また町の意見等生かすためには、今ふるさと納税関係で多くの皆さんが大津町に納税寄附をしていただいております。もちろんそういう方々は津町にあまり関係ないと思うか、ホームページ関連等で津町を知って大変津町に好感を持っておられる方々というふうに思いますので、そういう方々についてお礼を兼ねたところでの津町に対するアンケート調査関連等についてまちづくり生かしていければなというようなことを今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 津町における県外出身者の状況等についてご説明申し上げます。

議員がおっしゃられるように、津町には多くの誘致企業があり、企業連絡協議会に加盟している企業は3月時点で67社、7千684人が働いておられます。この内、何人の方が津町にお住まいなのか申し訳ございませんが、具体的な数字は把握していませんので、確かなことは申し上げられませんが、2割から3割程度ではないかと推計しているところでございます。また、津町にお住まいの方で県外から来られた方については、昨年1年間の転入状況を見てみますと、北は北海道から南は沖縄まで県外からの転入者は872人おられ、うち関東出身者が140人、関西出身者が58人、熊本県以外の九州各県から244人となっております。また、県内からは1千219人が転入されているというような状況でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） お答えをいたします。

特にこの津町への転入者の方で保育所等への入所を希望される場合には、住民課で転入届をされた際に、子育て支援課へ立ち寄られ、入所申し込みの説明を受けて帰られる方もたくさんいらっしゃいます。ご指摘のように、町外から来られた方でまわりに親戚がいない方もおられ、突発的に保育園の送迎や一時的な預かり等で手助けを必要とされる方もいらっしゃいます。特に県外からの転入の方には、周りに親戚もなく、知り合いもなく、どこに尋ねてよいかわからないと、そういうことで役場に電話で尋ねてこられる方もいらっしゃるようでございます。町では、情報提供の手段といたしましてホームページにさまざまな情報を提供しているところでございます。特に津町地域子育て支援事業としてNPO法人に委託しております子育て支援センターでは、乳幼児の子育て、家庭の交流の場の提供、それから相談や援助、情報提供、講演会の開催、あるいはサークル等への支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っております。また、美咲野中央公園の広場にありますアポリでは、乳幼児を持つ親子が気軽に集える場を提供し、子育ての中の親同士でおしゃべりを楽しんでもらい、子育ての負担感あるいは不安の解消を図っているところでございます。これらの活用で親同士が知り合いになり、その後も交流が活発に行われている、そういう方もおられるようでございます。その他ですね、急な残業で保育園に迎えに行けないとか、あるいは病気等ですね、子どもの世話ができない、あるいは急な仕事が休みの日に入った、用事ができたときさまざまな場面ですね、子育て支援センター内のサポート事業、これをご利用いただいているところでございます。その他にもですね、病

後の児童の施設ひだまりでは、お子様、病後のお子様をお預かりをいたしております。幾つかの子育てに関する事業を申し上げましたが、これからもですね、子育て支援サービスの情報発信に努めまして、町外出身の保護者の方々の困り感、これをですね、少しでも軽減できるようにしてまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 3問目に入ります。

人づくりの視点から申しますと、荒木町長は人づくりには熱意があったと思います。高等学校の教師として国体でハンドボールを何回も優勝に導いた名将でありました。その関係もあり、若い頃から全国を周り、いろんなことに精通されておりました。よく大津大好き人間をつくろうと言われておりました。その荒木町長時代に議会の常任委員会の行政視察には、議会事務局関係者を除いて町の職員2人が同行されておりました。それが大村町長のときに1人になりました。そして今年は0でした。どうしてか、委員会からの同行の要請がなかったのか、質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 職員の研修関連等についてでございますけども、一般的にはまた担当のほうから説明させていただきますけども、議会の常任委員会の研修の職員の参加については、今年度につきましては、職員参加については各常任委員会からの正式な参加要請もあっておりませんし、また、自主的に参加する職員もおりませんでしたので、本年については議会事務局の随員職員を除いて職員の参加はありませんでしたが、今後につきましても、議会や各常任委員会の方針にあわせた対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問の中で、まず今年度の11月末日現在の行政視察研修の実施と職員の参加状況についてご説明をさせていただきます。

研修の種別といたしましては、職員が独自で企画して実施したものから、各種協議会や委員会等が実施いたしました研修に担当職員が参加したケースなどさまざまでございますので、その内訳といたしましては、まず職員の自己申告研修制度を利用しましての行政視察が7件あります。参加者が8人でございます。主な研修分野につきましては、観光事業、畜産、文化財保護、男女共同参画、体育施設管理などでございます。また職員が自ら担当する業務に関連しまして各課等で独自に研修に行ったものが8件、14人で、その主なものにつきましては、防災、福祉、再生可能エネルギー関連事業などでございます。次に県や菊池圏域の市町などの職員で構成します各行政分野の事務協議会等が実施いたしました研修が10件ありまして15人の参加となっております。このほか、町の各種行政委員会や協議会等が実施いたしました行政視察研修に担当職員が随員しました研修などが15件ありまして23人が参加いたしております。このように、職員研修のうち、行政視察を伴う研修に参加した職員はあわせて40件の延べ60人となっている状況でございますが、先ほど町長答弁ございましたように、行政視察研修につきましては、職員育成に有効な手段でございますので、議員がおっしゃって

おられます幅広い知識と視野の広さを持った大津大好き職員を育てていくためにも効果的に実施していく必要があるというふうに思っております。なお、研修先の選定など、その研修計画にあたりましては、今後町が進むべき方向で、参考になる取り組みや課題を持っていることを見極めた上で視察研修を行うことが必要であると考えておりますので、最小限の研修費用で最大の研修効果を出すことを常に心がけながら、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議会常任委員会の行政視察研修への職員参加の件でございますが、昨年度までは随行の議会事務局職員とは別に職員の研修費用を予算計上しておりまして、各常任委員会ごとに部課長クラスの幹部職員が1名ずつ参加しておりました。今年度につきましては、町長答弁ございましたように、各常任委員会の要請によるとされたところでありまして、この予算は計上されておらず、職員が参加する場合には、職員の自己申告研修制度の予算を活用しての対応という形になっております。結果的には、職員の参加がなかったわけでございますが、今後につきましては、議会や各常任委員会の方針を踏まえた上で予算計上も含めて職員の研修参加について対応していきたいと考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） ご質問にお答えをいたします。

まちづくりは人づくりからとよく言われます。先進地や先進校の視察研修は、議員ご指摘のように、町の発展、また教育力の向上のための効果的な手段であると思います。教育委員会としても教育理念である、夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践のため、本年度は学校教育の中では、特に確かな学力の育成、特色ある取り組み、学校改革の推進を掲げており、その具現化のため先進的な取り組みを行っている学校等を分野ごとに計画的に視察研修を実施しております。

ここで幾つか紹介をいたしますと、校長、教頭、それから教務主任と生徒指導主事、中堅教員と教育実践発表者、これらそれぞれの視察研修に教育委員会事務局職員2名が同行し、職員としての実践的指導力や確かな学力の定着に向けた事業改善の手法を学び、町内の教育行政の活性化につなげているところでございます。

次に、文教厚生常任委員会の行政視察研修への職員の参加の件につきましては、先ほど町長並びに総務部長の答弁のとおりでございます。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 今お話は聞きましたけども、私たちはわからないところで職員の皆さんが研修されているということ、私はうれしく思っております。以前ですね、大村町長は日本一のまちづくりというふうなことを言われておりましたけども、そのときもまずは行政からとかいうようなことを言われたと思います。今大津町はその伸びている状況ですから、今が攻めるときではないかと。日本一とはいかなくても、県下一の職員目指して頑張っていってもらいたいと、私は思う次第でございます。

それからですね、委員会の行政調査ですが、企画立案する行政の方からも参加すれば、その効果は倍増するわけでありまして。調査内容を共有することもできます。委員会から同行依頼を今の時期に意

思表示すれば来年は参加するつもりはあるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 再質問にお答えいたします。

議会からのご要請があれば考えていきたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。10時55分から再開いたします。

午前10時44分 休憩

△

午前10時55分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

松田純子さん。

○4番（松田純子さん） おはようございます。4番議員松田純子が通告に従いまして一般質問をいたします。

まずはじめに、男女共同参画事業についてお伺いします。平成11年12月23日男女共同参画基本法が法律第160号として施行されました。男女共同参画基本法、この第1章総則の中の政策等の立案及び決定への共同参画という章の第5条に、男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、国もしくは地方公共団体における政策または民間団体における方針の立案及び決定に協働して参画する機会を確保されることを旨として行わなければならないというのがあります。また地方公共団体の責務として、第9条には地方公共団体は基本理念に則り、男女共同参画社会の形成と促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとあります。

大津町では、平成2年男女参画基本法が施行される前に婦人問題懇話会が設置され、意識調査をされました。平成3年には第1回提言が発せられました。平成4年提言に基づき総務課に女性行政係が置かれ、婦人問題懇話会が女性行政懇話会となりました。平成6年には第2次懇話会提言、その後平成24年までに8回の提言がなされました。平成3年には男女共同参画推進プランの計画改定がありました。この改定において、基本目標については改定後も引き続き課題と位置付けています。改定されたプランのポイントは、少子高齢化に向けて仕事と家庭の両立について理解を深めること。女性の登用率向上、共に輝き共に生きるために男性も女性も自分の意思で選択、決定した自己実現を目指すこと。男女のキャリアを生かした地域社会への参画とあります。このとき、重点項目としてすべての会議に女性ゼロ解消と各種委員会への女性枠の提案、女性登用率の促進を図るとあります。施策及び事業として女性ゼロ会議の消滅、女性枠の制度の導入、リーダーの育成、懇話会の提言の実践、男女共同参画行政の総括的かつ効果的な施策の推進を図るとあります。情報提供や拠点の配備、それも課題として挙げられています。推進のための体制づくりとして近隣市町村とのネットワーク、国・県関係機関への要望、懇話会からの調査や提言、企業団体、女性グループからの提案、それらの情報を推進委員会が総合的比較調整を行うとあります。また、平成23年2月に町民と行政が連携・共同して大津町男女共同参画都市を宣言しました。そして3月、これまでの成果を引き継ぎながらより実効性

のある本行動計画を策定されました。計画の一つに各種審議会への女性登用率を27年度までに30%という目標が設定されました。登用率は計画スタート時は19.5%でしたが、しかしながら22年度では17.3%と低迷し、26年度は16.9%と低迷の一途を辿っています。これらの目標を達成するために何をしてきたのでしょうか。一つには、男女共同参画懇話会の設置があります。男女共同参画懇話会は、委員が15名で構成されまして調査・研究を行い、よりよい男女共同参画社会を形成するために8次に渡る提言をしてきました。提言の一つには、大津町男女共同参画に関する条例の設置、提言2に男女共同参画社会実現のための拠点づくり、提言3に政策、方針の決定の場、委員会、審議会への女性参画の促進及び女性登用率30%の実現、役場内での女性管理職登用の推進、提言4、男女が共に人権を尊重し、配偶者からの暴力、ストーカー行為を容認しない社会の実現とあります。そして男女共同参画における意識調査が度々行われていますが、結果について驚くほどの変化は見られていません。懇話会は何をしているか。現在の懇話会はどういった内容なんだろうか。それは調査内容の検討、拠点施設の研究、そして行動する懇話会と称して男女共同参画社会の必要性・重要性を啓発する活動をしています。啓発する活動とは、男女共同参画社会を形成するために懇話会メンバーがエプロンシアターと称して学童保育や施設に講演をしています。エプロンシアターとは、一人のメンバーがエプロン姿で登場し、エプロンにストーリーにあった小物や人物を配します。他のメンバーがストーリーを読み上げながら動かすというものです。中には家族編というのがありますが、家族みんなが一人の要介護者を介護していく様子を見せます。普通介護はその家の主婦という暗黙の決め事があるような家庭が多いと思われそうですが、このストーリーは夫も子どもも介護に携わり、家族全員で介護し、誰もが幸せに生活する様子を表しています。また、子ども編に至っては、子ども同士男女の区別なく生活し、学習する様子を表しています。ほかにもストーリーはありますが、講演先の状況にあわせたものを準備します。このエプロンシアターは大変有意義なものであると思います。しかし如何せん講演先が学童保育や老人施設であることから、考えると啓発事業というよりも慰問の状態に等しく思えます。できれば女性を多く集めた場所、企業とかPTAなどにすべきであると思います。男女共同参画の事業は懇話会だけがする事業ではないと思います。この事業は町全体ですべきものではないでしょうか。毎年度懇話会継続のための予算の計上があり、予算の執行がなされています。本年度は福祉まつりの参加の予算が上乘せされましたが、どんな効果があったのかと考えて見ますと、福祉まつりにおいてのアンケート調査は有意義でしたが、男女共同参画社会懇話会の存在を知らしめただけであるように思います。

そこで、男女共同参画懇話会の予算計上はこれで適切なんでしょうか。もっと啓発事業を活発にする行動の計画、計画を行動に移す予算を考えるべきではないでしょうか。二つ目に、懇話会及び推進係だけの活動で成果を達成できると考えておられるのでしょうか。町の行政が協力すべき問題ではないでしょうか。第5次大津町振興総合計画後期基本計画の計画期間は平成23年度から27年度となっております。本来ならば27年度が達成すべき年度と考えておりましたが、昨日同僚議員からの質問に対して、2年延長の考えがあるとしてもこのままの体制で成果を上げることができませんか。この2点、懇話会の予算は適切か。このままの体制で成果が挙げることができるのかをお聞きしたい

と思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 松田議員の男女共同参画事業についてのご質問でございます。議員のおっしゃるように、大津町の男女共同参画推進懇話会の皆さんは、今男性7名、女性8名の15名で予算につきましては、年6回の会議と2回の研修時の報酬や費用弁償が主なものとなっております。これまで男女共同参画懇話会では、活動する懇話会として、議員が今お話されたような行動活動を行っておりますし、これからも子どもから高齢者を対象に活発に出前講座等を行い、住民の意識改革を推進されていかれるものと思っております。懇話会にいただきました提言を参考に、町全体で男女共同参画の視点からまちづくりの発展を行うと共に、町の上位計画であります第5次大津町振興総合計画後期計画が来年度終了することにあわせて、男女共同参画推進プランを見直し、新しいプランを策定いたします。その準備として今年度は町民意識調査を行い、その調査結果や男女共同参画推進懇話会からの提言を尊重しながら新しい計画を策定し、さらに男女共同参画の推進に努めてまいりたいと思いません。現状等については所管部長より説明をいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 男女共同参画推進の現状について申し上げます。男女共同参画推進の事業で、男女共同参画推進懇話会のこれまでの活動の中で、議員もおっしゃいましたように、各委員会、審議会への女性登用の促進のため、平成24年4月と25年3月に役場の各課を回り推進依頼をされている状況でございます。男女共同参画推進懇話会の地道な活動で目標設定の対象である審議会等における女性委員の登用状況も目標数値30%には達していないものの徐々に上がってきており、成果は少しずつ現れていると思われまます。また、セミナーのOBの方たちを中心に男女共同参画社会の実現に向けまして、異世代間の意見交換の場としてきらめき会を発足いたしております。平成26年2月から月1回中央公園できらめきカフェを開催し、女性の視点から見た固定的役割分担意識、慣習などについて自由に語り合っておられます。男女共同参画まちづくりの一貫といたしまして、今後きらめき会主催の講座や授業をサポートしたいと考えております。今年度におきましては、新たに学童保育や高校への啓発、10月に開催されました福祉まつりにおきましての野だてという伝統文化を通じ、多くの方へ男女共同参画推進懇話会の活発な活動を知っていただいたというふうに思います。それから12月6日に開催いたしました、大津町人権を考える人と人の集いでは、初めての試みとしまして、熊本県立大津高校生徒会の皆さんが制作されました、男女共同参画啓発DVDの上映をいたしております。これから社会に出ていく若い世代の皆さんへの啓発を進めていくことも男女共同参画社会の実現に向けまして、将来的に大きな効果をもたらすのではないかと考えておるところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 来年度に関してどのような新しいプランとかあるんでしょうか。ひらめき会のことも存じておりますが、それは一部であって、そのひらめき会も今の現状はご存知でしょうか。段々と衰退しているというか、参加する人数が減ってきているような状況なんですけれども、そういったことご存知でしょうか。きらめき会以外にもその他何かプランがあったら教えていただきたいと

思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問のきらめき会開催の状況ということで、参加者につきましても、ちょっとこう変化があってきているという状況のお話でございますけども、これから先ですね、いろいろなこう先ほど町長のほうから今後調査を進めながら、それを今後の男女共同参画社会の啓発の推進等につなげていくというふうなこともございまして、現状のやはりそういった状況につきましても、どのようなこう参加者につきましてものそういった原因があるのかというようなことも含めて調査をしていかなければならないというふうに思っております。また、それに応じまして、やはりどのような啓発推進に向けて対応していったがよろしいのか十分こうその調査の内容踏まえまして、検討いたしまして、今後それぞれの方が男女共同参画推進の意識啓発につながるようなそういった機会をさらにこう工夫しながら設けていかなければならないと思っておりますので、いずれにしましてもそういった分析を十分に行って推進啓発につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 質問の2に移ります。

次に、嘱託員の女性登用についての質問です。1の質問に続きますが、第5次大津町振興総合計画後期基本計画において、成果目標として嘱託員の配置を3人としておりますが、現在ゼロです。嘱託員は区長さんが兼ねている場合が多いので、現実社会においては嘱託員さんが区長さんとして認識されていきますので、嘱託員イコール区長さんとして説明をさせていただきます。

何人かの区長さんになぜ女性の区長が出ないのか。または出せないのかと聞いてみました。地域の中では、女性の区長の言うことなんか聞けないという方がおられたり、農業を中心の地域では女性ではやりにくいなど理由を言われます。確かに、区長さんは地域の代表であるから、今までの慣習で女性区長を出せないというのであれば、それこそが啓発の必要があると思います。農業中心地区であれば、女性の農業委員さんがおられます。女性区長を出してもらい、共同して対応してもらうこともできるのではないのでしょうか。また、区長の仕事は本人だけが頑張ることではなく、地域の力が支えていくと思います。私も区長をしておりましたが、地域の方々に支えられたり、役場の総務課の方に教えてもらったり、総務課だけではなく、各課の方々にお世話になりながら嘱託員、区長としての仕事をしてきました。仕事の内容は男性にしかできないものということでもなく、女性がやりにくいということもなく、どちらかという私にとってはやりがいのある仕事であったと思います。このやりがいのある仕事をしてみたいという思う気持ちには男女の差はないと思います。でも慣習の問題があってもやれないということであれば、その慣習の打破は必要ではないかと思えます。

そこで質問の一つ目に、女性の嘱託員登用について目標達成できないのはなぜでしょうか。女性推薦について総務課は区長会などでどのように進めてきたのでしょうか。また二つ目に、登用が難しい理由について調査し、現状を見つめることは必要ではありませんか。例えば、病気をするとしますと、症状が出る原因を追及しないと病気は治すことはできません。それと同じで、できない理由の追及は必要だと思います。せっかく総合計画に成果目標を挙げているのであれば各課協力して成果目標達成

に努力してもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 嘱託員の関連についてのご質問でございますけれども、現在、行政嘱託員は62名いらっしゃいますけれども、議員が辞められた後、行政嘱託員には男性ばかりというような状況になっております。もちろん条例に基づきまして自治会の推薦というような方法をお願いをしているところでもございますが、町としましては女性の嘱託員が誕生していただくこと、男女共同参画推進の観点からも非常に好ましいとは思っております。しかし、現状では役員選出は自治会で決定されており、町としてもお願いするしか方法はないような状況でございます。しかし、各地区の組長さんや各種団体等で多くの女性の方が活躍されておられます。今後につきましても、地域の方への女性区長誕生への意識の改革を済んではおるかと思っておりますけれども、まだまだ女性自ら区長というような仕事に対して控えめなところもあるのではないかなというふうに思っておりますけれども、町としましては地域のリーダー育成に努めてまいりながら、女性の登用を期待しておりますところでもあります。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） まず現在の天津町の現状といたしましては、残念ながら女性の行政嘱託員さんは、町長答弁ございましたように、いらっしゃらない状況でございます。しかしそのような中でも各地区のさまざまな団体におきまして多くの女性の方が活躍されている状況でございます。現在、組長、行政協力員さんは全体で556名、そのうち女性が123名、22.12%いらっしゃいます。また民生委員・児童委員さんは全体で56名、そのうち女性が30名、53.5%いらっしゃる状況でございます。また地域福祉で活躍されておられます地域福祉推進委員さんは全体で75名、その内女性が51名、68%という状況でございます。登用ができない理由につきましてはさまざまな理由があるかと思っておりますので、今後嘱託員さんのそういった面でのアンケート調査を実施したいと思っております。女性嘱託員の登用につきましては、各地域の課題の把握に努め、これからも引き続きお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 平成3年3月に発せられました条例第4号天津町行政嘱託員設置条例の中で、委嘱の項で第2条嘱託員は地域内の住民が推薦した者の中から町長が委嘱するとあります。中を略しまして、町長は当該区域の住民に対し、さらにその他の者を推薦するよう依頼することができるかとあります。この条文に照らし合わせますと、お願いするだけじゃなくてももう少し厳しくそのどこどこ、どこからどこまでの地区は女性の区長さんを出してくださいといったちょっと厳し目の依頼というようなことはできないのでしょうか。もしそういうことがあるとすれば、区長さんの中には、お上から言われれば出さざるを得ないなと考えるという方もおられるように話は聞きます。そういったことをお考えになる余裕はありますか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 再質問にお答えいたします。

ただいま行政嘱託員設置条例等にもそれぞれの規定等もございますし、また議員おっしゃられました



たように、現在行政嘱託員さんの中にも女性がいらっしゃらないということで、今後区長会等もごさいますのでそういった面も含めまして女性登用の面にもおきましてお願いをしてみたいというふうに思います。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） もう一つ、最後の質問になります。各地区に女性担当員、まあこれは仮称なんですけれども、女性審議員とか、嘱託員など、女性を推薦する委員の配置をしてはどうかという質問をいたします。嘱託員や審議委員会の登用はなかなか思うようにいかないのは理解できます。やってみたい、してみたいという女性はなかなか見つける事ができません。先ほど町長が言われましたように、控えめなところがあると。私は区長をしましたので控えめなところがないのかなと思ったりもしますが、そういった方々を見つけること。それは人材バンクもありますので、人材バンクの活用ということはあるんですけれども、人材バンクも利用効率はよくないようです。人を集めることは難しいです。広報で公募しても集まりません。しかし、地域には優れた人材はたくさんおられます。先ほど女性のいろいろな役職についておられる方が半数おられました。お話を聞きますと。民生委員さんも53.3%ですし、いろいろな組長とかいろんな役職の中に22%の女性の方がおられるし、そういったことをいいますと、たくさんおられるんですね。そういうふうな役職をやれそうな優秀な人材、そういう方々をもっと高い位置に押し上げていく。そういう優れた人材を発掘するには、やっぱり女性の目が必要ではないかと思えます。そこで一つ目に、女性を発掘するための委員というのを新設できないかということです。そういった委員さんを置いて、区長さん、それとか審議会、審議会も先ほどは少しずつ上昇していると言われましたけれども、段々と、最初は19.3%でしたか、次の年は17.9%、次の年は16.9%と逆に審議会への参加パーセンテージは下がってきています。ですから、そういったところに次々女性を送り込んでいただく、そのためには、女性から見てこの方はそういったところをやっていただける、そういった人を見つけていただくことが必要ではないかと思えます。その委員さんを嘱託委員さんと同等程度、ですから嘱託員さんの補助になるかもしれませんが、女性が女性から見た目で選ぶ、そういった人を置いていただけるということはできないでしょうか。

最後に、現在の懇話会ですけれども、懇話会を廃止して新しいそういった女性の会を設立はできないかということです。懇話会が必要ではないと思っているのではないんです。懇話会は、ほぼその仕事が完了したのではないかと思うからです。懇話会では、本年度も提言をいたしますが、その内容は例年とほぼ同じで、特段の成果は期待できないと思えます。しかしながら、審議会女性ゼロが減ったこと。役場内での管理職の登用が増えてきていることなどは、基本法が施行されてから今までの歴史において世情の流れを味方としても成果があったと思えます。ですが、現状維持でいいのでしょうか。懇話会をするのは当然ながら経費がかかります。効果の出ないことに税金を投入するよりも、女性担当員を中心とした女性発掘による幾人もの女性の方々が行政に参加するように配慮することが必要ではないかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員のご質問の女性を発掘するための委員の新設と、委員を区長と同等程度

の配置はできないかについては、各地区に女性担当委員の設置についてですが、確かに、審議会等における女性委員の登用状況が目標指数に達しておらず、女性リーダーの発掘や育成が重要な課題と認識しております。現状として、積極的に参画していただくことは難しく、女性の審議会等の委員を公募しても手を挙げる人が少なく、慣習やしきたり、女性の意識改革や環境整備など整えなければならぬ課題がまだまだ多くあります。この現状を重く受け止めまして、平成28年度改定の男女共同参画推進プランにおいて、各地域への啓発をはじめ、企業への啓発、女性セミナーなどで女性が活躍できる体制づくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。懇話会委員の皆さんには、原因や課題解決のお知恵を今後ともいただければならないと思っておりますし、また平成22年度に大津町男女共同参画人材バンク事業実施要綱に定めてあります、大津町男女共同参画人材バンクの推進、各課への周知などを活用方法を再度見直して女性登用の促進に活発な運用ができる体制をあわせて進めるところであり、これらの取り組みを進めていく上で検証しながら考えていきたいと思っております。

三つ目の現在の懇話会を廃止し、委員による新しい会の設置はできないかについては、男女共同参画社会基本法に基づき、現在、大津町男女共同参画推進プランや懇話会設置要綱に沿って男女共同参画に関する施策の樹立とその推進に関する事、及び男女共同参画推進に関わる調査・研究、並びに女性の地位と福祉の向上に関する事の役割を持って活動していただいております。このようなことから、今後は新たな行動計画を策定するとともに、その実施内容について懇話会委員の皆さんからのご意見等提言を踏まえて、議員ご提案の女性登用が促進され、女性の活用の機会が拡大し、男女人権尊重の基に、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めていかなければならないと考えておりますので、委員による新しい会の設置については、今後調査・研究等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 平成22年10月に参画に関する町民意識調査報告書というのがあります。大津町における男女共同参画社会形成の展望ということで、熊本大学教育学部副学長の古賀先生がそれを分析されております。社会のイメージには、固定的性別、役割分担意識はなくした男女平等の社会、これが第一ステップです。第二に、男女の人権が尊重され尊厳を持って個人が生きることのできる社会をつくるのが第二ステップ。第三に、男女が個性と能力を発揮することによる多様性に飛んだ活力ある社会をつくる。これが第三ステップです。大津町は、この3つのステップのうちどこにあたるかということを生先生は分析されて発表されました。大津町はホップ・ステップ・ジャンプのホップの時期だそうです。啓発事業の取り組みの充実が当面の行政課題であると分析されました。22年度から次23年度の調査報告、この内容もほとんど変わりありませんでした。こうやって特に何もすることもなく続けていますと、このままずっと同じような状況が続いていくんじゃないかと思えます。そのため、これを改革するためにはもっと大胆な行動というか、そういったことを考える必要がないでしょうか。この調査の報告書についていかがお考えになりますか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ただいま議員ご質問の件でございますけども、前回意識調査等も行われて

おりまして、内容につきましてはそれぞれの意識調査に基づいて男女共同参画推進プランがこれまで策定をされてきております。それにともなって、町のほうも各関係機関と協働しながら取り組みを行ってきてございますけども、まだまだ目標率に達していないという現状がございます。先ほどのご質問の中でも、それぞれの取り組みの状況を報告させていただきましたけども、やはり申されました、3つの柱の中でもですね、それぞれこう取り組みを十分できてないところもございますので、これからそういったことをさらに踏まえて、今回新たな意識調査を27年度までに調査を行いまして、新たに28年から新たな策定プランというようなことで取り組みを進めてまいりたいと思います。先ほど町長が申しましたように、今回の意識調査の中でさらにどのようなことが今までの要因であって、そしてどのような形でなかなか取り決めが進まなかったというようなことも分析をさせていただきました、新たな策定プランの中で、そのことにつきまして積極的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。議員申されましたように、その登用率の原因、要因、また女性の就労意識、それから就労環境のそういった面につきましても当然こう配慮していかなければならないし、先ほど申し上げられました農業関係におきまして、当然こういった区長さん方、嘱託員さん方の登用も含めてですね、いろんな社会状況変わってきておりますし、例えば、農業で言えば最近家族協定農家数も増えておりますので、そういった面における農家の女性の方々の担う役割というのも非常に重要な位置を占めてきておりますので、そういった全般的な分野におけるそういった取り組みもですね、今後、今回調査、分析とあわせてしっかりと取り組んでもらいたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 伺いまして安心しました。昨日の全員協議会において、北部地区とか南部地区の土地再生整備計画基本構想の説明がありましたけれども、ソフト面の説明の中にコミュニティだとか、子どもとか、高齢者の配慮が入ってございましたが、男女共同参画については一言も触れてありませんでした。やはり男女共同参画という言葉自体何ていいますか、今でもそうですが、話しにくい、しゃべりにくい、言いにくいところもありますし、意味がわからないということもいっぱいあると思います。この男女共同参画推進プランを大体どこの課が中心になってやられるかという、係りだけが中心になっているような印象を否めません。こういったことの内容というのは、国会が今回閉幕しましたけれども、女性活躍法というのを審議されましたよね。そういったことを考えますと、この女性が活躍していけるような土台をつくるということは大事なことだと思うんです。それで懇話会、推進係だけではなくて、全課あげてこういったことに取り組んでいただけるという気持ちはありませんか。町全体がそういった男女共同参画ということに関して、取り組み方に対して意識がないように思うんですけど、いかがでしょうか。今回、次回からもまた推進プランが中心となっていくとは思いますが、各課あげてやっていただくという気持ちはありませんか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ただいまのご質問でございますけども、これまで役場組織内におきましても女性管理職の登用ということで登用に努めてきているところがございますけども、それ以外のいろんな自治法等に基づく審議会等につきまして、やはり登用率もなかなかこう伸び悩んでいるというよ

うな状況もございますので、当然、先ほど町長答弁ございましたように、懇話会の中でもいろんなご意見をいただきながら、大津町、そして関係組織と連携しながら女性の登用率、または男女共同参画の推進に各組織と連携しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4 番（松田純子さん） ありがとうございます。今後とも各課と連携を密にさせていただいて男女共同参画事業を推進していただければと思います。

これで質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時34分 休憩

△

午後0時57分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

山本重光君。

○6 番（山本重光君） 6番議員山本重光が一般質問をいたします。

今回は1、公民館の現状と課題及び今後の方策について、2、危機管理体制についての3項目ということであります。

まず、公民館の現状と課題、今後の方策についてということですが、まず公民館とは地域住民のため、地域の多様な学習課題に対応した学習機会、情報の提供等を通じて地域住民のさまざまな学習活動を支援する地域に密着した施設であり、その事業として地域住民のための多様な学習活動に対する学習講座の開設、大学の教員や有識者等による講演会や講習会の開催、また地域住民のサークル活動などのさまざまな取り組みを支援するため、地域住民に場所等を提供することなどがあります。この公民館の法定根拠が社会教育法であり、その20条には公民館の目的が明記してあります。すなわち、公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即す教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の順化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするなどということになります。わかりやすく言えば、地域住民の近くにあつて町が住民サービスを具現化する場所であり、住民同士が交流する場所であり、生涯学習を実践する場でもあり、引いては、地域活性化の発信場所となるべき拠点であるとも言えます。さらに、この目的を達するために大津町公民館条例が制定されており、公民館が設置されているわけです。この条例を見ますと、その種類は中央公民館と大津地区、陣内地区、錦野地区、瀬田地区、平川地区の5つの分館が設置されているとあります。中央公民館は言うまでもなく、各種の講座開催がなされており、講座内容により波はありますが、その参加者数もまずまずにて推移しているやに聞いております。一方、新設した室地区の大津地区分館においては、地域のサークル活動、各種団体の活動場所となっており、それなりの活用はなされているようであります。しかしながら、この大津地区公民館分館は、きちんとした駐車場の整備もあり、施設としても多目的ホール、3つの研修室、調理室などを備えているにも関わらず、使いにくいという声も聞かれております。また、空いているのに

使えないという声も聞かれます。多額の税金を投入して建設してあるものであります。地域住民をはじめ、多くの方々に活用してもらってはじめてその存在感が認められるものであります。使いにくいという声は具体的に言いますと、使用3日前までに申請して費用を支払わなければならないという点にあるようですので、券売機の設置等を行ってより広く利用の機会を増やすべきでもあります。また、町が主催する各種の生活文化講座は中央公民館で主に行われているようですが、振興総合計画の中にもありますようにも、講座数目標、参加者の目標が未達成ということであれば、大津地区分館でも開催し、地域住民の自由に答えるべきではないかと思えます。社会教育法22条には、はっきりと公民館設置の目的のために定期講座を開設することと明記がございます。一方、前日の各分館においてはなかなかその活動が見えてきておりません。先ほどの振興総合計画の中にも公民館分館の活動の推進、施設整備の推進が挙げられておりますが、実態は果たしてどうなのでしょう。現在の地方公民館や5つの分館の活動の実態、課題、今後の活用策、またとりわけ先ほどの大津町公民館分館への券売機設置などの提案について、その活性化策についてお答えください。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山本議員のご質問にお答えをいたします。

冒頭ではございますけど、まず山本議員におかれましてはスポーツ功労ということですね、県の表彰を受けられた、大変おめでとうございます。また教え子達が各種大会で非常に好成績を挙げている旨の話を聞いておりまして、本当に子ども達がお世話になっているなど感謝しているところでございます。

ところで、公民館の現状と課題及び今後の方策についてでございますが、議員ご承知のとおり、公民館は住民のために実生活に即する教育、学術、文化に関する各種事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の順化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されております。年間を通して、定期的に公民館講座、子育て講演会、健康づくり講座等を開催しております。現在、公民館はご指摘のように大津中央公民館と5分館を管理運営いたしております。分館のうち、大津地区公民館分館と陣内地区公民館分館では、中央公民館と同じく公民館講座を実施し、残りの3分館は地区集会所としての性格を強く示しております。公民館では、平成25年度は年間86件の講座を開催し4千419人の参加を得ております。平成26年度は10月末現在で47講座、3千420人の参加者となっております。公民館講座終了後、自主講座に移行して継続的に講座を開催している団体、あるいはグループが60団体おられます。また、公民館は会議、講演会、研修会等を行う貸館としての利用もあります。貸館として平成24年度は4万6千人程度の利用があり、平成25年度は2万3千58人となっております。25年度減少している理由は、空調機取付工事等でですね、100日程度の利用制限を行ったと、こういう理由から減少しているようでございます。なお、平成26年度の利用は、10月末で538団体であり、2万5千33人となり、年間の利用者数は平成24年度を上回る利用状況となるのではないかなと、そのように予想をいたしております。公民館、並びに地区分館の10月末でもっとも多く利用されている施設の部屋ごとの稼働率は、中央公民館では和室が55%、研修室が53%、大津地区公民館分館では、多目的ホールの利用が最も多く90%、

研修室1が62%、陣内地区公民館分館では、講座室が88%となっております。このように利用者数、また稼働率等から見ますと公民館としての役割は十分果たしているのではないかなと考えております。年々利用者は増加し続け、そのニーズは多様化しております。今後は利用者の利便性を考慮する上から、利用申請の方法等について改善を行うよう準備を進めているところです。具体的には、新年度においては中央公民館、それからご指摘のありました大津地区公民館分館に券売機の設置を考えております。あわせて、地区公民館分館の場所をよりわかりやすくするために、案内看板等の設置やAED設置の表示も行うように準備をいたしております。最初に申し上げましたように、瀬田地区公民館分館、錦野地区公民館分館、平川地区公民館分館は、施設利用、管理状況ともに地元住民の自治公民館としての利用が主なものとなっております。建物自体の老朽化が進み、年次計画による修繕を計画しているところです。平成22年3月に出されました大津町行政改革懇談会からは、利用実態などを考慮した上で、地元での維持管理が適当なところからできるだけ早期に払下げを進めていっていただきたいとの答申を受けております。地区公民館分館につきましては、陣内地区公民館分館を除いて、瀬田、錦野、平川地区公民館分館は、地区に譲渡検討する施設として対応をいたしております。

既に、平成24年度には杉水地区公民館分館を地区に移譲したところであります。今後とも地域の核としてですね、住民の皆様が利用しやすい、そんな公民館の運営にあたってまいりたいと、このように存じております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） いろいろ説明いただきましたけども、私がこの公民館の話をする発端はですね、一つは平川の分館、それから一つは室の大津町公民館分館、あれ何で室にあるのに大津町公民館分館というんでしょうかね。そういうところも聞いてみたいところでもありますけども、その今お話がありました室の、あえて室の公民館と言わせていただきますけど、室の分館、これ今研修室1のみの話ですね。研修室1、60%、研修室はあと2と3とあるんですけど、そこら辺まで説明していただかないとちょっと中途半端じゃないでしょうか。それから、あわせてですね、私は要するにその何ていうか、この分館なり、公民館がですね、やはりどうしても町のいろんな情報の発信の場所とかですね、地域の方々の交流の場ということで、しっかりこう認識をしたいというふうに思っているわけですよ。そうであれば、本来瀬田とか錦野とかの話がありましたけども、地域にこう分け与えるというか、そういうことも必要なことでもあるかもしれませんが、やはりその中でしっかりやっぱり町がですね、サポートするなり、アフターをするなりですね、そういうことをしないといけないと思います。それから、任せるというか、そういう使わせるね、そういうところを見るとですね、ちょっと公民館条例というのがあります、ここに抵触しないかどうかをですね、ちょっとだけお尋ねしたいんですが、公民館条例第6条、公民館を使用等させる場合において、また公民館の全部または一部を長く使用させる場合、地方自治法の決まりに基づき議会の議決を得なければならないという何かこの第6条にですね、ちょっとだけ気になるというか、そういうところがありますけども、多分にそちらのほうからすると、もう地域に任せて全部やってしまうというふうなことだから、私用ではないというふう

なこととして捉えられるんでしょうけども、その点いかがでしょうか。先ほどの室の研修室2、3、そこの使用状況、それから今の第6条に抵触をしないか。そういうところをちょっともう一度ご答弁願います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山本議員の再質問にお答えをいたします。

大津地区公民館分館の研修2、3の利用率につきましては、私自身今のところこの段階で把握しておりませんので、この後把握した上でお知らせをいたしたいなと思っております。それから、交流の場ということですね、非常に期待をされているところ大であるかと思っております。先ほど申し上げましたように、瀬田、それから錦野、平川地区の公民館分館につきましては、地区に譲渡を検討する施設としてただいま動いているようなところでございます。実際に杉水地区公民館分館は地区に譲渡済みということでございます。なお、大津地区公民館分館並びに陣内地区の公民館分館につきましては、引き続きですね、やはりそれなりの規模といい、利用といい、大変高うございますので、現在の形ですね、運営ができればなど、そういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。公民館6条に関して回答を願います。

教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 失礼いたしました。公民館条例の第6条についてでございますが、ただいま確認いたしましたところ、長期に亘ってこう占有して使用する場合ということでございますので、現在のところそういう状況はないということでございまして、そういう状況が発生すれば当然条例に従った対応が必要ではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 一般質問の前にはですね、活動の実態を教えてくださいという事前通告をしております。それにも関わらず室分館のその研修室1のみを言ってもらおうということは、60%ね。あと研修室2と3が、これがどうなのかという、そういうふうなことを勘ぐられますよね。2と3は10%台じゃないのかとかですね。だから通告をしておりますので、すべてやはりこのお答えをいただくのが筋ではないかと思っておりますので、以後十分注意をお願いしたいと思います。

それから、今回の質問にあたってですね、平川の分館のほうにちょっと行きましたけど、非常に地域の環境がよくてですね、私はここの平川の分館を一つのその地域の交流の場とか、町がそこにその講座を開設してですね、人を集めていろんなことをするとか、非常に駐車場も広くてですね、非常にこのだけでもその設備は古い、だけでも建物はあると。そういうことです。だからこれをいかに活用していくかをですね、今後公民館運営協議会というのが多分あるかと思っておりますけども、そこら辺でまたさらに協議をですね、重ねていただきたいと思っております。何しろ今公民館と分館、もっぱら分館ですけど、分館のほうが何か中途半端な状態ですよ。地域にあるのか、町がするのか。そこら辺を早くはっきりこうけじめをつけてですね、推進を図っていかないといけないというふうに思います。先ほ

どちょうどテレビでもですね、熊本市の新しい大西市長が地域コミュニティの構築に頑張るといふうな話があつておりましたけども、まさしくやはりこの公民館活動に関してもですね、そういうふうなことです、今後の取り組みをしっかりとお願いしたいと思ひます。

それから、AEDを室公民館の分館に置くという話、回答がございましたけども、そうですね。室公民館の分館にAEDの表示ね、表示、はい。それ以外にもですね、やはり先ほどの地域発信場所じゃないですけど、今のところ分館は分館、町のものでありますので、やはり人が集まるところには今すべてですね、国・県・町を通じてAEDのその推進があつておりますので、室の分館だけじゃなくてですね、ほかの陣内も含めてですけど、そういうところにもこう医療器具の設置あたりをですね、進めていかないといけないと思つております。それが町振興総合計画の中にもですね、分館やら公民館の設備を充実するところきちんと書いてありますので、それに基づいて今後進めていただきたいと思ひます。

次の危機管理体制ですけども、危機管理体制3項目ということで、まず事件や事故、これいつ起こるかわかりませんが、突然来るものでもありません。常に潜んで進行しているものだと思います。我々は町民の皆様のご信頼や付託に答えるためにも常にいろいろなものに危機管理意識を持ち、共通認識を持って危機管理体制を構築していかねばならないと思ひます。そういう観点に立ちまして、危機管理に対する3項目をお尋ねいたします。

まず、公共工事や修繕などの完了後の確認についてであります。これは事前に事例をですね、各担当の方々にはお話をしておりますので、大まかにお話しますが、まず一つの事例は、学校施設の修繕工事のあとの不具合、次に、新設となった新しい道路に関するその擁壁について。それから、下水道工事などの完了後に民間の周辺に段差が出来てしまつていたりとかの、たくさん挙げれば切りがないんですけども、そういう事例。これを私は真じかにですね、最近見聞きをしております。やはりこういうもの見せられるとですね、やっぱり工事の中身はどうなつていふうなことを聞きたくなるわけがございます。果たして、工事完了したあとの検査なり確認なりはできているのでしょうか。町民の方々からもたくさんそういうお話が寄せられております。道路に関してはですね、いろいろ複雑ですので、本復旧前の仮普及状態とか、いろいろな状態があるかもしれませんが、それならそれでそれなりの説明を周辺住民に行ふ責任もあるのかと思ひますので、一旦ご説明をお願いしたいと思ひます。

2つ目は生活道路の安全性についてでございます。これについては、もうこれまでたくさん質問をですね、同僚議員のほうからしてありますけども、子ども、高齢者、障害者のために対自動車対策です。対自動車対策についてとるべき対策について見解を伺いたいと思ひます。いわゆるゾーン30ですね。この言葉については職員の方々もまだご存知ない方もおられましたけども、ゾーン30、警察庁では平成21年最高速度規制に係る交通規制基準の見直しを行なつております。生活道路については、歩行者、車両の通行実態や交通事故の発生状況を勘案しつつ、住民、地公体、道路管理者などの意見を十分に踏まえて速度を抑えるべき道路を選定し、このような道路の最高速度は原則として時速30キロメートルとすることを定めております。この背景には何があるかといいますと、自動車の速



度が時速30キロを超えると歩行者の致死率が急激に上昇するという統計結果があるからです。平成23年警察庁からの全国通達がっております。いわゆるゾーン30の取り組みを至急はじめなさいというふうなことでございます。そもそもゾーン30というのが生活道路における歩行者等の安全な通行確保することを目的として、区域ゾーンを定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のことであります。

本町におきましてはただ一つ美咲野地区が指定をされております。がしかし、その取り組みは十分ではないようです。例えば、宇土市内にもゾーン30の区域がございますけども、交通の標識とともに路面表示ですね、路面表示が進んでおります。一方、この美咲野地区には標識、表示はありますけども路面表示がまだまだ不完全というふうなことで通り抜け状態を許しているという地区になっております。大津町の宝でもある子どもたちを守るため、また高齢者対策の大儀である地域で安心して暮らせるまちの実現のためにも取り組みが必要であると思っておりますが、路面表示の徹底と今後の推進策についてのご見解をお聞かせください。

3つ目ですけども、3つ目は公共施設、公共財産の広報周知についてであります。例えば一つの事例で、先ほどちょっとありましたけども、AEDばかり言って申し訳ないんですが、中央公園の子育てセンターにAEDが置いてあります。先日、遊んでいる若いママにAEDのことを聞きました。AEDは知っておられますけども、子育てセンターにAEDがあることはご存知ありません。看板、玄関の前まで言ったらですね、AEDの表示がありますのでわかりますけども、誰からも見える看板をつくるということが人を助けるということにつながるものでもあります。公民館あたりも一緒ですけども、今後、本町も人口が増えて町外から移り住まれる方も多くなっております。先ほどの一般質問にもありましたけども、半数近くが町外とか県外とかですね、そういうところから来られる方々もおられます。昔からいる私たちはどこに何があるかというのはよくわかっております。しかしわからない方もおられます。公共施設や財産について住む人にやさしい周知広報の方法を考えることが安心して住める町と言えらると思っております。また、幾つかの地域では、地域の名称看板を立てておられるところもありますが、そのことは知らない人には理解が進みますし、住んでいる人には地域への帰属感が高まるものでもあります。この際、全町的に通りの名称看板、各行政区や地区の名称看板を作成、設置していくこともそれぞれの地域に住んでおられる住民の皆さんの地域に対する愛着感交流にもつながると思っておりますが、このことに関しての見解はいかがでしょうか。設置の方向で検討すべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の危機管理体制等についての3つのご質問でございますけども、1つ目の公共工事関連等の検査の状況でございますけども、町におきましては、工事の検査につきましては、大津町工事検査規定及び大津町工事検査規定取扱い要領に基づきまして検査を行っておりますので、通常の工事検査におきましても事業関係の課長5名により書類検査や現場の実施検査を行っておりますので、これについては、状況については担当部長より説明をさせていただきます。

2番目の生活道路の安全対策ということについても、議員もご心配のように、人口減少の高齢化社会というようなことで、我々としてはまずは地域内の道路の舗装関連等の整備をやることによって高齢者の皆さんが安全で安心して歩いて行けるような行動ができればというようなことで敷地内の、地域内の舗装関連の事業を推進をしっかりとやっておるところであります。また、自動車対策というような話でございますので、例えば、美咲野のほうのゾーン関連等については、あの団地内でございますので、その中を通過する車両というのはなかなかないというか、そこを利用する車は今の段階についてはおらないというふうに思っております。そういうような地域内の安全性が取れるところについて今言ったような、地域内の皆さんだけでの話し合いの中で地域内のゾーンを決めるというようなことができればまた警察と相談してそこを指定する。ただしそうでないところの地域団地については、例えば室地域なんかについては、三吉原が朝夕の混雑時期には地区内の道路に入り込んでくるというような状況もございまして、大変危険な状況であるのは確かでございますので、その辺についても地域の皆さんと相談しながら規制ゾーンを設けるというような形で通過交通を地区内生活道路から除外するような方向も検討していかなくちゃならないというようなことを考えておりますので、このことについても詳しくはまた部長のほうから答弁させていただきます。

それからAEDとかその辺の公共施設関係の掲示板関連等でございますけども、もう避難場所関連等については、地区の指定されているその避難場所はもう小さな看板では目につきにくいので大きい看板をつけていただくというような形で新年度予算でしっかり取り組めというような指示をしております。それと同じように、AEDについても同じような設置の周知をしっかりとやっていければなというふうに思っておりますので、一緒にそういう見えるような看板をしっかりと大きめにつくっていただければなという指導をしておりますので、その辺については地域の皆さんとご了解を得ながら看板設置の場所の確保にも努めていきたいというふうに思っております。行政区の看板、特に大津町関連等についてはなかなかミニ特区事業の折には大体の地域名が理解できておりましたけども、今それが理解するような標識関連等が見当たりませんので、これについては地域の区長さんとともにご相談しながら地区支援事業とか、いろんな事業の活用の中でそれぞれの地域の名称看板を付けていただくように推進を図っていただければなというふうに思っております。詳しくは担当のほうからまた説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 山本議員の一般質問のほうの詳細について、工事関係についてお答え申し上げます。

公共事業修繕の対応についてでございますけども、先ほど町長が申されましたように、大津町工事検査規定及び工事検査規定取り扱い要綱に基づきまして部課長でございます都市計画課長、農政課長、建設課長、下水道課長、商工観光課長を検査員と定め検査を行っておるところでございます。また、竣工検査を行う前には、担当職員が監督員として指名を受けておりますので、担当職員のほうが現場のほうで下検査を行います。最終的にその後当該課長が最後の竣工検査を行うという手順で行っておるところでございます。竣工検査を行うときには、当該工事の監督員、並びに請負者またその現場代

理人及び主任技術者の立会いのもとにですね、検査の方法としてまず書類検査という形で契約書、設計図書等の関係書類のチェック、その後実地という形の検査を行っているところでございます。

続きまして、先ほど具体的に申されました案件でございますけれども、駅前楽善線につきましてご説明申し上げたいと思います。駅前楽善の法面につきましては、宅地側の土留工事としてでなく、法面に草が生えないような工事を行ったということの施工でございます。施工方法として重機により法面のカットを行い、そのままコンクリート製品を貼り付けるという施工をしておるところでございます。法面の多少の凹凸が出てきておりますが、人力作業による法面の成形と比べた場合、若干見劣りが出ていていると思いますが、工事としては設計書内容のとおりと施工はなっているところでございます。続きまして、北中武道場の窓の修理につきまして、本年3月末に完了後、検査を行い、開閉作業を行って、その時点で支障なく開閉ができたところでございます。また、その後、4月に教育委員会の担当職員が開閉を行いまして、そのときもまた支障がなく開閉ができたところでございます。ただ先日、山本議員のお話をお聞きしておりまして、早速武道場に行き開閉作業を行って見ましたが、議員のおっしゃるとおり、開閉ができない部分がありましたので、請負業者に至急修理を行うように指示をいたしたところでございます。現在は修理は終わっているところでございます。以前修理をしたあとに、すぐまた壊れたということでございますので、原因を請負業者と話したところ、1つの巻上機で4枚のガラスを動かすための手動の巻上機に相当な負荷がかかり、それを力いっぱい回すために閉めるときに巻きすぎてワイヤーがからんで動かなくなっているということでございました。次年度以降に負荷がかからずに巻きすぎを防止するための措置をお願いしたいと考えているところでございます。現在、それまでの間は巻きすぎ防止の表示を行って、生徒さんにわかりやすいような形の表示を行っているところでございます。

続きまして、先ほど言われましたように、段差等の中間の分につきましては仮舗装等の場合もございますので、地域住民のほうに周知するように早速徹底させたいと思っているところでございます。

続きまして、生活道路の安全対策についてでございますけれども、近年、町で道路を整備するときは、歩道と車道を分離することで歩行者の安全を十分図るよう構造にしております。また最近整備しました道路では、段差も生じませんが、どうしても年数が経過しますと交差点付近では歩道の端に車両が行ったりしまして、そこに段差が生じてくる場合がございますので、このような車両等の影響により、道路の構造の対応につきましては、できるだけ早めに、随時に対応を講じていきたいと考えているところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問の中で生活道路の安全対策というよう中でのゾーン30ということについてでございますが、これにつきましては生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的としてということで、議員お話がございましたように、区域を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、そのほかの安全対策を必要に応じて組み合わせゾーン内における速度抑制やゾーンを抜け道として通行する故意の抑制等を図る新たな生活道路対策ということでございます。議員お話がございましたように、平成23年9月から全国的な取り組みが開始されておりまして、熊

本県でも平成23年度から整備されており、現在までに13カ所の整備がなされておるところでございます。大津町内では、美咲野地区が現在まで指定を受けております。しかしながら、このゾーン30の取り組みに対する住民の方々の認知度はまだこう低い状況ではないかと思えます。これは標識がわかりにくいことも一つの要因であるというふうに思われます。道路規制表示につきましては、警察の所管でありますので、住民の方々やドライバーにも幅広く認知していただき、歩行者優先で安全な生活空間をつくる必要があると思えます。今後も地元の方々と警察と協議しながらゾーンの指定箇所を増やし、より一層安心できる生活道路環境の構築を行ってまいりたいというふうに思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） それぞれについてお答えいただきましたけども、竣工検査は部長が何かこまごまと言ってもらいました。私はあえて場所とかをですね、言わないつもりで話したんですけども、竣工検査、まだまだ不完全なところがあるかと私は思っております。やはりいろんな各種工事、修繕ですね、住民の方々の大事な税金が使われておりますので、今後とも確実な検査なり、確認なりを行なって、不具合が出たらですね、即それに対する対応を図ってもらいたいと思えます。

それから、ゾーン30に関してですね、今町長が美咲野しかないんですけども、ゾーン30、何ていうか、車が通らないということなんですけど、別に私美咲野地区の方からいろいろ言われたわけじゃないんですけども、あそこをぐるぐる回るとればですね、下の57号線のほうからずっと上がってきて、最初にこないだ信号つけたところありますけども、あそこから右に曲がると美咲野の本通りなんですけども、そこ右に曲がらない、まっすぐ行くと今度はセブンイレブンがあってですね、その四差路から右に曲がって高野のほうに行くんですが、美咲野のさっき言った本通りをですね、斜めにこう行く車もあるわけですね。はっきり言いまして。そこはゾーン30なんですよ。そこを5、60キロぐらいで走る車もおります。はっきり言いまして。だから路面表示を早くしましょうという話を僕はしているわけです。僕が見たのは宇土しかないんですけども、でかでかと路面表示にですね、ゾーン30と書いてあります。色つきで。そうすると、やはりここは何だろうかという気持ちになってですね、自ずとやはりブレーキペダルをね、踏むと。そんな感じなんですよ。だけど美咲野には今それが全くない。今部長がおっしゃったように、このくらいの看板なんですよね。こっからはゾーン30ですて書いてあります。もうしっかり見ると。もうあっちこっちにあるんですけど、誰も気づかない。だからそれを路面表示を早く、これはもう警察との協議とかがあると思えますけども、急がないといつ何があるかわからないという、そういうことを感じるわけですね。この点、路面表示に関する取り組み、部長でも何でも構いませんけども、お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ただいまの美咲野内のゾーン30につきましては、先ほど申しましたように、警察との協議が必要でございますので、県公安委員会との関係でございますので、速やかにこの辺のところ警察関係、またそれと地元の方々も含めまして協議をしてまいりたいというふうに思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 看板についてですね、最後ね、看板についてもお答えいただきましたけども前

向きなお答えかと思いますが、看板、せっかく資金を投入した建物なりですね、財産なりがあちこちにあります。その施設なりが知られないまま、活かされないままになるのがもったいないという僕は発想なんです。ただ看板ばあちこちつけるということではございません。これもやはり同じく住民の方々の大事な血税です。町民の皆さんに知ってもらうために簡単なことではありますけども、広報周知策というものは非常に重要であるということ再認識していただきたいと思います。民間事業者ですね、民間の会社あたりはとても看板を大事にしますよ。看板は会社の顔でもあるわけですね。これは役場でも一緒だと思います。今役場の前の本町通りに大きな大津町役場こっちで書いてあるのがあります。東のほうから見るときれいに見えます。西側から見たらどうでしょう、見ましたか。もうすすけてますね。我がこの栄えある大津町のこの看板どうなのかというふうなこと申しますけども、今後の町長はじめ皆さんの看板に対する認識と推進を期待しております。今回この質問が、この再認識について一つの継承を促すことにつながるということになるのを祈りまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。1時50分から再開いたします。

午後1時41分 休憩

△

午後1時49分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 皆さん、こんにちは。お許しをいただきましたので通告に従い議席番号1番金田英樹が一般質問を行います。

今回は通告書に記載のとおり、自治体の加入促進及び機能強化、地区担当職員制度、域学連携取り組みの3点について質問いたします。いずれも地域との関わり方について、主に言うなれば町の姿勢というものを確認させていただきたく、意としての質問になります。そして、今回もその中で幾つか具体的な提案もさせていただきたいと思います。

では早速ですが、最初に自治会の加入促進及び機能強化についての質問をいたします。大津町は人口が増えている一方で、自治会、組組織への加入率が低下しているという課題もあり、区長や民生・児童委員からも改善を望む声があがっております。実際に伺っている課題を具体的に幾つか挙げさせていただきますと、区長からは回覧板等の配付、回覧の関係で区の連絡を周知、徹底できない。防災訓練や区の行事に参加されないため、区の連携が乱れるとともに、区長として果たすべき地域の防災体制を築く障壁となる。民生委員の方からは、支援をするにあたり、生活や家庭の実態を掴みにくいなどがあります。もちろん自治会は住民による独立した自治組織となりますが、大津町では実態として区長が行政職委託員を兼ね、広報紙の配付や防災などにおいて一定の責任を担っております。また、少子高齢化や財政逼迫が進展する中で、これまで国が担ってきた福祉の取り組みもどんどん地方の自治体に降りてきておりますが、その受け皿となる自治体においても厳しい財政事情や人員状況において役所だけでは対処できず、国・自治体の政策の方向としては行政が積極的にタッチするのではなく、

地域の問題は可能な限り地域で解決してもらおうということが基本路線になっているのが現実です。今後、自治体に取り組むべきこととなっている地域包括ケアシステムの構築においても、その考えが根幹にあると受け取っております。そのほかにも災害発生時の避難誘導、高齢者、障がい者ら災害弱者の安否確認や本町でも複数の案件が報告されておりますが、不審者による子どもへの声掛けなど、治安への不安が高まる中でも顔の見える関係の重要性が最注目されております。しかしながら、各地域の自治会の状況をみると、加入率、そして行事への参加率も高く運営が比較的うまくいっている地域がある一方で、特に新興住宅や集合住宅を多く抱える地域を中心に自治会の未加入者が増えております。先ほど述べたとおり、強い自治会をつくることは行政運営においても大きな意義があると共に、町としても地域力、自治会力に頼らざるを得ない状況を踏まえれば、課題を共に捉え、しっかりと連携しながら区長や自治会活動をサポートしていく必要があると考えております。そうした状況において、実際に自治会加入促進条例を制定し、それを軸としたさまざまな取り組みを行っている自治体もありますが、その点も踏まえ2つの観点から伺います。

1点目が現状の総括として取り組み状況及び課題認識について伺いたいと思います。また、先ほど述べたとおり、大津町では基本的に自治組織の長である区長が町の特別職である行政区嘱託員を兼ねておりますが、一方では、行政からは独立した住民による自治組織、また一方の味方では、町の取り組みを円滑に進めるべき行政区嘱託員といった、ある意味では相反する立場を兼務しているともいえ、そうした考え方から2つを分けている自治体もございます。実際に区長からも、今やっていることが区長としての仕事なのか、行政区嘱託員としての仕事なのかわからなくなることが少なくないのご意見もいただいております。もちろん、町の条例で区長が行政区嘱託員を兼ねるべきと定まっているわけではなく、あくまでも区の推薦に基づいて行政が定めているわけではございますが、そのあり方と行政区嘱託員に期待する役割についても町長の基本的な考え方を伺いたいと思います。

2点目が町としての現在の改善に向けた取り組み状況です。なお、こちらに関しては、私のほうでも先進事例を調査し、本町でも比較的低負荷にて実施でき、かつ一定の効果を見込めるものを精査したので3つほどご紹介とご提案をさせていただきます。第一に、自治会へマニュアルを提供し、加入促進の先事例などを紹介してはどうかということです。こちらはゼロから作成した場合には事務負担も大きいので、基本的には他の自治体のものを準用する形でよいと考えております。また、当然ながら単に手渡すだけではなく、区長会等において短時間でも口頭で説明することでより実効性をもつものになると考えております。第二に、おおづ広報をより積極的に活用し、地域福祉、安全、防災、地域の美化、災害時に果たす機能等の自治会の役割や有用性がわかる内容を掲載することで、既存入会者への啓発及び未加入者への加入促進を図ってはどうかでしょうか。なお、文章だけでは難しい部分もあるため、先進自治体では未加入住民向けに相談窓口を電話で設置しており、一定の効果も出ているようです。よって、広報への掲載月だけの期間限定でもよいので、そういった取り組みを実施してはどうかでしょうか。第三に、集合住宅に対して既に行っている開発事業者への加入呼び掛けの依頼だけではなく、物件のオーナーへ直接アプローチをしてはどうかということです。具体的には、先ほど述べたマニュアルや広報に盛り込むことに加えて、各自治会ではなかなか用意しにくいオーナー向け

の加入促進パンフレットの提供等も考えられるかと思えます。なお、区長からご意見を伺った際には、集合住宅に掲示板を設置していただくだけでも効果は大きいとのことでした。

以上の3つになりますが、いずれの取り組みも課題を完全に解消できるようなクリティカルなものではなく、一つ一つはまあそう言ってみれば小さな草の根の取り組みです。しかしながら、どの先進自治体もそうした小さな取り組みの積み上げによって徐々に加入率を上げております。提案の手法にこだわるつもりはございませんが、いずれにしても今後本町が置かれるであろう状況を勘案すれば、地域力、自治会力の向上は町としても大きな意味のあることであり、加入率向上及び機能強化のために具体的な施策を打ちながら一層尽力するべきだと考えます。以上を踏まえまして、町長の考えを伺います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の自治会あるいは加入の件について、もう本当に議員おっしゃるように入らざる大変それぞれの課題事項が今大津町にも出てきておるような状況でございます。もちろん新しく入ってこられる方々については、なかなか自治体の運営の中には参加されないというのはもう現状であるし、そういう人たちは、議員おっしゃるように、オーナーにご相談してもオーナーさんが地域から、そのところから離れておる関係で、不動産管理会社をお願いしておるからそちらのほうで指示してくれんかというようなご意見も聞いておりまして、そういうような形の中で大変区長さんたちが加入しないとそこの地域の行政運営に非常にほかの人からの課題が出てまいりまして、運営がしにくいというような話も十分聞いておるところでもあります。そういう意味におきまして、我々としても加入促進を図っていかなくちゃなりませんけども、議員おっしゃるように、その辺については、大津町としてまだまだ努力不足であるというふうに反省をしております。今回ご指摘されましたように、私たちが今大津町の人口増に伴うところでそういう方々が多くおられるというのは確かでございますので、今後についても大津町のまちづくり、協働のまちづくりということで、地域の皆さんにご協力しながら、あるいは一人一人の皆さん共にこの大津町をつくっていく中においては、やはりまずは行政と自治体、その絆をしっかりとつくっていかなくちゃならない、そのためには、自治体の区長さんをはじめ嘱託員の皆さん、あるいは組長さん達の仕事のしやすいような支援をやっぱり考えていかなくちゃならないというふうに思っております。そのような方法については、今後についても十分反省しながら、新たに、すぐにでもやっぴりいかなくちゃならない課題であるというふうに思いますので、今後については、その辺を検証しながらしっかりとやっぴりいければなというふうに思います。集落地域については、やっぱり昔ながらの歴史がありまして、向こう三軒両隣とか、遠い親戚よりも近くの友というように言われたような文化生活の伝統が息づいておる関係で非常に地域においては非常にまとまりがある、絆が強い地域で、いろんなイベントでも2、3新しい人でも参加していただけるような状況でございますけども、大津近郊における新興団地関連等については大変厳しい状況でございますので、その辺の理解を取り入れていくためには、今後の大きなまちづくり、人口高齢者の中においてのお願いをしていく町としても大変な仕事の一つというふうに自覚をもって今後やっぴりいかなくちゃならない大きな課題事項というふうに思っておりますので、これにつきまして、また今の現状、

関連等について担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問に伴いまして現状につきまして申し上げます。大津町におきましては年々人口が増加しておりまして、特に町中心部では世帯数が急増している状況でございます。そのような中、少子高齢化や核家族化が進行し、自治会組織へ加入しないといった現象が見受けられ、社会的孤立の拡大が問題視されているところでございます。大津町の状況といたしましては、世帯数が10月末現在で1万3千228世帯、うち自治会加入されていない組外の世帯が333世帯ということで、割合としては2.5%でございます。このほとんどがアパートやマンション及び新興住宅にお住まいの世帯で、働き世代や子育て世代の方、単身赴任の方、あるいは退職された方々など世代を問わず様々でございます。近隣の市町の状況も同様でございます。アパートやマンションが建つ都市化が進んでいる地域ほど自治会へ加入しないといった割合が高い状況でございます。現在の町の対応といたしましては、開発行為の際、開発業者やアパートの管理会社に自治会加入のお願いと地元区長さんの立会いをお願いしているところでございます。また、新興住宅等は自治会が発足するまでは地元区長さんをお願いし、自治会組織の基盤づくりをお願いしているところでございます。そしてある程度世帯数が増えた段階で町のほうで自治会組織の形成に向けた支援をさせていただくといった取り組みを行っております。支援の方法につきましては、自治会組織設立に向けた規約の作成や役員選出等の相談、また地域支援事業や地区担当者制度の活用等をご説明させていただいているところでございます。自治会組織につきましては、地域コミュニティの中心的な組織であり、地域住民の皆さんが快適で住みよい安全・安心に暮らしていただくための重要な組織でございます。しかしどうしても転入や転居したばかりの世帯や地域との関わりが少ない方などは自治会組織へ加入しにくいということもございます。そうした問題を解消するためにも自治会の活動内容や仕組み及び地域づくりの情報等を発信しながら自治会組織の役割の重要性を認識していただかなければならないというふうに思います。今後も区長会等と連携し、相談しながら誰もが参加しやすい環境づくりと情報提供に努めてまいりたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問いたしますが、ちょっと1点答弁の漏れというか、答えていただきたいところで答えていただけないところがありましたので、事前にお伝えしていたのですが、この大津町の現状をみると、区長さんと行政区嘱託員さんがイコールになっていると。それをちょっと見方を変えてみれば、区長というのはあくまでも自治組織の長であると。一方の行政区嘱託員の方は、町の取り組みを推進するためのお役職であって、まあその利害等ももしかしたら相反することもあるというケースもあります。その中で大津町はあくまでも区の推薦によって嘱託員を定めているわけですが、とほいうもののその辺りのところをどのように考えているのかという町長のお考えを伺いたいと思います。もちろん手の問題等あることも重々承知しておりますが、そこも踏まえた上でのご答弁をいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。



○町 長（家入 勲君） 区長と囑託員ということで、今議員おっしゃるように、まさしく今同じような状況で取り扱いを町としてはさせていただいております。もちろん区長は区の、その区の長ということで地域から推薦されておられるわけでございますけれども、囑託員というのは町のほうからまた推薦依頼をお願いする中で、どうしてもなかなか厳しいなり手のないというような状況もございますので、区長になられた方がそのまま自ら囑託員の名前に推薦とういか、そういう形で今あがってきておりますので、いろいろこの辺を2つに分けるといようなことは、今の段階考えておりませんので、そういう一つの中にやっぱりトップリーダーは1人をお願いできればなというように思いもありますので、同じような形の取り扱いの中で、行政としては囑託員という名前の中で推進をさせていただければなというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1 番（金田英樹君） 町長の考えはよくわかりました。私自身としても地域の現状をみると、すぐにそういったものを分けるというのは難しいと思っておりますが、最初の質問で述べたとおり、地域からは実際に私の今やっている仕事がどっちの仕事なのかということも認識できないような状況もありますので、町としても少し整理できればよろしいのかと思っております。

もう一つ再質問でございますが、私のほうで幾つか、例えば広報への掲載だとか、自治会のマニュアルの提供、あと一つ、オーナー側へのアプローチと3つ挙げさせてもらいまして、町長のほうからもすぐにでもいろんな取り組みやっていかなければならないというお話ではございましたが、今現在どういったことを具体的に考えているのかということと、もしどういった枠組みでやっていくかということ。できればそのスケジュール感というか、そういったものを教えていただければと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

今後の取り組みのことにつきましてのスケジュール等ということでのお尋ねでございますけれども、先ほど町長の答弁ございましたように、区長さん、囑託員さんそれぞれの中で今後地域のリーダーと言う形で取り組みを進めていただくというようなどころでのお話でございましたけれども、今後そういった加入推進に向けましては、議員のご提案もございましたように、パンフレット、またマニュアル等そういった面も今後どのような方法がいいのか。地域それぞれの現状もございますので、地域のいろんなこれまでの経緯、それからコミュニケーションの構築のあり方、いろんな状況ございますので、それぞれの区長会等もございますので、そういった組織と一緒にこう地域の現状を把握しながらそれぞれにあったこうそういったマニュアルであったりとか、広報のあり方、また呼び掛け等も含めて今後協議をしながらその辺の具体化を考えながらスケジュール等もぜひ含めまして今後取り組みをしていきたいというふうに思っておりますので、そういった面では、十分区長会とも、囑託員さんとも十分連携しながらその内容については考えてまいりたいと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1 番（金田英樹君） では2つ目の質問に移りたいと思います。

地区担当職員制度についてでございます。こちらは先ほどの1つ目の内容とも大きく関連しますが、

大津町では地区担当職員制度を導入しており、各地区の担当職員が毎年、ことしのまちのしごとの説明に赴いたり、地域行事に参加したりと地域への行政の説明責任の達成や接点強化に向けて取り組んでおります。取り組み自体は素晴らしく、非常にうまく機能している地区もある一方で、住民、特に区長とお話をすると地区によって担当職員の関わり方の差が大きいと感じております。また一方で、職員の立場から言えば、例えば、日々の業務とのバランスやどこまで関わっていけばいいか等、その位置付けや役割、あるいは意義において共通認識が築けていないのではないかと感じております。確かに、最初の内容で述べたとおり、行政としても人員削減を進めており、職員が所属する所管の通常業務も行いつつ、地区担当職員として地域のすべてのことに深く関わっていくのは現実的には難しいと思います。しかしながら、一方で区長からは、例えば地区事業の補助金等に関してはもう少しスピーディーに対応してもらえばありがたいというお話だとか、民生委員の方からは守秘義務があるためなかなか人に相談できないが、特に同じ地域に住み暮らす地区担当職員が協力していただければとても助かるというような話も伺っております。もちろん職員の勤務状況も踏まえて、できること、できないことがあり、私としてもあれもこれも地区担当職員がやるべきだと言っているわけではございません。しかし、現状として住民にとっても、職員にとっても不明瞭な部分のある地区担当職員制度を一度総括し、取り組み状況、課題認識、そしてそれらを踏まえての今後の事業展開を整理するべきではないかと思っております。

それを踏まえて通告書に記載のとおり、2つの観点から伺います。1つ目が現状の総括として、その取り組み状況及び課題認識、そして2つ目が今後の事業展開についてです。なお、どの程度この地区担当職員制度に力を入れるかという町長の方針にもよりますが、最初の質問で述べたとおり、地域の役割がより一層重要になり、課題も増加している現状というものを踏まえるのであれば、当該制度にさらに力を入れていく必要があると思います。

それを踏まえて次のような取り組みをすてはいかがかと考えております。第一に、これは最も重要なことと思いますが、役割やサイクルの見える及び業務上での位置付けの明確化をすること。つまり、それらを抽象的な表現ではなく、具体的な項目としてしっかりと明文化することです。こちらは業務、構築上の基本だと思っております。第二に、出張要望記録簿等の導入です。こちらについては、既に地区担当職員が地域から持ち帰った内容を伝えるようなフローやルールはあるようですが、報告基準や回答サイクルも含めてしっかりと整理してみてもどうでしょうか。第三に、職員が使える相談窓口の設置による地区担当職員業務のサポートです。こういった取り組みは最初の段階で地域に馴染めないとともに足が遠のくという悪循環に陥ります。また、地域によって異なる課題に1人あるいは2人、3人で対応する場合、ケースによってはかなりの負担を伴います。よって、そうした職員をサポートする窓口を設けることで職員の負担軽減を図りながら品質向上を図ることができるのではないかと考えます。第四に、町内での研修の充実化や職員間の情報交換会を定期的、体系的に実施することにより、意識や情報共有を行ってはどうか。意図としては、先ほどの内容と同様に、職員の負担軽減につながるると共に、この手の取り組みは職員が地域の現状を知り、学び、考えるという効果も覗んでいると思っておりますが、その観点からもこの職員間の意識、情報共有には大きな意義があると思いま

す。

以上4つを挙げさせてもらいましたが、先ほど述べたとおり、この取り組みにより力を入れるということはダイレクトに人的構想の増加につながる部分も非常に多い為、最終的には全体とのバランスの上で町長の描く地区担当職員のあり方、政策判断によると思います。しかし、いずれにしても前半で述べたとおり、現状の総括が必要な時期にきております。以上を踏まえ、町長の考えを伺います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の地区担当職員の役割と地域にどう生かしていくかということでございますけれども、前々から私の信念として地域職員、これは今若い人たちを配置しておりますけれども、彼達の人材育成という意味におきまして町外から勤務しておる職員もたくさんおりますので、地域に学んで地域から教えていただく、そういう人材をしっかりとつくっていくことによって、例えば区長さんと仲良くなり、その区の課題事項を持ち上げていただいて大津町の政策会議のほうにかけていただくと。あるいは、そういう中で、今後親しくなる中で地域の多くの皆さんと今後の事業推進、福祉であろう、あるいは道路とかいろんな整備事業関連等についての用地交渉関連等についてもすぐに理解していただけるような状況、人間関係ができてくるんじゃないかなという思いを持っておりますので、そういう面におきましてしっかりと人材の育成の面では、そういう形で考えさせていただいております。もちろんまた地域における事業の取り組み、関連等についてまだまだ若い職員もそうですけども、地区においても大津町の地域支援事業、あるいは水水というボランティア事業関連等がございますので、もう当初から担当のほうに見回りとか、いろんな形のものも水水のボランティア活動の中でお願いしていただけるようなことをとれば、今現在1人1千350円ぐらいの年間でございますけれども、その内容次第によっては、その単価を上げることも必要であるというふうに私は考えておりますので、そういうような町の取り組みの事業推進も担当職員のほうからしっかりと説明できるようなことを今後やっていかなくちゃならないというふうに思っております。もちろん、当初地区担当職員つくりましてもう10年近くなりますので、その間、若い職員が数字的には100人近く入ってきたんじゃないかなというふうに思いますので、再度、議員おっしゃるように、学習会や勉強会をしっかりと取り入れながら、私の気持ちを当初職員にしっかりと伝えたことを今後まちづくりの思いを職員のほうにしっかりと言い、そして職員からある程度のボランティア精神でやってもらうような形をお願いできればなというふうに思っております。もちろん当初は職員組合との話し合いもしながらわずかな時間外を出しておりましたけれども、その内容次第とかいろんなものがございますので、担当課だけでなく、地域担当職員の協力を得ながら、そしてそのためには日頃イベントを計画から地域に加入できるような職員になっていただければきっと地元からかわいがられるいい職員に育っていくものというような思いと共に、行政の進める介護とかいろんな問題でも素晴らしく地域の活力が得られるんじゃないかなという思いでございますので、この件については、もう議員おっしゃるようにしっかりと反省しながら、検証しながら今後の地域担当職員制度をしっかりと充実するように今後についても勉強会をさせていきたいというふうに思っておりますので、内容については、また現状について担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 地区担当職員制度の現状と今後についてお答えいたします。

地区担当職員制度は、地区担当職員139名を65の行政区に2名から3名を割り当て、さらに65の行政区を13の地域に分け、その地域に取りまとめ役として地域代表職員を13名配置し、合計152名を配置して活動を行っております。活動内容は、ことしのまちのしごとの説明や地域づくり活動支援事業の申請等の支援、また地域での会議や行事等へ参加してもらうことなどにより、地域づくりのお手伝いをすることや、行政とのパイプ役として地域の取りまとめってもらうなどを主な業務としているところでございます。今年度における状況でございますけれども、ことしのまちのしごとの説明を行った地区は17地区、地域の行事、イベント等に一度でも参加したことがある職員が57名、地域の会議に一度でも参加したことがある職員が50名となっております。なお、ことしのまちのしごとの説明については、全部の区長さんと連絡をとっており、その中で区長さんが説明は必要ないと判断されたので、説明は行わず配付のみ行っているという状況でございます。また、行事や会議などに参加していない理由としては、同様に、区長さんから案内がなかったためなどが主な理由として挙げられております。一方、職員の意識としましては、職員数の削減などにより、職員1人当たりの業務量が増えていることなどの課題もあり、また地域からの要望等は、例えば道路整備などの要望については、要望を聞いた上で建設課などに要望を伝えるという形式を取っていることから、区長さんとしては直接建設課へ話をしたほうが早く済むなどの理由により、地域とのパイプ役という業務について少なからず疑問を持っている職員も中にはいるようです。

地区担当職員制度は、地域と直に接して活動することで、次の3点で意義があると言われております。1点目は、住民との環境を改善する手段として、いわゆる住民と行政との間の顔の見える関係が築かれることが期待されております。2点目は、パイプ役として地域内の課題を行政に伝えると共に、行政からの情報を地域に伝える役割を担うということです。3点目は、職員の能力向上が期待されます。ただし、パイプ役としましては、先ほど申し上げたような問題もあることや地域により活動内容に温度差があること。また地域の事情もさまざまであることから、まずは区長さんとの連絡を密にとってもらい、地域のイベントや会議などに参加することにより、地域の実情等を職員が把握することなどを通じて、地区担当職員と区長さんとの信頼関係を築いてもらうことが業務の第一と考えているところでございます。地区担当職員は、例えば先ほど申し上げました道路整備などについては、担当外の職務内容という職員が大半でございますので、あくまでも担当課へのつなぎ役としてしか役割がなく、区長さんとしても物足りないと感じていらっしゃるのではないかなというふうにも思っているところでございます。

しかしながら、地域への助成事業、例えば地域づくり支援事業については、事例集としてまとめておりますので、毎年区長さんに配付もしております。このような地域の支援を行うことに絞り込むなど、地区担当職員の業務内容を明確化し、区長さんと共通認識を図ることができればこの制度ももっと生きてくるのではないかなというふうにも考えているところでございます。

先ほど議員さんから言われました、役割、業務上の明確化、あるいは出張要望等の記録につきましては、今後明文化しながらやっていきたいというふうに考えております。また、相談窓口につきましては、総合政策課の地域づくり推進係のほうを担当として窓口になっているところでございます。研修につきましては、先ほど町長から答弁がありましたように、充実させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 非常に私としては前向きと受け止める答弁で非常にうれしく思っております。

1点確認なんですけども、私が今町長の答弁で受け取った中では、この地区担当職員については、ほかの業務との兼ね合いもあるのでこれからはもっと力を入れてごりごりやっていくというよりは、あくまでも職員のボランティアという位置付けで副次的な業務というような位置付けで進めていくというお考えということによろしいでしょうか。別にそれをいい、悪い言うつもりは全くございません。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 役場から我々が司令するその地区に対するその今年の仕事とか、あるいは地区の支援事業とか、そういう仕事の中身についてはですね、やはり業務としての取り扱いを考えたいなど。ただし、イベントとかいろんな形で地区のまつりごと関連等についてお邪魔しておりますし、その計画とか、まつりの状況において参加しておりますけども、その辺についてはボランティア的な精神でお願いしたいなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 私としては非常にわかりやすい答弁でございました。

地区の取り組みなので、先ほどお話したとおり、私としてはこちら家入町長の気持ちで始まったとあがっておりますが、非常に素晴らしい取り組みであると思っております、ぜひさらによいものにできるように尽力していただければと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは3つ目の域学連携取り組みについての質問に移ります。

域学連携とは、主に大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域住民やNPOなどと共に地域の課題解決または地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に資する活動のことを言い、大津町でも平成20年3月に県立大学、平成26年3月に熊本学園大学と包括協定を結び、各種取り組みを行っているところです。この域学連携については、地域力の想像、地方の再生に向けた取り組みとして総務省も活動を推進しており、近場では菊池市が域学連携実践拠点形成モデル事業に公募、選定され、金銭的な助成も受けながら取り組んでいるところです。

さて、この域学連携は地域、大学の双方において次のようなメリットがございます。まず地域のメリットとしては、大学に集積する知識や情報あるいは学生の視点が地域で活かされること。地域で不足する若い人材力を獲得できること。学生時代にまちづくりに関わってもらうことで中長期的にも次世代の担い手となる新たな地域人材の獲得を図れることなどが挙げられます。また大学側のメリットとしては、学問の実践の場が得られること。教育、研究活動へのフィードバックが図られること。

それらを通して教育体制の充実化、学生の育成を図れること。そして大学自体の魅力を向上させることができるということが挙げられます。

今回その域学連携について通告書の記載のとおり、第一に、現在の取り組み状況及び成果、そして第二に、今後の事業展開について町長の考えを伺います。

また、第二の今後の事業展開について、私のほうからも3点提案も兼ねて質問をさせていただきますのでお聞きください。まず1つ目が高校との域学連携です。大津町には大津高校、翔陽高校の2つの高校があり、地域の行事やおまつり等にボランティアとして参加してくれている生徒も大勢います。また、現在翔陽高校においては、フードサイエンス科の生徒及び先生と地域が連携し、7名の食育リーダーを中心に健康特産品づくりや町内イベントでの食ブース等の運営等を行っております。またほかの一般質問でも話があがりましたが、先日の人権を考える人と人との集いでは、大津高校の生徒会が素晴らしい啓発DVDを制作しておりました。域学連携はこれまで述べたように、活動を通した学生自身の学びの意味合いも大きいのですが、就職をする場合には、求職段階から活動で培われる能力、経験、人脈等を学生にとっても早いサイクルで生かします。そして、現在は少子化の中でどのようにして学生を集めるかも学校側の大きな課題となりますが、こうした取り組みやその成果は学校としてのアドバンテージにも十分なり得るものです。また、進学を選択する場合においても、このような実社会での経験を少しでも多く経験することで勉学に励む上でのモチベーションの向上、目的意識の情勢にもつながります。さらに昨今は学力試験ではなく、面接や志望動機、あるいは学生時代の活動などを基に合否を決めるAO入試を行っている大学も多くありますが、こうした取り組みへの参加は選考においても有利に働き、生徒の将来の選択肢を広げることにもつながると言えます。

一方で、町や事業者としては、商品自体の品質向上、裾の拡大はもちろん、マスコミにも取り上げてもらいやすいためPRの効果も大きく、実際に先ほど述べた翔陽高校の活動もしっかりと熊日新聞に取り上げております。また地域団体やボランティアの方とお話すると担い手不足についての課題が毎回出てきますが、当日のボランティアだけではなく、企画や運営にも関わってもらうことでまちづくりの楽しさや達成感も感じ、より多くの学生の継続的な参画につながる可能性も十分に備えていると考えております。そして高校時代にそうした経験を多くしている学生は大学進学あるいは就職後もそうした活動に参加する割合が高く、将来的な担い手の育成にもつながります。

菊池市では、役場が旗を振り、菊池高校生に域学とは、まちづくりとはと考えてもらう機会をつくるために文化祭の機会を利用して共同でシンポジウムを開催しております。もちろん町が率先して活動せずとも地域での自然発生的にも多少なりとも取り組みは生まれると思いますが、それをさらに活性化し、まちづくりに生かすために、大津町でもそうした機会を生むための取り組みの検討を進めてはいかがでしょうか。

なお、付け加えると、昨日も町内の高校の学校長とお話をさせていただきましたが、町内に位置する高校とはいえ、菊池市をはじめほかの自治体からも連携、協力のアプローチが多数あると聞いております。そうした状況の中で積極的にアクションを起こさないことは町としての大きな機会損失につながるのではと考えております。

続いて2つ目なのですが、大学との連携の強化でございます。大学との連携に関しても期待される効果や双方のメリット、そして考え方は基本的に先ほど述べた高校のそれとは変わりません。ただ時間の融通がききやすく、専門性も高い大学においてはより踏み込んだ取り組みが可能です。本町の状況の概要を確認すると、現在のところ県立大学との提携は環境共生活のための提携、まちづくりや生涯学習の講師派遣等のための連携が中心で、学園大においても、大津まちおこし大学への講師派遣を足掛かりに地域全体と連携した具体的な取り組みを進めていくとなっております。実際に私も連携して実施した事業に何度か参加させていただきましたが、町としても非常に感謝すべき取り組みだと思います。もちろん地域、町、団体としては先方の取り組みの支援を積極的に支援すると共に、都合の押し付けにならないような配慮が必要なため、町の意向だけではどうしようもなく、どのようにフェミニンな関係を受け継ぐかが重要になると思います。しかし、私としては具体的な提案として、学生が実際に地域にどんどん入り込んでまちおこしに参画することで、現場レベルで活性化を図っていくという形を実現していただきたいと思っており、実際に複数の町の団体からもそういった声を受けております。また既に締結済みの大学との連携強化はもちろんですが、上述のとおり、大学との連携はより高い専門性を期待でき、各大学によって設置学部も異なるため、提携先の拡大によって取り組むことのできる分野も広がります。大津町がハブとなることで大学同士の連携による相乗効果も大学にもメリットのある形で考えられるのではないかと考えております。そうした意図で提携先の拡大というものも考えてみてはどうでしょうか。

最後になりますが、3つ目が域学連携において地域おこし協力隊を活用するという事です。こちらの地域おこし協力隊に関しては、3月議会の一般質問でさせていただきました。今回の同僚議員への答弁のほうで遅くとも来年4月ぐらいから募集できるように進めていくという話で、その前進をうれしく思うと共に、尽力に感謝を申し上げますが、域学連携については、これまでも担当課とご相談されておる中で、現在の取り組みに注力したい。新たなことをやるための人がいないという言葉が返ってきており、町としては人員不足を最も大きな要因としてあげているという認識です。その中で、例えば総務省でもこの域学連携において地域おこし協力隊の活用を推進しておりますが、庁内に担える人材がいなければ、その報酬及び活動費が国費で支出される地域おこし協力隊を活用することで課題のかなりの部分が解消できるのではないのでしょうか。実際に、先ほど触れた菊池市では、九州大学の大学院生が協力隊員として採用され、全体のコーディネーター的な役割を担っており、提携先としても県内外7つの大学、3つの高校、9つの市民団体と同時に事業を進めております。

以上になりますが、どのような枠組みで進めるにせよ効果的な取り決めを実現するためには、町として全体モデルを検討策定し、中長期的なプロセス及びスケジュールをしっかりと立てながら提携先、あるいは潜在的な新たな提携先と具体的に協議していくことが第一歩だと思います。長くなりましたがこれらを踏まえ、町長の考えを伺います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の域学連携というようなことで、大津町が今県立大学や学園大学と協定を結んで頑張っておりますけども、地元の高校があるということで、高校生の意見も聞いてはい

かがかと、そういう形の中で、今提言されましたいろんな形の中で、我々も今2つの学校と包括協定結んでおります。それぞれ環境とか福祉とか、しかしそのほかにもお話があっておるのは、一部やっておるのは東海大学のほうでの水の関係、あるいは尚綱大学のほうからも文化歴史の関連でお話を今伺っております。そういう課題もあるし、熊大のほうとも包括関連等結ぶと。私のほうも勉強不足ですから、包括関係今2つの大学と主にまちおこし大学なんかやっておりますので、ばらばらというのはどうかなというような形で、そこのまちおこし大学の中でいろんなそういう各学校の生徒、あるいは大津町の学生となる企業の皆さんや農家の皆さん、そういう人たちと一緒にした形でその大学をしっかりと充実していければなというような思いもありましたけども、今提言されております各大学連携のもとでというようなことについては、今後検討をさせていただければなというふうに思っております。また、学校関係、高校生関係についても、翔陽高校や大津高校の校長先生たちとも話をしておりますし、評議員の中にも私も入れていただいておりますので、学校との関係は年に2回ぐらい懇話会があったり、あとは交流会をしておられますので、その中に参加させていただいております。そういうふうに校長先生はじめトップの方、あるいは先生達との親しみが出てくるといったような形になってくると、そこの学生も可愛くなってまいりますし、ボランティアは年末赤い羽根とかいろんな形でボランティア活動も高校生の皆さんがやっておられます。そういういろんな形で大津町の交通安全の関係でも翔陽高校やっておりますので、今回大津町の試験関係で、高校卒の関係で試験をやっておりますけども、大学生が受ける関係で大変面接とかいろんな形で見ると、やっぱり大学生にはちょっと離されるなというような思いがありましたので、今回は高校卒と大学卒を分けまして、大津高校関連等の学生も4名ぐらい採用するというような状況に合格通知を今のところやっておるような状況で、彼達が、若い高校生が卒業して入ってきて、今後そういう中で大津町の行政に携わっていく中で後輩達の意見を取り入れながらしっかりと後継者をまた彼達がつくってくればなと、そしてまた大津町についていろんな意見を、若者の意見を出していただければなというような思いで、そういう形でも取り組みをさせていただいておりますので、今までの包括関連等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 各大学との包括協定締結後の現状、取り組み状況等についてお答えいたします。

まず熊本県立大学との関係ですが、まず平成22年度に親力向上を重点とした子育てをめぐる課題解決への取り組みを研究課題として取り組んでおります。これは親としての家庭教育力が低下している中、課題解決のための新たな政策についての研究を行ったもので、町が策定した次世代育成支援行動計画についての進捗状況を確認し、子育て支援政策についても探求したものでございます。また、昨年度には、大津町における地域密着型コミュニティビジネスの可能性及びコミュニティ型組織とアソシエーション型組織における連携について、また今年度は、第2次大津町地域福祉計画、地域福祉活動計画についてを研究課題として熊本県立大学の石橋先生及びそのゼミ生と共同研究を行っております。今年8月には町の現状を説明したあと、町内関係施設を見ていただきました。また12月には



地域福祉計画等に関する意見交換が行われ、翌年2月ごろには県立大学側から学生目線での提言が提示され、それらも加味したところで第2次地域福祉計画等を策定すると聞いております。さらに県立大学の先生との連携としましては、現在総合管理学部の明石先生には、大津町行政改革懇談会や大津町振興総合計画外部評価委員会の委員長として町にご協力をいただいているところでございます。

次に、熊本学園大学との関係ですけれども、平成20年にスタートしたまちおこし大学の開校前の立ち上げの段階からご協力をいただきながら、現在もまちおこし大学の運営委員長をお願いしている熊本学園大学の畑中先生の指導を仰ぎながらやっているところでございます。包括協定締結後の今年度は、まちおこし大学の中でまちおこしリーダー育成のために開催する実践研究科において、マーケティングやブランド化に関する講義のために熊本学園大学の先生方に来庁していただくことなどを行っており、今後も同大学より指導・助言をいただきつつ、お互いに連携しながら事業を展開していきたいというふうに考えているところでございます。今後の事業展開としましては、近年地方公共団体が大学等と連携して行う地域おこしに係る取り組みである域学連携を支援する目的で、国が活動に要した経費のうち地方公共団体負担分に対して特別交付税措置を行っておりますが、町としても、先ほど議員さんからお話がありましたように、菊池市が取り組んでいるような例を事例としまして、域学連携に、菊池市のような事例を参考に、先ほど言われました高校との連携、あるいは大学との連携強化、また地域おこし協力隊の活用、そういったものにつきまして取り組めるところについては柔軟に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問いたします。

3つの観点から再質問したいんですけども、ちょっと1つ論点を整理しておきますと、域学連携というのは、どちらかというと地域、現場レベルのものと学生がやっていくというお話で、例えば、大津高校生だとか翔陽高校生いろいろやっておりますが、その観点ではそれはどちらかと言えばボランティアで、今回提案しているのは、そのボランティアという、例えば赤い羽根募金のスポットではなく、例えば地蔵まつりがあるとすればその企画段階から一緒に入っていきような、そういった機会を町が橋渡しとしてつくっていくということ。もう一つは、現在締結済みの学園大と県立大の方に関しても、今やはりお話を伺うと、それはもちろんものすごくいいことではあるんですけども、域学連携というかは、共同研究、いわば官学連携みたいな形になっているのですが、そこをもう一步含めて、学生が実際に大津町に来て、例えば祭りを盛り上げるでもいいですし、地域、先ほどお話しも出ておりました地域の公民館でいろんな行事をやっていくとか、そういった取り組みにつなげるような橋渡しを町としてできないかなというところが一つでございます。

二つ目が、先ほど東海と尚綱の話がございましたが、そういったところもちろん向こうの意向もあるんですけども、そういったところとも具体的な提携等を結んでいけば、例えば町がお金を出さなくとも、国だとか、県だとかの助成金申請がおりやすかったりだとか、あるいは大学のほうも費用をつけやすかったりだとか、そういったことがあるのでそういったことも考えてみてはどうかということ。

三つ目は協力隊のところ、もう少し何かプラン等あれば教えていただければと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

まず第1問が学生、企画段階から学生たちが直接来ながら共同でいろいろとやったらどうかというようなことじゃないかなと思いますけども、確かにおっしゃるようなことで進めていけたら一番いいかなと思います。現在、まちおこし大学の中でですね、6次産業化といいますか、新たな企業支援といいますか、そういったようなことを今取り組んでいるところでございます。そういった中で、もう少しそのこっちのほうを煮詰めていきますと、大学のほうの学生を使ったところでのそのいろんな取り組みができるのではないかなというふうに期待しているところでございまして、今後学生さんたちも利用しながらどんどんそういったところに共同でいろいろとできればいいかなというようなことも今考えているところでございます。

2点目が一応他の大学との協定連携といいますかね、そういったことにつきましては、とりあえず今の県立大学、それから学園大学ですかね、で取り組んでおりますので、幾つもやっちゃうとやっぱりそのなかなか一つ一つがその疎かになる可能性もございますので、今はやっぱり県立大学、学園大学、今取り組んでいる事業を一生懸命やりながらですね、ある程度成果等が見えてきたらば、またおっしゃるようなところで少しずつ広げていくというのも考えていきたいというふうに考えているところでございます。

地域おこし協力隊につきましては、おっしゃるようにですね、いろんなところで活用ができるかと思っておりますので、いろんなところでその活用ができればやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 時間ないですが、再度1点だけ質問いたします。

先ほどまちおこし大学とかのほうで徐々に大学生とかも入っていくように、形になればいいなというお答えだったんですけど、そうではなく、町としてそういう方向に持っていけるように率先して動いていくべきであると私自身は考えているんですけども、そのところについて改めてご答弁をお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） おっしゃるとおりではございますけども、なるべく今の事業を着実にやっていきながらですね、進めさせていただければというふうに今考えているところでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 先ほど述べたとおり、実は大学側のほうからも、地域団体のほうからもそういった声を、望む声が向こうのほうからあがっているの、そういったところもしっかりと考えて進めていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。3時から再開いたします。

午後2時49分 休憩

△

午後2時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、永田和彦君、徳永総務課長、両名より早退の届けがありましたので報告いたします。

手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） こんにちは。12番議員の手嶋靖隆、通告に従いまして1項目だけ一般質問を行いたいと思います。

高齢者対策についてでございます。先日本田議員のほうからも質問されておりましたので、私の視点で1項目だけを質問いたしたいと思います。現在の日本社会での最も大きな変化は、人口の構図の変化であり、急激なる高齢化と少子化であります。高齢化は平均寿命の伸びが直接要因と思われますが、その反面、少子化も高齢比率を押し上げていると。このような社会を高齢少子化社会と呼ばれています。人口減少社会でもあり、高齢化の要因は出生率とそれから死亡率が低下することであり、高齢者人口の推移を見ると、遡りますと昭和25年に約411万人、4.9%であったのが、昭和45年には733万人で7.1%となっています。平成になりましてから17年度には約2千576万人、20.2%、それから人口の割合としましても増え続けております。総務省によりますと、将来推計で2030年、10年後ですけれども、3千647万人ということで31.8%となり、超高齢化社会に移行するものと実に思います。本町では、推移も現在高齢者数も6千672人で高齢化率19.8%となり、3年後には7千254人、高齢化率は20.7%となり、11年後は8千301名ということで高齢化が21.6%と見込まれております。これらの人口増は、年金、医療、福祉に関わる社会保障の増大をもたらすことは必至であり現政権下のもとに交付金が安心できる継続可能な社会、補償制度に向かって自助、自立を第一に、共助と公助を組み合わせた社会保障は保険金制度の基本として消費税全額を社会保障に充当されることを切望するものであります。

このような現状を踏まえて、3点につきお伺いしたいと思います。まず、介護を必要とする高齢者の過年ごとに増えておりますが、その状況も長期化して介護者の高齢化もあって、家族における介護には限界とも言えます。高齢期最大の不安要因は、自分及び配偶者において、介護、病気になった場合、いろいろな問題に直面するものと思われれます。この状況を解決するためには、平成12年介護保険制度が導入されてまいりましたけれども、すべてが解決しているということはいえないようにございます。よって保険者として行政の実績を踏まえて関連する周辺の施策を一体的に、また総合的に事業を展開することが不可欠と思われれますが、今後どのように対処されていくのか。

2点目が一人暮らしの高齢者の増加でございます。長寿社会は一方の配偶者が死亡により一人暮らしの高齢者と、核家族化が定着する中で、高齢者のみの世帯が見受けられます。地域社会から孤立した生活を余儀なくされている現状を見受けまますし、保険者として行政の実績を踏まえ、今後どのように介護充実に向かって対応されるのかを伺います。

3点目が健常高齢者の社会参加において多数の高齢者が心身ともに自立した生活を営んでおられるわけですが、高齢者の中にも就業や地域活動、ボランティア等を通じて社会に奉仕されている方も見受けられ、反面、その機会に恵まれない高齢者もおられる現状を見て、社会参加活動は健康でも地域社会への貢献と自己の経済的にも収入を得るものでもあります。行政負担軽減と共に、医療費の抑止の効果をもたらすものでもあります。よって、行政として地域レベルで社会参加活動のため拠点づくりをどのように充実されるのか、環境整備をしていかれるのか。と、今後どのように就業機会を図られるのかを伺いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の高齢者対策の取り組みについてのご質問でございますけども、議員ご承知のとおり、団塊の世代が75以上になると言われる2025年問題を見据えて、介護保険制度が大きく改正されました。可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まいや介護、医療や介護予防、生活支援が一体的に提案される地域包括ケアシステムを地域の特性に応じて作り上げていこうというものであります。大津町では65歳以上の高齢者6千600人が今後毎年200人近く増加し、2025年には8千300人を超えると予想しております。当然介護保険の認定者や認知症高齢者も増加しておりますし、高齢者の一人暮らし世帯あるいは夫婦世帯も増えてまいります。そのような状況の中で、在宅での生活支援のためには医師会と連携して、在宅医療を推進したり、また元気な高齢者に活動してもらうなど、相互に支えあう互助の取り組みが住民ボランティアやNPO、地域老人クラブなど民間団体等のあらゆる資源の活用、そして生きがいのある高齢者になって社会参加できる場があるなど、まちづくりそのものに関わる大きな取り組みも課題と思っております。具体的には、第6期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中に取り組んでまいりたいと考えておりますが、地域包括支援センターの体制強化や在宅支援の受け皿づくりなど、早急に取り組み、長寿を恐れないでなく、長寿を楽しめるまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。働く場所という元気な老人の皆さんにつきましては、町のシルバー人材センターを起点にして、高齢者の働く場所をしっかりと支援していきたいというふうに思っております。現状のところについて、また担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 町の現状や課題及び今後の取り組みについて説明をいたしたいと思っております。

先ほどお話がありましたとおり、大津町の高齢化率は19.8%と、これは県下でも低いほうでございますけれども、これは総人口の増加により相対的に横ばいで推移をしているような状況でございます。これも議員が先ほど述べられましたけども、65歳以上の人口は現在6千672名ですが、11年後の平成31年には8千300人と1千600人以上増加し、その半分が75歳以上の後期高齢者が占めるのではないかと予測をしております。このように、高齢者の増加にあわせて介護保険の認定者数やサービスの利用者、そして認知症高齢者も増加してまいりますので、医療や介護の需もさらに増加していくのではないかと危惧をいたしております。介護保険制度が創設されてから1

5年目を向かえ、その間、介護サービスの提供は着実に拡充をされてきましたが、団塊の世代が75歳以上となり、医療ニーズをあわせもつ要介護者の増大が見込まれる2025年に向けて医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急がれているところでもございます。特に新しい介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業を平成29年度までには市町村で実施することになります。要支援者と2次予防事業対象者などに対し、介護予防と生活支援を一体的に行おうとするもので、特に生活支援につきましては、買い物の手伝いや配食、見守り等の日常的な生活支援を必要とする人のため、地域の元気な高齢者や人とのつながり、そして住民ボランティア、NPO、地域老人クラブ、民間団体とあらゆる資源を活用して取り組むことで、年齢を重ねても、虚弱になっても、社会参加やリハビリを使ったりしながら住み慣れた地域でせいかつできる、そのようになるのではないかと考えております。また、高齢単身世帯や高齢者夫婦世帯も1千600世帯を超えておりますけども、これも今後さらに増加していくものと考えております。町としましても、高齢者のつながりや自立を支援するため、ミニデイサービスやふれあいサロン、介護予防元気はつらつ事業、いきいき運動教室、そして配食サービスなどを実施しているところでございます。しかし何と言いましても、いつまでも元気で暮らしていくためには、地域とのつながりは不可欠であると考えております。老人クラブ活動などは、最近では残念ながら会員数も減少してきておりますが、その役割は大変重要だと考えており、活動の支援も行っていきたいと考えております。そのほかにも、市民の活動や地域活動、そしてボランティア活動などにも積極的に取り組んでいただく。その一つのきっかけとして地域通貨水などの活用も考えていきたいと考えております。社会との接点を持ち続けながら元気でいたいと願う高齢者は地域の中に数多くいらっしゃいます。そのような元気な高齢者が先ほど述べました生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者自身が社会的役割を持つことで生きがいづくりや介護予防、それが引いては医療の抑制にもつながっていくものではないかと考えております。高齢者の生きがいづくりや就労支援のためには、先ほど町長が申しましたとおり、シルバー人材センターの活用、またそのほかにもボランティアとして傾聴ボランティア、配食ボランティア、高齢者の運動教室や口腔栄養教室のサポートボランティアをしていただいております元気アップサポーターズ、離乳食セミナーや生活習慣病教室の協力をいただいている大津町食改善推進協議会など、高齢者も参加できるボランティア団体等の支援もさらに推進していきたいと考えております。そのような元気な高齢者を活用したボランティアの担い手の育成、発掘、そのネットワーク化を行うため、生活支援サービスコーディネーターを今後設置していきたいと考えております。現在、高齢者となっても、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らしていけるような支援のあり方を検討する第6期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定中でございますので、高齢者の生きがいづくりや介護予防につながる取り組みをその中に織り込んでいきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 2、3お尋ねと確認をしておきたいと思います。

今民生委員の方と、それから健康福祉懇談会ですか、の形の2つのあれがありますが、その方々たちの役割分担といいますかね、一人暮らしのところあたりの対応はどちらが優先的にされているのか

ということと。

それから先ほどありましたように、特に健常者を育成するためにはですね、老人会あたりはやっぱりコミュニケーション持ちながら取り組むのが大事ですけども、何か老人会そのものの行事というのが減少しているというお話を聞きました。そのことの対応はどうされるのかなということと。

シルバーセンターがですね、今二百何名だろうと思いますけれども、実際にその一月の中で何日ぐらいその就業されているのか。そこら辺が実態がわかっておれば教えていただきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 手嶋議員の質問にお答えをしたいと思います。

第一問目が民生委員と地域活動推進委員のどちらかということでございましょうか。民生委員は、もう当然民生委員の業務として高齢者の一人暮らしのところに毎月1回必ず見守りをしていただいておりますので、それはもう民生委員さんの業務として対応していただいているところでございます。地域福祉推進員につきましては、主にその地区で開催されておりますふれあいサロンとか、そういう事業のお手伝いということをお願いしておりますので、第一義的には民生委員・児童委員の方が見守り等は行っておられるところでございます。老人クラブの活性化については、特段のその特効薬というのは今のところないような状況でございます。ただ老連のほうも今年度100名の会員増を目指したいという話も聞いておりますので、老人クラブの活動の大事さとも含めて介護予防、生きがい、そこら辺からそういう地域でのつながりも大事ですよという啓発を進めていければと思っているところでございます。

シルバー人材のセンターの一月の、会員数は平成25年度で249名でございます。その内実際就業、実人数というのが194名で大体77.9%の就業率というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 具体的に説明いただきましたのでわかりました。今後特に社会構図も変わってきてどんどん増加する傾向にもありますので、今後要望としてですね、お願いしておきたいと思いますが、そこは特に介護サービスのニーズが急激に増大してまいりまして、現行の介護制度は財政的にも危機的にもですね、危険な状態にもあります。

それから、従事者の処遇改善で研修等の支援により介護サービス等の質の向上ということも今後大きな問題になってくるんじゃないかなと思いますし、保険料の負担の増大と抑制、真に必要な介護サービスをですね、確保することが急務でもあろうかと思われま。十分なる今後体制整備に取り組んでいただいて、地域包括支援センターの充実、機能、役割を生かされて介護予防のマネジメントに努めていただきたいと思います。

以上、私のほうから一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） これで、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時 18 分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告



## 諸 般 の 報 告

- 平成26年第6回大津町議会臨時会会議録
- 平成26年度大津町教育委員会点検・評価報告書

# 平成26年第7回大津町議会定例会会議録

平成26年第7回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成26年12月12日(金曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍 一 郎		
出席議員			
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一 書 記 岩 下 潤 次		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 副 町 長 徳 永 保 則 総 務 部 長 岩 尾 昭 徳 住 民 福 祉 部 長 田 中 令 児 経 済 部 長 大 塚 義 郎 土 木 部 長 大 塚 敏 弘 併任工業用水道課長 総 務 部 次 長 兼 杉 水 辰 則 総 務 部 総 務 課 長 徳 永 太 兼 会 計 管 理 課 長 上 田 ゆ かり 総 務 部 総 務 課 長 羽 熊 幸 治 総 務 部 総 務 課 長 白 石 浩 範 教 育 部 長 齊 藤 公 拓 教 育 部 長 松 永 高 春 農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳		

## 平成26年第7回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成26年 11月20日 請 願 第 3 号	「農協改革」に関する意見書の提出を 求める請願書	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成26年 11月21日 陳 情 第 3 号	美咲野行政区分割に関する陳情	継 続 審 議	総 務 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 26 年 12 月 12 日 (金) 午前 10 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 5 発議第 7 号 「農協改革」に関する意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 57 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1、諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

#### 日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 73 号関連、議案第 76 号、請願第 3 号の 3 件であります。当委員会は、12 月 8 日、委員会 C 室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。

議案第 73 号関連、平成 26 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号) についてであります。

農業委員会関係におきましては、委員より、新しい農地台帳に変わってのメリット・デメリットについての説明を求めました。執行部より、インターネットで公表するために全国どこにいても農地の情報が地図で見ることができるようになります。そのことにより企業等の農業参入が増えてきて、農業の振興につながるのではないかと思います。ただ、個人情報絡んできますので、気をつけなければならないと考えていますという答弁がありました。

また、委員より、「農地台帳の追加」とあるがどういうことか。執行部より、まだ紙ベースで管理

している自治体があります。それらを全国統一の証明書が出るように農地台帳の整備及び改修しようというのが今回の趣旨であります。CSVデータにして、全国農業委員会に送付いたしますと答弁がありました。

委員より、更新していくサイクルは何年かという質問に、執行部より、地目等の変更で税務課が年1回更新いたします。それに合わせて1回ということを用意しておりますと答弁がありました。

また、委員より、農地法の改正により整備するものとなつてはいるがそもそもいつ改正になったのか。それと、委託事業となつているがどこがするのかとの問いに、執行部より、平成25年度に改正になり、平成26年度4月1日からの施行であります。ただ、システムの概要が決まったのが8月でありましたので、今回の補正になった次第であります。委託については、RKKコンピュータサービスのシステムを導入しておりますので、RKKコンピュータサービスとの委託契約になると思われますと答弁がありました。

経済部農政課関係におきましては、委員より、畜産品評会報奨額は、以前はまだ高かったと思われるがとの問いに、執行部より、現在は現金で5千円ですが、以前は商品を贈呈していたこともあります。その以前は、報奨額で高かったと思われますと答弁がありました。

また、委員より、対象牛の12頭の内訳は、肉用牛か乳用牛かとの問いに、執行部より、共進会の内容は年によって違いますが、肉用牛、乳用牛とも現在まで開催された出品頭数が増加しており、今後開催予定の共進会出品予定数から執行見込み額を積算しておりますとの答弁がありました。

また、委員の意見として、家畜市場での子牛の競り価格は高くはなっているが、農家の経営状況は餌代の高騰により苦しいとのことである。町でできる範囲の対応はしてほしいという意見がなされました。

経済部商業観光課関係におきましては、委員より、都市対抗野球の応援団派遣の折にのぼり旗を立てたことにより、ふるさと納税が多かったとのことだが、東京周辺が多いのかとの問いに、執行部より、東京近辺が一番多いが、全国的にばらばらでありまして、熊本県内もあるとのことでありました。また、委員より、肥後大津駅周辺整備完成事業に関して、補正の前に事前に相談があったが、実行委員会を作ると聞いた。補助金の特性上、確認者の集約が目的であると思われるが、来賓など来てもらいたいのであるならば、委員は多くなるが、委員が多くなればまともにならないのではないか。思いつく限り入れてあるように思えるがとの問いに、執行部より、なるべく多くの方々に参加してもらいたい。商工会、観光協会や、昨日ふるさと祭りを行ったJAにも出てもらいたいと考えていると答弁がありました。

また、委員より、実行委員会は責任転嫁の部分もあるのではないか。選挙で上がった議員は強力な権限を持っている。全ての人の代表、議会と町で決めている。例えば、立野の迂回水路あたりは予算をつけて行っている。実行委員会はそれにはない。参加するところは、説明だけで仕事を増やさない方がいい。議員に責任を持たせたらどうか。実行委員会では、それぞれ意見を言うのであれば前に進まないし、無駄な時間も出てくるのではないかと。また、別の要望も出る可能性がある。これは1つの提案であるという意見も出されました。

また、委員より、補助金となっているが財源はどうなるのか。初市との関係の考え方を聞きたいとの問いに、執行部より、補助金は4割補助であります。まちづくり交付金は5カ年での対象事業であり、次年度以降、平成27年か28年度に補助金として入ってくるとの答弁がありました。また、委員より、全員協議会の資料の最後に初市が出ているが、駅周辺事業の完成の祝いとしてされるが、祝いとして行うのか、初市を残す事業としてするのか。初市は残してもらいたい。まちおこしとして町職員から働きかけてもらえないかとの質疑があり、また、別の委員からは、商工会や明日観は初市についてどう思っているのかとの問いに、執行部より、商工会からは2店舗ほど出されております。明日観では初市は少なくなったという声は聞いているとの情報があると答弁がありました。

また、委員より、初市のポジションが伝承なのか。昔良かったとするのか。つつじ祭りなどは固定であるが、露天商組合が来ないならなくなってしまふ。町が協力して行うのか。税の支出をするならきちんとしたほうがいい。益城町の市は20年ぐらい途絶えていたが、町が補助金を出して賑わっている。残さないといけない。そういう方向で考えないといけないのではないかという問いに、執行部より、初市は残したいと思います。これからどうするかは考えていかなければならないと思われまふと答弁がありました。

次に、土木部都市計画課関係におきましては、委員より、昭和園の橋について強度はどうなのかとの問いに、執行部より、昭和61年に供用を開始しておりますが、表面が錆びて危ないところがあります。橋本体の調査についてはかなりの費用がかかりますので、長寿命化計画を作成し、その後調査をしたいと考えておりますと答弁がありました。

また、委員より、駐車場自体はどうなっているのかとの問いに、執行部より、現在あけぼの団地駐車場工事を行っており、そのための代替用の駐車場として現在利用しておりますとの答弁がありました。

また、委員より、根本から変えてみたらどうだろうか。橋をなくして開放し、駐車場料金を取るような拡張予定はないのかとの問いに、執行部より、東側の駐車場を開放し、別に駐車場をつくるとなると相当な経費を必要とするため、費用対効果の面からも経費がかかりすぎるとの検討結果になったということが答弁にありました。

また、委員より、橋の土手部分については崩れないよう擁壁にすることはいいのかとの問いに、執行部より、以前、調査したところ数千万円の経費が必要であるため、現状のまま毎年の刈払いで管理をすることにしていますと答弁がありました。

採決の結果、議案第73号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第76号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります。消費税の中間申告に伴う経費計上であり、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第76号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、請願第3号、「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願書についてであります。

委員の意見として、国は全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会に対しては、厳しい指

摘をしている。一方、当町に設立されたネットワーク大津等は支援をしている。また、株式会社は株主のものであり、ネットワーク大津は国からの補助金も多い。これからは国もこのような体制を支援したいのではないか。また、農協も今までは甘いところもあった。以前は、農協が農家との間に入り、農産物の販売などを行ってきたが、今は農家が直接販売することができる。自ら改革すべき時期にきており、地域に応じた自己改革を行ってほしい。また、別の意見として、農協には自ら、今後のあるべき姿を見直してもらいたい。意見書は国に提出することでいかがかということが、様々な意見が出ました。

採決の結果、請願第3号につきましては、全員賛成で採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。そしてまた、皆様方の議席に配付されました閉会中の継続調査の申出書に書かれております継続調査のお願いをいたしまして、当委員会に付託されたものは全てであります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 皆様、おはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第73号関連、議案第74号、そして議案第75号の7件でございます。

当委員会は審議に先立ちまして、12月8日に関係する1カ所の現地調査を行い、引き続き大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。

以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第68号、大津町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてであります。

委員より、国の基準では、①事由、②区分（保育必要量）、③優先利用の3要素を定めておりますが、大津町では①事由のみ基準を定めている。先行している自治体でも確かに基準だけに留めているところもあれば、細かく定めているところもあります。条例で定めるのと規則等で定めるのは意味合いが違うが、①事由のみである理由は何かという質問に対しまして、執行部より、国の指針では、「保育の必要性の認定基準は、子ども・子育て支援法施行規則において具体的に規定されるものであり、必ずしも市町村において条例化する必要はない。」と規定されており、各市町村の判断で、条例か規則で定めることになっております。そのような状況の中で、多くの市町村が条例化しており、その中でも①事由、②区分（保育必要量）、③優先利用の3要素の取り扱いについては規定がなくなれば、①事由のみのところもあれば、①～③まで条例化しているところもあります。近隣市町では、9月に菊池市が既に条例化しており、菊陽町では12月議会に提案、合志市は規則で定める予定と聞いております。条例化については、菊池市と菊陽町の両市町ともに「①事由のみ」であることもあり、大津町でも事由のみを条例といたしました。

委員より、近隣と足並みをそろえる必要があるものと、そうでないものがあると思う。足並みを

そろえることは絶対条件ではないので、町としての判断はどうかと。子ども・子育て会議の資料においては、3つの要素で決めることになっている。その3つの中の1つだけを条例で定めていいものかと思うが、他の要素については、後日規則で定めるのかという質問に対しまして、執行部より、2月末までには規則で定めたいと考えます。大体の案はできているので、あとは近隣の市町の動向を見ながら決定していきたいところでございます。2月までには決定通知を出さなければいけないものであり、今後、子ども・子育て会議や議会などにも説明していきたいと思っておりますという答弁がございました。

委員より、ほかの市町村に比べて保護者への新制度の説明など作業が遅れているのではないかとこの質問に対しまして、執行部より、現在、近隣の4市町担当者会議などを開催し、利用者の負担額（保育料）などについてすり合わせをしているところです。今後スピードを上げていきたいと思えますという答弁がございました。それから、今後、国の方針に従い保護者の所得に応じた応能負担の導入を基本としつつも、近隣の公立幼稚園を設置している市町村を参考に、在園者の方々に対して何らかの経過措置を設ける予定であることを説明いたしました。今後、保育料の案が決まり次第、保護者説明会を再度開催したいと考えていますという答弁がございました。

採決の結果、議案第68号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、議案第69号、大津町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。これに対する質疑はございませんでした。採決の結果、議案第69号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、議案第70号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、出産一時金について、総額は変わらないものの、但し書きの3万円が1万6千円になるということだと理解するが、差額の内容を教えてください。執行部より、国の社会保障審議会医療保険部会で審議がなされ、加算額については3万円を1万6千円とすることが厚生労働省より示されました。この加算額は産科医療保障制度の掛金で、制度が始まった当初は3万円が必要ということでしたが、見直しにかかる試算の結果、1万6千円になったということでもありますという答弁がありまして、委員より、但し書きによる出産ということ、今までは42万円全額がもらえなかった人もいたということではないのか。執行部より、3万円は産科医療保障制度の掛金ですので、給付自体は42万円でした。その中の掛金が3万円だったということでもあります。

委員より、内容については理解できるが、説明としてはどうかと思う。施行令の改正自体は3万円未満は変わっていない。39万円が40万4千円になることは説明されたが、3万円が1万6千円になることの説明はできていない。説明として、1万6千円がどこから出てきたか説明がないとまずいのではないかとこの質問に対しまして、執行部より、1万6千円について説明をいたします。こちらは平成27年1月に行われる産科医療保障制度の見直しに合わせ、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で審議され、3万円から1万6千円への引き下げが了承されたものです。平成21年に制度が始まった当初の推定よりも給付が下回ったため、余剰金が800億円あるということです。今回の試算では、本来、1分娩当たり2万4千円ということですが、10年にわたって、余剰金を1分娩当



たり8千円を充てるということで、差し引きの1万6千円が平成27年1月から掛金ということでした承されたものだという答弁がございました。

採決の結果、議案第70号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、議案第71号、大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定についてであります。

委員より、指定管理料（委託料）は、説明資料に「申請者からの提案された金額をもとに協議の上」となっているが、1社しかない中でどうやって決めているのかという質問に対しまして、執行部より、熊本県放課後児童健全育成事業補助金における県基準額や、昨年度の指定管理委託料の実績額などを参考にし、町のほうであらかじめ積算しています。また、登録児童数を40人とし、指定管理料は300万円以下と積算し、それに障がい児の受け入れが見込まれる場合は別途加算する旨を、募集要項に記載し募集をいたしましたという答弁がございました。

委員より、審査自体は総務課の所管ですが、子育て支援課も一緒に審査結果を把握して改善を図っていったほうがいいのかという意見がありました。それに対して、執行部より、もちろん審査以降はしっかりと教育部のほうで管理指導していきますという答弁がございました。

執行部より、学童施設の県基準に達していない部分については、今後、指定管理候補者と施設整備について協議し、県のガイドラインに従って整備を進めますという答弁がございました。

採決の結果、議案第71号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの決しました。

続きまして、議案第73号関連、平成26年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、浄化槽設置世帯を3年かけて調査したとのことだが、県から依頼があったのか、どうして行ったのかという質問に対しまして、執行部より、県の浄化槽協会が直接調査を行いました。法で検査が定められており、その検査を受けるよう指導するためでございます。年1回の法定検査を受けるためには清掃など行わないといけないのですが、その効果で汚泥運搬量が増加しているものと考えられますという答弁がございました。

住民課関係では、委員より、修繕料の補正ですが、町営住宅の退去件数が増えたのが原因ということで、何件ぐらいあったのか。また、今後の見込みはどれぐらいかという質問に対しまして、執行部より、今年は11月までに43件です。例年ですと年間40件程度になります。今後も月に5件を見込んでおりますという答弁がございました。

続きまして、福祉課関係では、委員より、児童手当を増額している件について、理由は転入者が多いからかという問いに対しまして、執行部より、増額の主な理由は転入者が多いからになります。今年の9月時点の3歳から中学校修了前の児童数は、平成25年より118人増加しておりますという答弁がございました。委員より、民生・児童委員活動補助金のPR事業とはどんなことをしているのかという質問に対しまして、執行部より、民生委員児童委員協議会で実施される事業で、いろんなイベント等で使われる啓発用ウインドブレーカーの購入や写真パネルの製作費に使う予定ですという答弁がございました。

次に、健康保健課では、委員より、住宅手当についての説明を求めたいということで、執行部より、

住宅手当については職員が結婚で新たに住まいを構えたことにより発生したものです。財源の組み替えが出てきていますが、事業費に伴うもので、住宅手当のみによるものではございませんという説明がありました。

続きまして、教育部学校教育課関係では、委員より、午前中、現地を見せてもらったが、大津北中学校体育館の白蟻発生の原因となった雨漏りは、修繕は完了しているのかという質問に対しまして、執行部より、雨漏りの原因は雨を流すための穴にテニスボール等が引っかかり、それにより溜まった雨が体育館に流れ込んでいたもので、穴に（ボール等が詰まらないように）網をかけるなどの手立てを行って、今のところ雨漏りは止まった状態です。基本的には維持管理の問題と言えますという答弁がございました。

同じく教育部生涯学習課関係では、委員より、全国大会等出場激励金の中で、これから予定されている団体はどの団体かという問いに対しまして、執行部より、12月末開催の全国高校バスケット大会（ウインターカップ）に大津高校女子バスケットボール部が出場いたしますという答弁がございました。

同じく教育部生涯学習課図書館関係では、委員より、自動ドアの修理はどういった内容か、に対しまして、執行部より、図書館は開館して11年になりますが、定期点検で自動ドアの滑車の部分が摩耗しており、故障する恐れがあるとの指摘がありましたので修理を行うものです。

委員より、自動ドアの修理はあまり聞いたことがないが、他の施設ではどうなのかという質問に対しまして、執行部より、総合体育館にも自動ドアがあり、毎年点検を行っています。小さな修理であれば点検の際に対応してもらえますが、金額が比較的大きなものについては、予算措置が必要になりますという答弁がございました。

それから教育部子育て支援課関係では、委員より、家庭的保育改修等補助金の減額理由について説明してほしいという質問に対しまして、執行部より、本年4月からスタートしました家庭的保育室ちゅうりっぷの家賃補助の減額でございます。当初の計画では、保育者の母が賃借していた家をそのまま全部家庭的保育室として利用する予定でしたが、しかし、実際には、母がそのまま居住を継続した結果、保育室と母の居住部分とを分けて考える必要があり、県の指導で面積による按分を行った結果、居住部分の減額となったということですという答弁がございました。

子育て支援課、大津幼稚園・陣内幼稚園では、質疑ありませんでした。

大津保育園関係では、委員より、非常勤職員報酬の減額補正について、欠員6名、退職もいたということだが、保育士は人が集まらないということなのかという問いに対しまして、執行部より、募集をかけても集まらないという状況で、雇用形態を勘案し、4時間勤務を2人募集し、ハローワークにも募集をかけ雇用ができました。12月1日付けで非常勤保育士は20人です。早出1名、遅出1名、延長1名。雇用として9月より1名、10月より2名（早出・遅出）、それから11月より1人雇用をしておりますという答弁がございました。

委員より、分園の開所当初の入所者は9名であったが、現在は何人かという問いに対しまして、執行部より、12月現在で1歳児11名、2歳児6名、計17名ですという答弁がございました。

採決の結果、議案第73号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの決しました。

続きまして、議案第74号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、退職者医療の給付費が減少傾向との説明だったが、原因として退職者医療の加入者数が減ったことと、1件当たりの医療費が減少したことの要因は何かという質問に対しまして、執行部より、1人当たりの医療費については、昨年度に非常に高い方がおられたということが考えられます。加入者数が減ったことと、高額な方が昨年と比べて減ったことが、この差だと考えております。施策によって減少したということではないと思います。自然減ということなのかということに対しまして、執行部より、今の状況ではそういう状態ですが、新たに重篤者が出てくれば、給付費も上がるということはある得なくはない状況でございますという答弁がございました。

採決の結果、議案第74号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、議案第75号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。これに対しては質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第75号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの決しました。

当委員会に付託されました案件は以上でございます。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第72号、議案第73号関連、陳情第3号の3件であります。当委員会は審議に先立ちまして、12月8日午前中に、関係する西原村地内にある原野の現地調査を行い、午前11時15分から委員会A室へ、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

以下、審議経過の概要と結果について、主なものを要約してご報告申し上げます。

まず最初に、議案第72号、公有財産の使用についてであります。

委員より、大津西原原野組合の土地に残りの土地はありますかとの問いに、執行部より、平成8年に西原村と俵山の共有原野については分割協議が成立をしており、大津町分割地には植林ができるほどのまとまった残りの土地はありませんとの答弁でした。

委員より、俵山共有原野の分割について説明をしてくださいとの質疑に、執行部より、俵山の旧道から北側を大津町、南側を西原村に分割している。ゴルフ場に貸し付けている土地は大津西原共有原野組合の共有名義のままです。来年度から西原村で俵山地区の国土調査が始まりますので、これが終わり次第、大津町で登記をされる予定ですとの答弁でした。

委員より、水源涵養林として整備されるということだが、100年の使用期間終了後はどうなるかとの質疑に、執行部より、分収造林契約書第3条の中では伐採予定期間が定められていますが、水源涵養林整備が目的ですので、第2条第2項で当事者協議の上、延長することができるとなっております。

す。水資源確保の森林として残せるよう熊本市と協議していきたいと思いを。

委員より、植栽される樹木の種類についての質疑があり、執行部より、ヤマザクラ、ヤマモミジ、ケヤキやコナラ等の広葉樹を予定しておりますとの答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第72号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号関連、平成26年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

議会事務局関係では、質疑はありませんでした

総務部総務課関係で、委員より、財産管理費の賠償金について詳しい説明を求めるとの質疑に、執行部より、町道落石による車両破損賠償については7月6日に大津町大字平川地内の町道馬場坂線において、落石に車が乗り上げてオイルパン等が破損したものです。

委員より、事故が発生した後、落石現場の点検等はきちんと実施をされているかとの質疑に、執行部より、建設課で対応しているとの答弁でした。委員より、運転手側の責任はないのかとの質疑に、執行部より、運転手の前方不注意もありますので過失割合に応じた賠償金額となっている。

次に、9月24日に発生した美咲野小学校スクールバスの事故について、大津町大字古城の県道北外輪山大津線、通称ミルクロードの東部清掃工場入口付近でUターンするため右折した時、対向車に衝突したものです。

委員より、同乗児童に損害賠償があるが状況はどうなっているかとの質疑に、執行部より、病院で診察をした費用です。診察をした結果、異状はありませんでした。人身事故で処理されておりますので、自賠責で支払いをしている。また、最後の10月24日に大津町大字森185-5地先、県道瀬田竜田線で発生した大津町交通安全パトロール車の事故ですが、相手方乗用車とすれ違う際にお互いの右側ドアミラーを接触したものですとの答弁でした。

委員より、一般管理費の臨時職員賃金で、この中に議会事務局職員の病気休暇に伴う臨時職員の分も含まれているのかとの質疑に、執行部より、産休及び病気休暇に対する臨時職員分ですとの答弁でした。

委員より、正規職員でなぜ対応できなかったのかとの質疑に、執行部より、年度途中であり正規職員の人的配置は業務遂行上支障がありましたので、今回は臨時職員での対応となりました。病気休暇が長引くようであれば、4月の定期異動の時に正規職員の配置を検討したいとの答弁でした。

総務部総合政策課関係で、委員より、番号制度導入に向けてのスケジュールはどうなっているかとの質疑に、執行部より、番号制度は昨年5月に法が整備され、現在総合行政システムの改修を行っている。来年10月からは全ての国民への番号の通知が行われる。ICチップの入ったマイナンバーカードの交付については、平成28年1月から申請に基づき交付される予定であるとの答弁でした。

委員より、中間サーバーとはどのようなものかとの質疑に、執行部より、番号制度における中間サーバーとは、国の指示により「地方自治体情報システム機構」が整備するもので、全国に2カ所設けられる。それぞれの団体が保有する個人の情報については、高いセキュリティを保つために直接やり取りをするのではなく、番号により紐付けられた情報として、この中間サーバーを介して、照会や

連携を行うことになっているとの答弁でした。

委員より、ふるさと納税の周知はどのように行われているかとの質疑に、執行部より、全国的には、各自治体におけるふるさと納税を紹介するサイトがあり、そちらに大津町も登録している。ふるさと納税を希望される方はそれをご覧になり、希望する自治体へ寄附をされている。また、大津町のホームページにおいても、町へのふるさと寄附についてのご案内をしているとの答弁でした。

総務部税務課関係では、委員より、償却資産は1月末日が申告期限という説明であったが、平成26年1月に申告した償却資産の固定資産税の課税は、26年度にするのかとの質疑に、執行部より、平成26年度課税となる。12月に新年度の予算編成を行うことから、1月末日が申告期限である償却資産については、新年度の固定資産税の調定見込額の算定が難しい面があるとの答弁でした。

総務部人権推進課関係では、質疑はありませんでした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第73号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、陳情第3号、美咲野行政区分割に関する陳情についてであります。

委員より、これまでの経過報告について執行部の説明を求める質疑に対して、執行部より、経過報告については、美咲野自治会からの報告に基づいて説明をさせていただく。美咲野の行政区分割については、平成22年の美咲野自治会の総会で方針が承認され、それ以降、毎年、総会の議題として取り上げられていると報告があっている。昨年度（平成25年度）には、「分割検討会」を発足され、検討会が行われ、その後、検討した結果を自治会へ答申されている。答申内容については、行政区を1丁目から4丁目の4分割にする。2番目に各丁目から行政区嘱託員4名を選出をする。3番目に、美咲野の自治会は現行体制を基本とし、分割はしない。

以上の内容を受け、平成26年の総会において、今後どのように進めていくかについて「分割推進委員会」の公募・推薦をするということで承認されている。今年度は「分割推進委員会」において、分割に向けた具体的な事項を協議され、再度、自治会へ答申されている。

答申の内容として、1、美咲野1丁目から4丁目まで4行政区に分割し、各丁目行政区嘱託員を兼務する自治会長又は副会長を配置する。基本方針として、美咲野自治会は1つのままとする。各行政区（丁目）の事業・問題は、原則各行政区で完結する。自治会役員会は、美咲野全体に関する事業及び各行政区（丁目）で解決できない問題を取り扱う。スケジュールとして、役場への分割申請書の提出は平成26年10月から11月までとする。

その後、10月26日に役場に3件のメールと2件の電話があり、分割反対の内容で、陳情書の内容と同じようなものが寄せられている。その後、区長さんへその内容について説明をし、住民からの反対が起きているような状況であるので、再度、分割について自治会会則にしたがって、住民の皆さんの合意形成を図っていただくようお願いをした。その後、11月26日に「分割要望書」が提出されましたが、書類等の不備により、再度、提出をお願いしているところでございますということでした。

美咲野の行政区分割については、昨年度から区長さんからご相談を受けて、町としては行政区嘱託

員の制度や、分割する場合のスケジュールや必要な提出書類の説明を行ってきた。行政区を分割するには、住民の皆さんへの説明と理解はもちろん、会則にしたがった総会での議決が必要となる。今後は、住民への説明・周知の方法、総会の開催方法などを助言していきたいという答弁でした。

委員より、地縁団体と今回の行政区分割との法的な関係はどうかという質疑に対し、執行部より、地縁団体とは、自治会等の地域的な共同活動を行っている団体をいい、地方自治法第260条の2には、その団体が不動産などの権利を保有できることについて規定している。例えば、自治会名で不動産登記が可能となる。市町村長が認可をし、現在65区のうち35の地区が認定を受けている。美咲野自治会は平成14年2月認定済みである。地方自治法第260条の15に、認可地縁団体の総会の招集の通知についての規定があり、今回の総会の周知は会則にしたがって行われていると聞いている。また、今回は、行政区の分割であり、地縁団体である自治会は今までどおり1つである。地縁団体は美咲野自治会が認可を受けているので、自治会が解散しない限り、今回の陳情書にあるような法令違反には当たらないものと考えたとの答弁でした。

委員より、スケジュール的にはどうなのかという質疑に、執行部より、予定では要望書と必要書類の提出は11月末日を期限としていたが、要望書は提出されたが、必要書類の不足があり、現在役員を決められている状況と聞いている。町としても、総会での分割の承認とそれに伴う規約の改正、組織体制を承認された議事録は必要と考えているとの答弁でした。

委員より、4月の自治会総会を受け、その後の定例会でも提案は可能なのかとの質疑に、執行部より、当初の予定では、3月定例会にお願いし、4月に分割スタートという計画であったが、今後、自治会の総会が行われ、必要書類がそろった段階で提案したいと考えているとの答弁でした。

委員より、行政区の分割は自治会内部のことであるので、十分話し合いを行ってほしいという意見が出されました。この陳情につきましては、自治会内部の問題、自治会の中でよく話し合っただけで決めていただくという意見が大勢を占め、陳情第3号につきましては、全員賛成で継続審議をすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては、委員会の決定にご賛同をいただきますようお願いを申し上げまして、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で各常任委員長の審査報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。11時から再開いたします。

午前10時50分 休憩

△

午前10時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 総務委員会に対して、質疑を行います。

議案第72号について。分収造林契約書の内容をゆくゆく見てみますれば、何点かあったんですが、

何遍も読み替えしてみるとなるほどなと思う部分がありまして、その中でちょっと確認的に疑義をもったのが第8条です。前生木の取去という部分がありまして、第9条まで及んで書いてあるんですね。この中で、こういった契約を結んで、我が大津町の土地を熊本市が借り受けるまでに、この大津町が育成していた樹木を取去しなければ勝手にやりますよというような条文ではないかなと思うんですが、ここで思うのは、この契約書を交わして、大津町が5カ年計画で、事業量とするならば平成28年度からですかね。それまでにきちんとした生前木の整理をしなければならないのかなど。その場合にです、この契約をして、それまでに前生木をきちんと整理整頓しなければ熊本市（甲）の持ち物になってしまうような形なんですけど、この時に町の財産となるようなそういった立木が何かしらあるのではないかなど考えております。ですから、熊本市に権限が移る前にそういった財産になるようなものがあるならばきちんと整理整頓をできるような計画になっているのか。そういったところが審議されたかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） 質疑に対してお答えをいたします。分収造林契約書案の、特に第8条、前生木の取去についてということでお尋ねでございました。委員会では、現地を見に行きましたけど、県道の駐車場から、上から見下ろす形で現地を見てきたわけなんですけど、その際、地図にございますように、目視した限りでは道路から現地の向こう側には植林されたものがございますけど、いわゆる該当地域について、特に資産価値のあるようなものはないと思われました。審議の中では、前生木の価値あるものがあるかどうかという意見はございませんでした。説明の中では、いわゆる紳士協定ということで、本会議でもそういう説明がございましたけど、とりわけ、これによって町が不利益を被るとか、そういう質疑答弁はございませんでした。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第68号、大津町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、大津町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、大津南小学校校区学童保育室の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、公有財産の使用についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第73号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決



されました。

次に、議案第75号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。

請願第3号、「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願書を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、請願第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

### 日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

## 日程第 5 発議第 7 号 「農協改革」に関する意見書の提出について

### 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第 5、発議第 7 号、「農協改革」に関する意見書の提出についてを議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第 7 号提出者、吉永弘則君。

○9 番（吉永弘則君） 皆様おはようございます。発議第 7 号を案分の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきますと思います。

「農協改革」に関する意見書ということで、平成 26 年 6 月 24 日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」においては、政府は、農業の成長産業化に向けて「農協改革」の推進を行っていくことを決定した。

具体的には、JA の事業や組織運営のあり方、JA ・連合会等の組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正等が、来年の通常国会で行われる予定となっている。

本町は、これまで JA と密接に連携しながら、農地利用集積・新規就農支援・健康福祉活動等を通じた農業振興・地域社会振興に取り組んできており、今後もこの関係を継続していく必要があると認識している。

しかしながら、「農協改革」に関する今後の政府のとりまとめ如何では、JA の組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた活動が困難になり、ひいては農業者、地域住民、地域社会に対しても多大な影響が出るのが懸念される。

よって、国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている「農協改革」については、JA グループの自己改革内容を十分尊重した上で、下記の事項の実現に対応していくよう強く求める。ということで、

#### 1. 総合事業による JA 事業の展開について

JA の役割は「農業振興」と「地域振興」に寄与することであり、この役割を果たしていくためには、総合事業（営農経済・信用・共済・生活・福祉等）による多様なサービスの提供が不可欠であることから、今後も JA の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度・法人形態の転換等は、強制しないこと。

#### 2. 准組合員の事業利用・JA 運営参画の促進について

准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生の推進」「地域のライフライン維持」を今後図っていくためには、准組合員の事業利用・JA運営参画の促進を図る必要があることから、准組合員に対する事業利用の制限等を行わないこと。

### 3. 農協法上の「新たな中央会制度」位置づけの明確化について

「新たな中央会制度」は、JAの経営課題解決や積極的な事業展開への支援を目的とする自律的な制度に転換し、その機能を代表機能、総合調整機能、経営相談・監査機能に集約・重点化していくが、これらの機能を十分に発揮するためには、農協法に規定された上での制度維持が必要であることから、「新たな中央会制度」も引き続き農協法上に位置づけられた組織とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

ということで、本日の日付けで、大津町町議会議長大塚龍一郎ということで、提出先については衆議院議長、まだ伊吹文明氏が衆議院議長というようなことですので、伊吹文明氏、以下記載のとおりの人たちに対する意見書を提出したいと思います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。

発議第7号、「農協改革」に関する意見書の提出についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第7回大津町議会定例会を閉会いたします。

午前11時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年12月12日

大津町議会議員 大塚 龍一郎

大津町議会議員 源川 貞夫

大津町議会議員 坂本 典光